



2021事務年度 金融行政方針

コロナを乗り越え、活力ある経済社会を
実現する金融システムの構築へ

2021(令和3)年8月

はじめに

2021 事務年度の金融行政は、以下の3つを重点課題として取り組む。

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬくことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

こうした重点課題に取り組み、①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公正性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指す。

※ 金融庁では、金融行政方針へのご意見を随時受け付けております。今後の参考として活用させていただきますので、ウェブサイト受付窓口（<https://www.fsa.go.jp/opinion/>）までご意見をお寄せください。





2021事務年度 金融行政方針

概 要



2021事務年度 金融行政方針

～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～ 2021年8月公表

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬくことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

■ 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。

■ 豪雨等の自然災害の発生時には、金融機関に対して、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す。

■ 金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取り組みを促す。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。

■ 地域経済全体の活性化に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。

■ 地域金融機関が地域の実情等を踏まえ持続可能なビジネスモデルを構築するよう、対話を通じて経営改革に向けた取り組みを支援していく。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

■ 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、データ分析の高度化を推進する。

■ 金融行政各分野の専門人材の育成を進めるとともに、職員の主体的な取り組みを奨励する枠組みの一層の活用、財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境の実現や、質の高いマネジメントによる組織運営を推進する。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

■ 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。

■ 国際金融センターとしての地位確立を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。

■ サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。

■ インベストメント・チェーン全体の機能向上に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。

■ 利用者目線に立った金融サービスの普及を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。

■ マネロン等対策の強化やサイバーセキュリティの確保のほか、システムリスク管理態勢の強化を促す。



2021事務年度 金融行政方針

本 文





目次

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする	1
1. 金融機関による資金繰り支援	1
2. 地域経済再生のための取組み	2
(1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築	2
(2) 経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備	2
(3) 地域経済活性化に向けた働きかけ	3
(4) 地域企業・経済の持続的な成長に資する法制度等の検討	3
3. モニタリング方針	4
(1) 現下の金融経済情勢と業種横断的な課題	4
(2) 業種別モニタリング方針	4
II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する	8
1. デジタル・イノベーションの推進	8
(1) 送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討	8
(2) 決済インフラの高度化・効率化や新たな金融サービスの育成	9
(3) 金融分野における業務・手続きの電子化	9
(4) 金融機関における IT ガバナンスの向上	10
2. 国際金融センターの実現	11
(1) 政府一体となった取組みの推進	11
(2) さらなる取組みの強化	11
3. サステナブルファイナンスの推進	12
(1) 企業情報開示の質と量の向上	12
(2) 市場機能の発揮	12
(3) 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理	13
(4) 国際的な議論への貢献	13
4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給	14
(1) 市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し	14
(2) コーポレートガバナンス改革の推進	14
(3) 資産運用の高度化	15
(4) 市場に対する信頼性確保	15
5. 利用者目線に立った金融サービスの普及	16



(1) 顧客本位の業務運営	16
(2) 家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上	17
(3) 全ての利用者に寄り添った丁寧な対応	17
(4) 多重債務問題への対応	18
6. 様々なリスクへの備え	18
(1) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化	18
(2) サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス	19
(3) システムリスク管理態勢の強化	20
(4) LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応	20
(5) 経済安全保障上の対応	20
III. 金融行政をさらに進化させる	21
1. モニタリングの高度化	21
(1) データ分析の高度化	21
(2) モニタリング能力の向上	22
2. 金融行政を担う組織としての力の向上	22
(1) 専門人材の育成	22
(2) 職員の主体性・自主性の重視	23
(3) 財務局とのさらなる連携・協働の推進	23
(4) 誰もが能力を発揮できる環境の実現	23
(5) 幹部職員等のマネジメント力向上	24



I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の影響により、厳しい資金繰り状況に直面する事業者に対して、金融機関は適切かつ迅速な資金繰り支援を行っていくことが必要だ。これまで金融庁は、関係省庁と連携しつつ、既往債務の条件変更、金融機関のプロパー融資¹、信用保証協会保証を活用した融資、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や資本性劣後ローンの利用等による事業者ニーズに応じた支援を促してきた。

金融庁では、引き続き、金融機関の取組状況を確認し、金融機関による事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、今後はポストコロナにおける力強い経済回復を後押しするため、金融機関による経済再生のための取組みを促す施策を講じていく。

また、金融機関自身が経営基盤を強化し、我が国経済の力強い回復と成長に資するよう、各金融機関の実態や金融システム全体の状況を的確に把握した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて対話を積み重ねていく。

1. 金融機関による資金繰り支援

コロナの影響が長期化する中で、金融機関においては、継続的に事業者の状況を把握し、資金繰り支援を適切に行っていくことが最も重要だ。こうした観点から、金融庁では、金融機関に対して、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間を長期に延長すること等の積極的な提案により、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うよう、累次にわたり要請してきた。

金融庁では、引き続き、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。また、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」など、金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めるほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行っていく。企業決算・監査への対応についても、引き続き、コロナの影響を注視し、関係者間で適切な連携を図る。

近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害の発生状況を踏まえ、平時からの災害への対

¹ 信用保証協会保証を活用しない融資。



応態勢の構築を進める。また、今夏の各地における豪雨をはじめとする災害の発生時²には、被災地の実情を踏まえ、関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な被災者支援に取り組んでいく。

その際、迅速かつ的確に「金融上の措置」の要請を行うなど、金融機関に対して、被災者のニーズを十分に把握し、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。

自然災害やコロナの影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主については、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（コロナに適用する場合の特則を含む）による債務整理を通じた、被災者の生活・事業の再建支援を促す。債務整理に際して、「登録支援専門家（弁護士等）」が手続支援を行う場合に要する経費等の補助を行っていく。

2. 地域経済再生のための取組み

（1）経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築

ワクチン接種の進捗等により、経済活動は徐々に活性化していくことが期待されるものの、コロナの影響と売上の回復の行方は個々の事業者により様々だ。特に、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対しては、地域に根差した金融機関が中心となり、地域・業種の特性も勘案し、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていくことが必要だ。

このため、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、こうした地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。

（2）経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備

金融機関が支援機関³等と連携し、ポストコロナにおける事業者のビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善に取り組んでいけるよう、経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備を行う。例えば、関係機関と連携しつつ、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整

² 2021年5月施行の災害救助法等の一部改正による災害の「おそれ」の段階も含む。

³ 信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC等



理等のガイドラインの策定及び「経営者保証に関するガイドライン」の見直しについて検討する。

金融機関が返済猶予等の貸出条件を変更する場合の債権の区分に関し、融資先企業が一定の経営改善等を実現する計画（実現可能性の高い抜本的な経営再建計画）を策定した場合には正常債権と取り扱うことができる。これについて、コロナによる影響の全容が見通し難いことや、これまで資金繰り支援に係る累次の要請が行われていること等を踏まえ、その取扱いの明確化を検討する。

くわえて、地域における事業再生の担い手の一つとして、債権買取・回収にとどまらない事業再生支援機能を有するサービスラーについて、その有効な活用の促進を検討する観点から、サービスラーによる優良な事業再生事例の収集を含めた実態把握等の取組みを進める。

（３）地域経済活性化に向けた働きかけ

金融庁・財務局自らが、地域企業や支援機関等とのネットワークの形成や、金融機関による地域企業への支援事例の収集等を通じて、地域経済エコシステムの実態を把握し、地域経済全体の活性化に向けて積極的に関係者に働きかけを行うことが必要だ。

具体的には、ポストコロナを見据え、事業転換・事業拡大等を図る地域企業の経営人材確保を支援するため、REVIC に整備する大企業の人材リストを早期に１万人規模へ拡充し、地域金融機関等による地域企業のための経営人材マッチングを促進する。

このほか、金融機関や信用保証協会の現場職員の間で、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウを共有するなどの取組みを支援する。また、地域企業の生産性向上や地域活性化に向けた取組みを支援するため、金融機関職員の兼業・副業の普及・促進を後押ししていく^４。

さらに、金融庁・財務局の意欲のある有志職員を中心に、地域の関係者とのネットワークづくりを通じ、地域の産学官金等の有識者との結びつきを得るなど、具体的な地域の課題解決に金融行政の立場から関わることで、地域経済の持続的成長のあり方についての知見をさらに深める。

（４）地域企業・経済の持続的な成長に資する法制度等の検討

ベンチャー企業や再生局面にある企業など、足元の財務状況が必ずしも良好でなくとも将来性のある事業者は、多数存在する。こうした事業者が、不動産等の有形資産を持たない場合であっても、経営者保証に依存せずに資金調達できるとともに、金融機関が、企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備することが必要だ。このため、金融庁では、海外の制度・実務等も参考に、事業全体を対象とする新たな担保制度としての事業成長担

^４ 金融庁は、2021年6月23日、業界団体に対して、『「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」を踏まえた兼業・副業の普及・促進について』を発出。
(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210623.html>)



保権（仮称）について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する。

2021年4月より、法制審議会担保法制部会において、当該事業成長担保権（仮称）を含めた担保法制に関する議論が始まっている。金融庁として、この議論に貢献していくほか、並行して、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会⁵」等において、法制度の具体的なあり方とともに金融機関や監督当局等における実務上の取扱いについても検討を進めていく。

3. モニタリング方針

（1）現下の金融経済情勢と業種横断的な課題

コロナは、引き続き世界経済に大きな影響を及ぼしている。各国が財政・金融面で様々な政策を実施する中、先進国を中心に経済見通しの改善が見られる。もっとも、世界的に、緩和的な金融環境が継続し、この下で企業等の債務が増加している。今後の環境変化が、世界及び我が国の金融システムに与える影響について注意を払うことが必要だ。

こうした中、我が国において、金融機関は総じて充実した財務基盤を有し、金融システムは総体として安定している⁶。また、政府・日本銀行の政策により、引き続き経済活動は下支えされている。他方、コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握することが重要だ。

また、緩和的な金融環境下、金融機関の中には、利回り追求のためクレジット資産等の海外投資やリスクの高い商品への投資の拡大が見られている。市場における不確実性の高まりを踏まえ、市場変調に起因するリスクを業種横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していくことが重要だ。

（2）業種別モニタリング方針

① 主要行等

コロナによる事業の不確実性が続く中、特に、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行う。その上で、金融機関による資金繰り支援や資本性資金の提供といった事業者への支援の状況について確認していく。

また、個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組みを強化する。

⁵ 金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保法制等のあり方について議論するため、2020年11月に金融庁内に設置された研究会。

⁶ **コラム1** 金融機関の健全性に係る着眼点 参照



将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境の変化も見据えた内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について金融機関と対話していく。さらに、各金融機関の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場や外貨流動性に係るリスク管理態勢の高度化を促していく。くわえて、政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、引き続き対話を行っていく。

あわせて、金融機関のガバナンスに係る対話をさらに進める。特に、新興国を含む海外での買収や拠点拡大により統治構造が複雑になっていることや、証券子会社等を通じたリスクの高い取引が行われている実態を踏まえ、グローバルでの経営を支える IT・システム・会計等のあり方や、グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性を確認していく。また、銀行グループの収益における非銀行業務の比重の高まりや、IT・デジタル技術の利活用の進展も踏まえ、専門性の高い分野を含む業務執行・ガバナンスのあり方についても、取締役会等による業務執行の監督の実効性や、経営人材の育成・選任プロセスを含めて確認していく。

② 地域金融機関

地域金融機関（地域銀行及び協同組織金融機関）は、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの我が国地域経済を支える「要」となる存在だ。他方で地域金融機関を取り巻く経営環境⁷は、低金利環境の継続や人口減少・高齢化の進展、さらにはコロナの影響により厳しさを増している。こうした状況を踏まえ、地域金融機関の経営基盤の強化に向けて、一定の要件を満たす地域銀行の合併等については独占禁止法を適用しないこととする独占禁止法特例法の制定や、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを後押しする資金交付制度の創設等の様々な環境整備にこれまで取り組んできた。さらには、デジタル化や地方創生など、持続可能な社会の構築に幅広く貢献する銀行等の取組みを後押しする観点から、業務範囲規制・出資規制の抜本的な見直しを行った。今後、地域金融機関は、必要に応じてこれらの制度⁸を活用しつつ、地域の実情等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたって健全性を確保するための実効性のある方策を自ら策定・実行していくことが必要だ。

金融庁は、こうした地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。

⁷ **コラム 2** 地域銀行の経営状況 参照

⁸ 独占禁止法特例法の制定（2020 年 11 月 27 日施行、10 年間の時限措置）、金融機能強化法の改正に基づく資金交付制度の創設（2021 年 7 月 21 日施行、5 年間の時限措置）、業務範囲規制・出資規制の見直しを含む銀行法等の改正（法律公布（2021 年 5 月 26 日）後、6 か月以内施行）のほか、地銀経営統合・再編等サポートデスクの設置や、日本銀行による「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入（2021 年 3 月 1 日実施、3 年間の時限措置）などが挙げられる。



その上で、地域金融機関による資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする⁹。また、国内外の様々な経済・市場動向等を踏まえて、大口与信先を含む信用リスク管理の状況や有価証券運用の管理状況等についても、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促していく。

また、地域金融機関による融資先のポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの把握を後押ししていくため、引き続き、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めた取組事例の把握に努めていく。

なお、2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの国内実施については、関係者と十分な対話を行いながら準備を進める。

協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、中小・零細事業者のニーズに応じた厚みのある支援と持続可能な経営の確立に向け、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、コロナの影響を踏まえ、信用・市場リスクが健全性に与える影響を分析し、先々を見据えた早め早めの対応を促す。また、中央機関においては、協同組織金融機関への経営・業務サポートといった役割を発揮するよう、対話を通じて促す。

③ 証券会社

ポストコロナの経済社会を構築する局面においても、成長性のある企業の資金調達や個人の資産形成を支えるなどの点から、資本市場が適切に機能することが重要だ。その中で、証券会社はインベストメント・チェーンにおける金融仲介機能を担っており、大手・ネット系・地域証券等の業態・特性に応じてその機能を最大限発揮することが求められる。

そのためにも、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等に各社が取り組むことにより、持続可能なビジネスモデルを構築することが重要であり、こうした観点から深度ある対話を継続する。

積極的に海外ビジネスを展開する大手証券会社に対しては、グローバルなガバナンス及びリスク管理態勢の整備状況に留意してモニタリングに取り組む。また、オンライン取引を行う証券会社に対しては、システムリスク管理上の課題が生じていることも踏まえ、その態勢整備状況について引き続きモニタリングしていく。

⁹ **コラム3** 金融仲介機能の発揮に向けた実態把握の取組み 参照



④ 保険会社

保険会社には、人口減少や低金利環境の継続、自然災害の激甚化や自動車保険市場の縮小、デジタル化の進展等の事業環境の変化、さらにはポストコロナを見据えた対応が求められている。

こうした事業環境の変化に応じ、持続可能なビジネスモデルを構築することや顧客ニーズの変化に即した商品開発を行うことが重要だ。くわえて、足元では、非対面・効率的な業務運営の必要性が高まる中で、デジタル化に対応した人材育成等の課題がある。

また、保険会社の海外進出が進む中、グループベースでのガバナンスの高度化を進めることが重要だ。これらの取組みが着実に進められるよう、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

自然災害への対応については、再保険料が高騰する厳しい状況の中、経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図りつつリスク管理を行うことが喫緊の課題であり、各社の取組みへのモニタリングを継続する。さらに、適正・迅速な保険金支払いやリスクに応じた火災保険料率のあり方等について、損保業界等と対話を行っていく。

あわせて、こうした環境変化に対応するため、保険契約者等の的確な保護に向けた取組みや経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進めるとともに、財務上の指標や規制についても不断に見直しを行う。

⑤ 日本郵政

ゆうちょ銀行・かんぽ生命とは、市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化にくわえて、顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話を行う。また、日本郵政とは、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供に向け、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組みについて対話を行う。



Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

コロナの影響が長期化する中で、人々の新たな働き方やライフスタイルの模索、企業のビジネスモデルの見直しといった動きも進んでいる。金融分野を含む社会全体のデジタル化に象徴されるように、こうした動きは、それまで緩やかに進みつつあった社会構造の変化を一層加速させる契機となったと捉えることもできる。地球環境等のグローバルな課題への関心の高まりや、地政学的な変化、少子高齢化等の社会潮流も、新たな経済社会・産業の方向付けに大きな影響を与えてきている。

こうした中で、持続的な成長を可能とし、より活力ある経済社会への変革を実現するためには、リスクに挑み、新たな成長への道を切り開こうとする企業等を支えることが、金融システムに求められる役割だ。国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融機関による金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、企業の生産性向上、利用者利便の向上や社会課題の解決を目指す取組みを後押しし、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

1. デジタル・イノベーションの推進

経済社会全体のデジタル化が加速する中、民間事業者においても、ブロックチェーンや人工知能（AI）等の革新的技術やオープン API を活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるほか、新興国を中心に、経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。また、各国中央銀行においては中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する研究開発が活発化している。利用者保護の確保を図りつつ、企業の生産性や利用者利便の向上を実現するため、金融分野におけるデジタル・イノベーションを一層推進していくことが重要だ。

（1）送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討

我が国においては、デジタル送金手段の利用が進展しているほか、より低コストで活発な取引の実現に向けた社債等の証券商品のデジタル化・プラットフォーム構築等に関する検討が進められている。また、国際的にも、グローバルステーブルコインの取扱いも含めクロスボーダー送金の改善を目指し、新たな金融技術等の活用可能性やリスクへの対応に関する議論がなされている。こうした中、民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護等を適切に確保する観点から、2021年7月に金融庁に設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等を検討する。



CBDC については、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて2022 年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うこととしており、財務省とも連携しつつ、引き続きこの検討に貢献していく。

（２）決済インフラの高度化・効率化や新たな金融サービスの育成

キャッシュレス化や決済サービスの担い手の多様化等を踏まえた資金決済インフラの改革を進める。これまでの取組みの結果¹⁰、いわゆる銀行間手数料が見直されたことにより、銀行振込における利用者負担の軽減が実現しつつある。今後は、決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討の着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促していく。あわせて、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行う。

資金決済を含め、国民の生活のインフラとなりつつあるフィンテック（FinTech）関連ビジネスに関しては、新規参入や既存事業者の事業の拡大・多様化が進んでいくことが予想される。デジタル・イノベーションを通じて、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図る観点から、フィンテック・イノベーション・ハブ（FinTech Innovation Hub：FIH）¹¹の機能を活用して、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化するとともに、一体的な支援を行う。

特に、環境変化のスピードが速い決済分野については、事業者や業界団体と密に意見交換を行い、事業者のニーズを的確に把握し、API の接続も含めて、当局や業界団体が事業者とともに取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

一つの登録で銀行・証券・保険全ての分野における金融サービスの仲介ができることにより、利用者利便の向上が期待される金融サービス仲介業について、その健全な発展及び利用者保護の観点から、自主規制機関の認定や事業者の登録審査等の施行を進める。

（３）金融分野における業務・手続きの電子化

金融分野における業務・手続きの利便性向上や運用の効率化を図り、ポストコロナの持続的な成長基盤を構築するため、官民挙げたデジタル化を推進していく。

具体的には、企業・金融機関の事務効率化を図るとともに、経営・ビジネス展開におけるデー

¹⁰ **コラム 4** 決済システムの高度化・効率化への対応 参照

¹¹ 2018 年 7 月、フィンテックに係る最新のビジネス・技術の動向を把握し、金融行政に役立てていく観点から、金融庁内に設置。事業者からの相談にワンストップで対応する FinTech サポートデスクやイノベーションに向けた実証実験を支援する FinTech 実証実験ハブ等により、事業者が抱える課題等を把握して一体的に支援。また、分散型金融システムの課題を議論する国際的なネットワークである BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）において、イノベーションがもたらす利用者利便の向上と利用者保護の両立に向けた議論に貢献。



タ利活用を可能とする観点から、関係省庁と連携し、企業間決済に係るデジタル化を推進する。政府全体として、電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融 EDI（Electronic Data Interchange）の利活用促進を図る。また、手形・小切手機能の全面電子化に向けて 2021 年 7 月に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする。こうした取組みを推進していく上で、法人インターネットバンキングの普及・浸透が重要であることから、その利便性向上に向けて関係者と対話を行っていく。

また、書面・押印・対面手続きを求めている法令等の見直しや申請・届出等のオンライン提出を可能とするシステム整備等をこれまで進めてきた。引き続き、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組みを行う。また、「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」での議論を踏まえた取組状況のフォローアップを実施し、書面・押印・対面を前提とした業界慣行のさらなる見直しを促す。こうした取組みを通じて、民間部門におけるデジタル化をさらに後押しする。

くわえて、2021 年の通常国会で成立したデジタル改革関連法を踏まえ、預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して対応を行う。

（４）金融機関における IT ガバナンスの向上¹²

デジタル化の進展等に伴い、金融機関が IT と経営戦略を連携させて企業価値の創出を実現する IT ガバナンスを発揮することが重要だ。このため、金融機関が IT・デジタル技術を積極的に活用し、データの利活用等を推進することで、先進的で顧客体験を向上させるサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めることが期待されており、金融機関によるこれらの取組みについて深度ある対話を行う。

また、例えば、クラウドサービスやマイクロサービス¹³といった新技術を利用した基幹系システムの構築など、先進的な取組みを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階から IT ガバナンスやリスク管理等の観点からの議論を行うことで検討を後押しする。さらに、次世代システムへの移行や難度の高いシステム開発プロジェクトの進行についても、プロジェクトの企画段階等からきめ細やかに対話するとともに、金融機関の自律的な改善を促すことに力点を置いたモニタリングを進める。

こうした対話等を通じて得られた有益な取組みを分析の上公表し、金融機関の IT ガバナンスの強化を促す（システム障害等については、II. 6.（３）で後述）。

¹² **コラム 5** 金融分野の IT ガバナンスレポート 参照

¹³ マイクロサービスとは、システム機能を小さいサービス単位に分割し、疎結合化した集合体として利用するアーキテクチャー（設計思想）のことを指す。



2. 国際金融センターの実現¹⁴

(1) 政府一体となった取組みの推進

我が国において、国際金融センターとしての地位の確立を目指していくことは、雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのみならず、国際的にも、リスク分散を通じ、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることにつながると考えられる。また、日本には、大きな実体経済と株式市場、約 1,900 兆円という家計金融資産があり、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルが存在する。

こうした日本の強みを生かし、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、我が国市場の魅力向上にくわえ、海外資産運用業者等の参入促進に取り組んできた。金融庁においては、簡素な参入手続きの創設に向けた制度整備を行ったほか、「拠点開設サポートオフィス」を設置し、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・監督等の英語での対応を開始し、複数の事例において短期間で登録が完了した。くわえて、税制上の措置や在留資格の緩和等について関係省庁等とも連携するなど、包括的に取組みを進めた。

(2) さらなる取組みの強化

今後は、こうした取組みを着実に実施していくとともに、さらなる取組みの強化を図る。具体的には、英語での対応の対象を拡大して、海外から新たに参入する、主として顧客対応を英語で行う外国証券会社・外国銀行も対象に含めることとし、このための体制整備等を行っていく。

あわせて、海外の金融機関の法人設立や高度金融人材の生活面に対するバックアップを強化する。このため海外から参入する資産運用業者等に対する支援を英語かつワンストップで提供するモデル事業も活用し、国・地方公共団体・民間事業者が一体となった「金融創業支援ネットワーク」を構築する。さらに、グリーンボンド等が活発に取引される「グリーン国際金融センター」の実現に向けた環境の整備を行う（II. 3. (2) で後述）。

また、これらの取組みが広く認知・利用されることが重要であり、関係機関とも連携し、専用ウェブサイトやセミナーの開催等を通じて積極的なプロモーションを行っていく。同時に、国内外の様々な関係者との意見交換を継続し、さらなるニーズや課題を幅広く吸い上げ、国際金融センターとしての地位の確立に向けて絶えず取組みを進化させていく。

¹⁴ **コラム 6** 国際金融センター関連施策 参照



3. サステナブルファイナンスの推進¹⁵

世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、新たな産業・社会構造への転換を促す金融の重要性が高まっている。とりわけ、世界で加速する脱炭素化等に向けた動きを捉え、国内外の成長資金が日本企業の取組みに活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めることが喫緊の課題だ。その際、各産業がカーボンニュートラルを実現するためのトランジション（移行）も含め、企業の取組みが適切に評価されるものとなるよう施策を進める。

（１）企業情報開示の質と量の向上

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、2022年4月に発足する東京証券取引所プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD¹⁶）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。くわえて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組みの適切な開示のあり方を検討する。

国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、官民挙げて積極的に参画する。

（２）市場機能の発揮

「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内外の様々な投資家が脱炭素等に資する投資判断を容易かつ的確に行える環境を整備することが重要だ。

このため、発行体を含む広範なステークホルダーと連携しつつ、機関投資家の実務等に基づき資金使途等の基準の策定を進め、グリーンボンド等の適格性を客観的に認証する枠組みの構築を目指す。また、日本取引所グループ（JPX）等と協働し、こうした認証を得たグリーンボンド等の情報や発行体のESG（環境・社会・ガバナンス）に係る経営・取組方針等を広く集約・一覧化し、発行体や投資家向けの手引書等も含む情報プラットフォームの整備を行う。

企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価機関・データ提供機関の役割も重要だ。評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムの構築に向け、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、ESG評価機関・データ提供機関に期待される行動規範等を策定する。そのため、企業と投資家が果たすべき役割を明らかにすることも念頭に、

¹⁵ サステナブルファイナンス：持続可能な社会を実現するための金融

コラム7 サステナブルファイナンスを巡る動き 参照

¹⁶ Task Force on Climate-related Financial Disclosures



有識者等を交えた検討の場で議論を進める。

また、投資家保護の観点から、急拡大している個人向け ESG 関連投資信託について、資産運用会社・販売会社に対するモニタリングを進めていく。

ソーシャルボンド¹⁷については、新たなガイドライン¹⁸を踏まえて、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定を検討する。

（３）金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

金融機関においては、投融資先が気候変動に対応できるよう積極的に関与し、ノウハウを提供するなどの支援を行うことが期待されている。こうした金融機関の取組みを着実に進める観点から、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための地域金融機関向けの情報や知見を共有するなどの取組みをさらに進める。

また、金融機関が気候変動への対応を経営上の課題として認識し、適切な態勢を構築することも重要だ。具体的には、気候変動リスクに関するガバナンス態勢の確立、気候変動のリスクと機会を考慮したビジネスモデル・戦略の策定、気候変動リスクの認識・評価・管理プロセスの構築、シナリオ分析の活用等が求められる。

こうした観点から、本事務年度においては、日本銀行と連携し、３メガバンク・大手損保３グループを対象に、NGFS¹⁹シナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施する。あわせて、投融資先支援と気候変動リスク管理に関し、まずは預金取扱金融機関・保険会社に必要な態勢に関するモニタリング上の着眼点を明確化する。

（４）国際的な議論への貢献

2021 年 11 月に COP26（気候変動枠組条約締約国会議）が開催されることも踏まえ、開示、民間資金の円滑な供給、資本市場機能の強化、気候関連リスク管理等に関する国際的な議論で主導的な役割を担う。くわえて、国内対応に資するよう、データ整備や指標、気候変動以外のサステナビリティ関連事項の国際的動向について知見の蓄積を進める。

また、民間部門の国際的な取組みでの議論も適時に把握し、こうした取組みとの協調や議論の成果の活用を図りつつ、参画する金融機関を支援する枠組み等を検討する。

¹⁷ ソーシャルボンドとは、社会的課題解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券のこと。

¹⁸ **コラム 8** ソーシャルボンドガイドライン 参照

¹⁹ Network for Greening the Financial System：気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク。



4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給

日本の資本市場が経済全体のイノベーションや産業構造の変革を力強く後押しし、持続的な経済成長を実現するためには、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上が欠かせない。国際的な市場間競争の中で、こうした取組みを進めることは、我が国市場の魅力向上にも資するものであり、国内外の投資資金や海外の資産運用業者・金融機関を呼び込み、上述Ⅱ. 2. のとおり、国際金融センターの実現を目指す観点からも重要だ²⁰。

これまでの直接金融や市場型間接金融の機能向上の取組みが必ずしもマクロの資金循環の変化に至っていないことを踏まえ、市場機能及び金融仲介機能の発揮状況について、利用者、市場仲介者、機関投資家、取引所等を見渡した資本市場の鳥瞰的な点検を行う。この中で、投資家保護にも留意しながら、インベストメント・チェーン全体の機能向上に向けた取組みを進める。

（１）市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し

スタートアップ等によるイノベーションを促進するためには成長資金の供給促進がカギとなる。そのため、特定投資家制度の拡充等の取組みを進めるとともに、IPO 時の公開価格設定プロセス、SPAC（特別買収目的会社）、私募取引の活性化に向けた環境整備も含め、スタートアップエコシステムに資する資金供給のあり方について、投資家保護にも留意しながら検討を行う。

銀行と証券との間のファイアーウォール規制について、利用者本位のサービス提供が図られるよう、上場企業等の顧客情報の授受等についての制度整備を進め、モニタリングの実効性の強化を行うとともに、必要な検討を継続する。

株式流通市場については、東京証券取引所の市場構造改革²¹を実現していくとともに、私設取引システム（PTS）と金融商品取引所との間の適切な競争の促進²²など、市場機能の強化に向けた検討を行う。

（２）コーポレートガバナンス改革の推進

2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組みを促す。また、中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。

²⁰ **コラム 9** 成長資金の供給促進、銀証 FW 規制見直し等に向けた検討 参照

²¹ **コラム 10** 東京証券取引所における上場株式市場の構造改革 参照

²² **コラム 11** 金商業者の最良執行方針のあり方の検討 参照



また、「攻めのガバナンス」とあわせ、「守りのガバナンス」の機能発揮も重要だ。そのため、改訂版のコーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する。

（３）資産運用の高度化

これまで、資産運用会社がインベストメント・チェーンにおいて果たす重要な役割に注目し、顧客利益を最優先する商品組成やファンド管理、ガバナンスなど、各社の運用力強化に向けた取組みについて、経営陣やグループ親会社も含めて対話を継続してきた²³。あわせて、運用パフォーマンスの「見える化」により、相互の健全な競争を促す取組みを進めてきた。運用力強化に向けた各社の問題意識は高まりつつあり、取組みには一定の進展は見られるが、より実効性のあるものとしていくことが必要だ。

資産運用会社やそのグループによる運用力強化に向けた取組みが、実際の成果としての顧客利益を最優先した商品供給や、良好なリターンと残高拡大につながるよう、各社との対話を継続する。また、公募投信の「見える化」を定例化するとともに、インベストメント・チェーン全体の高度化の観点から、ラップを含む一任運用等の「見える化」も推進する。さらに、資産運用業を支えるサービスプロバイダー（システムベンダー等）についても幅広く研究していく。これらの成果を含めた資産運用高度化の進捗についてのレポートを 2022 年夏に公表する。

（４）市場に対する信頼性確保

市場の公正性・透明性の確保と投資家保護を図るべく、証券取引等監視委員会では、第 10 期（2019 年 12 月～2022 年 12 月）の「中期活動方針」に基づき、網羅的で・機動的で・深度ある市場監視（広く、早く、深い市場監視）の実現を目指しているところ、金融商品取引法等の法令に従い、法と証拠に基づくエンフォースメントを担う機関として、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。

不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に行うことにくわえ、重大で悪質な事案については的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。証券モニタリングについては、顧客本位の業務運営の定着状況、デジタルイゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルや市場の変化とそれに対応した内部管理態勢の構築等について検証するとともに、無登録業者に対しては、裁判所への申し立てに係る調査権限を積極的に活用する。くわえて、企業情報等の開示、証券会社等のモニタリング、不公正取引等に係

²³ **コラム 12** 資産運用業高度化に係るプロGRESSレポート 2021 参照



る各般の事例集を用いた分かりやすい情報発信等による市場規律の強化に努める。

また、市場における企業情報に対する信頼性向上の観点からは、証券取引等監視委員会やガバナンス改革等を通じた企業自身の取組みにくわえ、監査法人が、資本市場のゲートキーパーとして、外部監査の質の向上を一層進めることが求められる。そのため、2021 年中に監査法人等の品質管理基準を改訂するとともに、公認会計士・監査審査会において、監査法人等のガバナンス態勢、グループ監査及び監査上の主要な検討事項（KAM）等に係る検証を実施する。くわえて、今秋以降、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について総合的に検討する。

さらに、金融関係国際機関として唯一東京に事務局を置く監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の事務局支援を継続し、IFIAR の副議長国として、グローバルな監査品質の向上にも貢献していく。

5. 利用者目線に立った金融サービスの普及

利用者目線に立った金融サービスの普及により、国民の安定的な資産形成を促すとともに、高齢者等の全ての利用者に寄り添った対応や多重債務問題といった社会課題の解決に取り組んでいく。

（1）顧客本位の業務運営²⁴

国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。こうした観点から、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう、金融商品・サービスの手数料や投資リスク、利益相反等を簡潔に記載した「重要情報シート」の活用状況のほか、顧客に対して最善の商品を提案するための商品選定プロセス、営業・提案プロセス、営業員の業績評価体系といった様々な取組みや、そうした取組みが自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかといった点についてモニタリングを行う。

また、顧客本位の業務運営についての取組状況を比較可能な形で金融庁ウェブサイトから公表する（「取組状況の見える化」）とともに、好事例の紹介等の情報発信を強化する。くわえて、

²⁴ **コラム 13** 金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況 参照



それぞれの金融事業者間の取組方針において、自らが顧客本位原則の趣旨・精神を咀嚼した内容や営業員等が取るべき具体的行動が示されているかを中心に、金融事業者と対話を行う。

さらに、投資信託で導入されている「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI」（運用損益別顧客比率等）について、外貨建保険についても同様の基準で作成・公表するよう金融機関に対して促す。

（２）家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上²⁵

急速な高齢化の進展や、働き方を含めた暮らし方が多様化する中、各個人が生涯にわたって豊かな人生を送るためには、若いうちからライフプランを考え、人生の様々なステージで必要となる資金の確保に努めることが重要だ。そのためには、貯蓄にとどまらず、安定的な資産形成に取り組む重要性がますます増している。

また、個々人が安定的な資産形成に取り組む上で、それぞれのライフプランにあった金融商品・サービスを選択していくことが必要となるため、金融リテラシーの向上に向けた取組みが重要となる。こうした取組みは幅広い年齢層に向け実施することが必要だが、2022 年 4 月からの成年年齢引下げも踏まえると、特に若年層の金融教育の重要性が高まっている。

このため、若年層を主たる対象として、ウェブ教材を含む ICT を利活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組みを推進する。具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、2022 年 4 月から施行される高校新学習指導要領を踏まえた学校教員向け研修会等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組む。

くわえて、金融庁では、安定的な資産形成を税制面で後押しするため、NISA やつみたて NISA の普及²⁶にも取り組んでいる。2014 年 1 月の NISA、2018 年 1 月のつみたて NISA 導入以降、2021 年 3 月末時点で口座数は 1,580 万、買付額は 23 兆円を超えた（うち、つみたて NISA は約 360 万口座、約 9,000 億円）。国民の安定的な資産形成をさらに促進していくため、例えば身近な場である職場でも、つみたて NISA 等を活用した資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体等に対し働きかけるなどの取組みを行う。

（３）全ての利用者に寄り添った丁寧な対応

高齢化やグローバル化の進展など、我が国経済社会の急速な変化に対応し、全ての利用者がそれぞれのニーズに応じた利便性の高い金融サービスを受けられるよう、金融事業者に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促していく。

具体的には、金融商品販売における高齢顧客対応に関して、投資家の能力や状況に応じた柔軟

²⁵ コラム 14 金融経済教育 参照

²⁶ コラム 15 NISA の普及状況 参照



な顧客対応に向けた業界における適切なルール整備を後押しする。また、認知判断能力が低下した高齢顧客との取引を親族等が代理する対応等に関して、顧客利便の向上とトラブル防止の取組みをさらに促す観点から業界との対話を行う。

外国人による金融サービスの利用に関しては、円滑な口座開設等に向けて有用な情報や注意すべき事項を利用関係者に対し周知するとともに、手続きの円滑化・効率化など、利便性向上に向けた金融事業者による取組みの一層の推進を図る。

障がい者が、金融事業者の窓口や ATM を通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるように、施設等の整備や研修等を通じた現場職員による対応の徹底など、社会的障壁の除去に向けた金融事業者の取組みをさらに促していく。

（４）多重債務問題への対応

多重債務問題への対応として、関係機関（警察庁、消費者庁、都道府県、業界団体等）との連携を強化し、注意喚起や周知広報等の取組みを進めていく。

コロナの影響もあって広がりを見せている SNS 個人間融資等の様々な形態の取引²⁷については、注意喚起等の取組みをさらに推進する。

また、成年年齢引下げを踏まえて、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、貸金業者における法令の遵守状況を確認するとともに、若年者への貸付けに当たっての貸金業者等による自主的な取組みが今後も実施されるよう、業界に促す。

6. 様々なリスクへの備え

デジタル化やグローバル化が急速に進展する中で、強靱な金融システムを構築していくためには、様々なリスクへの備えが不可欠だ。

（１）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

技術の進化による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引がより複雑化する中、国際的には、金融機関等に対し、リスクの変化に応じた継続的な管理態勢の高度化が求められている。海外では経営陣の交代や高額の前金を含む処分を課せられる事例も発生するなど、マネー・ローンダリング（資金洗浄、以下「マネロン」）・テロ資金供与・拡散金融管理態勢の脆弱性が金融機関の経営に与える影響度も拡大している。

²⁷ SNS 等における個人間での金銭の貸し借りをうたった取引や、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて資金を回収する取引等



そのような環境下、FATF（金融活動作業部会）第4次対日相互審査の結果も踏まえ、引き続き関係省庁や業界団体等とも連携し、丁寧な顧客対応の促進や、顧客の実態把握に関する取組みについての利用者の理解向上を図りつつ、我が国における金融機関等のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向けた施策を着実に実行していく。具体的には、検査要員の確保等により検査・監督体制を強化し、リスクが高いとされる業態を優先的に、リスクベースでの検査・監督を実施する。

また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化・効率化のため、各金融機関等による共同システムの実用化の検討・実施に取り組む。

FATF 等における国際的な議論について、特に、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂案の最終化など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ²⁸関係の作業を中心に、主導的な役割を果たす。

（2）サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス

新たなシステムインフラであるクラウドサービスの利用の広がりや、FinTech 企業等と連携した決済サービス等が拡充する中、外部委託業務や連携サービスを含めた業務プロセス全体を実効的に管理しオペレーショナル・レジリエンス（業務の強靭性）を確保する重要性が高まっている。

サイバーセキュリティに関しては、外部委託先に対するサイバー攻撃により顧客・業務データを窃取又は破壊される事案や、連携サービスの脆弱性を悪用され顧客資産を窃取される事案が発生するなど、金融機関がリスク管理を高度化すべき範囲が拡大している。

このため、リスクが高いと考えられる金融機関に対して、検査等で情報セキュリティ、特にサイバーセキュリティの実効性を検証するほか、規模を拡大したサイバー演習等を通じて、事案発生時における金融機関の対応・復旧能力の向上を図る。

また、サイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための項目を整備し、同項目に基づく金融機関による自己評価を分析の上、他の金融機関と比較した自らの位置付け、改善すべき分野等を還元することで、金融機関によるそれぞれの対応水準の向上を支援する。

くわえて、国際的に活動する大手クラウド事業者の出現により、集中リスクが生じ、オペレーショナル・レジリエンスの規制・監督手法にも新たな対応が求められている。第三者委託に関する国際的議論に参画し、クロスボーダーでのクラウドサービス等への対応を深化させる。

²⁸ 2019 年の暗号資産に関する FATF 基準採択以降、FATF における暗号資産関係の作業をリードしているグループ。



（３）システムリスク管理態勢の強化²⁹

金融機関・取引所において大規模なシステム障害や不正利用等が発生し、利用者に影響を及ぼす事案が発生する中、障害事案等の未然防止にとどまらず、金融機関等の業務中断の影響を軽減・緩和し、速やかに業務を復旧させることが重要だ。そのため、システム障害等が発生した場合においては、原因や改善策について、モニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害や金融機関等のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は、検査を含め、重点的に検証する。また、金融機関等のシステム障害の傾向、原因及び対策等をまとめた事例集を公表し、システムリスク管理態勢の強化を促す。

（４）LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、金融機関、事業法人、機関投資家等の多様な利用者に使われている重要な金利指標であるが、米ドルの一部テナー（期間）を除き 2021 年 12 月末に公表停止されることが確定している。

LIBOR 公表停止までの限られた時間を強く意識し、官民一体で検討してきた我が国での移行計画に則り、金融機関の LIBOR からの移行に向けた取組みについて、監督当局として丁寧な顧客対応も含めて着実に進捗しているかモニタリングを行い、進捗状況に応じた対応の徹底を求めていく。また、金融機関以外の利用者に対しても必要な対応を促していく。

さらに、円以外の外貨建 LIBOR を参照する取引についても、各通貨の母国当局又は検討体が示したガイダンス等に沿った対応を求めていく。

（５）経済安全保障上の対応

金融業は、国民の経済活動を支える基幹的なインフラ産業の一つであるとともに、大量の個人・企業の情報を保有する産業だ。経済安全保障の観点からは、そのインフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保しつつ、金融サービスを高度化していくことが重要になる。このため、金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。

²⁹ **コラム 16** 金融分野のシステム障害分析レポート 参照



Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融庁の役割、必要とされる機能も大きく変化し続けている。これまで金融庁は、その行政手法のみならず、金融庁自身のガバナンスや組織文化を含めた改革を行ってきたところである。今後とも、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくためには、こうした取組みを継続・拡充させていくことで、金融行政そのものを不断に進化させていくことが必要だ。

こうした観点から、本事務年度においても、データ分析の高度化、国際的なネットワークの強化等を通じたモニタリング能力の向上や、全ての金融庁職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めていくための取組みを行っていく。

1. モニタリングの高度化

(1) データ分析の高度化

金融機関の経営環境や収益構造が変化していく中で、経済・市場動向を理解し、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握するためには、データ等を活用し、モニタリングの実効性・効率性を高めていくことが重要だ。

こうした観点から、金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データと組み合わせて分析するなど、データ活用の高度化を推進する。具体的には、ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討や金融機関の健全性のモニタリングに資するよう、コロナが企業に与えている影響につき、多面的に実態把握を行う。

また、技術革新によるデータ蓄積・処理能力の向上、海外当局等での大規模データ活用の流れを踏まれば、金融庁においても、従来金融機関から収集している集計データよりも粒度の細かいデータを積極的に活用することが重要になる。こうした観点から、中長期的視点に立ったデータ戦略として、貸出や市場取引のほか企業個社に関する明細データ等について、モニタリング実務や政策立案での活用のあり方、金融業界におけるデジタル化の流れも踏まえた実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みを検討する。

こうした取組みを含め金融庁内の分析力向上やデータ活用の推進を図るため、金融庁内のデータ分析プロジェクトの質・量の拡充に取り組む³⁰。

³⁰ 金融庁チーフ・データ・オフィサー（CDO）の指揮のもと、データ分析統括室において、各課・職員が政策立案やモニタリングのために新たに立ち上げたデータ分析の取組み（データ分析プロジェクト）を集約・支援する取組みを開始した。なお、昨事務年度は、学識経験者を講評者として招き分析報告会を行うなど、データ分析に係る知見の共有・蓄積を進めた。



（２）モニタリング能力の向上

検査等の実施に当たっては、検証・対話の状況や求められる水準に応じ、立入検査による直接対話と新たなモニタリングスタイルであるリモート手法を柔軟に活用する。その際、十分な対話を通じた金融機関との意思疎通と適切な認識共有を目指し、それぞれの手法を使い分けるほか、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行う。このため、リモート手法の効果的な実施に向け、事例を積み上げていくとともに、PDCAをまわし、不断に改善を進める。

また、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、日本銀行との連携強化について、金融機関の意見も踏まえながら、検査・考査先の調整、規制報告の一元化、重要課題に係る共同調査など、着実に進めていく。

一方、諸外国と適時適切に情報共有・連携するネットワークを強化することも重要であり、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、グローバルに活動する我が国の大手金融グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催するとともに、平時から各国関係当局と緊密に連携する。くわえて、グローバル金融連携センター（GLOPAC）や二国間金融協力の機会を通じたアジア・新興国とのネットワーク構築・強化も進めていく。あわせて、各国とともに知見・教訓の蓄積や施策の好事例の共有を通じて我が国のモニタリング能力の向上につなげていく。

2. 金融行政を担う組織としての力の向上

（１）専門人材の育成

金融行政が進化していくためには、それぞれの分野における高度な専門人材の存在が不可欠だ。そのため、人材育成の基礎となる専門分野のあり方を点検するとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取組み等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成を目指す。

特に、意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、各種研修を実施する。また、金融機関のモニタリング業務や市場監視業務に従事する職員に対して、多様な実践の機会を与えるほか、信用リスク、市場リスク等のリスク管理分野におけるモニタリングや、新しい業態への対応力を高める仕組みを構築する。さらに、国会・予算・人事・調整業務等の官房業務の経験を通じ、政策の実現と金融庁の運営に不可欠な組織マネジメント能力を有する職員を育成する。

そのほか、幅広い知見・経験を金融行政に積極的に取り入れていくために、共に金融行政を担う



財務局はもとより、国際機関・海外当局、地方公共団体、民間企業等への職員の派遣を積極的に行っていく。また、最先端の知見を有する外部人材との協働及びその採用等を引き続き進めていく。

（２）職員の主体性・自主性の重視

金融行政が進化していくためには、職員が、自ら考え、提案し、チャレンジすることを奨励する組織文化が不可欠だ。こうした観点から、金融庁では、例えば、アイディアのある職員が自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ³¹」の枠組みや、職員が主体的に、金融行政が直面している課題を研究し、論文として公表することを組織的に支援する枠組みを整備してきた³²。こうした枠組みが、より多くの職員に積極的に活用されるための環境づくりを引き続き行う。

（３）財務局とのさらなる連携・協働の推進

良質な金融サービスを広く行き渡らせるとともに、様々な課題解決により地域経済の発展を実現していくためには、地域の生活や経済を支える金融機関の役割が極めて重要だ。そのためには、地域の金融行政において重要な役割を担っている財務局と金融庁が緊密に連携・協働することが不可欠だ。これまでも、例えば、幹部レベル及び実務レベルで積極的にオンライン会議等を活用した適時の情報共有を行うなど、タイムリーかつ綿密な連携を進めており、こうした取り組みを継続・拡充していく。また、若手を含めた財務局職員が金融行政について積極的に意見を提言することのできる場を設けるなど、金融庁と財務局との連携・協働をさらに強化していく。くわえて、金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会に当たっては、金融庁と財務局とで一体となってヒアリングを実施し、監督業務の効率化を図ることで、地域の金融機関の果敢な取り組みを後押ししていく。

（４）誰もが能力を発揮できる環境の実現

職員一人ひとりが、それぞれの実情に応じた柔軟な働き方を実現することで、職員の生活の質を高め、業務の質の向上につなげる。特に、コロナ対応を契機に、社会全般のデジタル化が進んでおり、金融庁においても、全ての職員がテレワークを実施できる環境を実現したほか、外部とのオンライン会議環境の拡充等を行ってきた。こうした新しい働き方をポストコロナにおいても定着させていくため、テレワーク等の積極的な活用を進めるとともに、各職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、一元化に馴染む業務の集約、RPA（Robotic Process Automation）の一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取り組みなど、業務の

³¹ **コラム 17** 「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動 参照

³² **コラム 18** 職員個人が執筆した研究論文の概要 参照



合理化・効率化を一層進めていく。

さらに、全ての職員がいきいきと働き、成長していくためには、その能力・意欲に応じた適材適所の人事配置を徹底することが重要だ。そのため、採用区分等にかかわらない能力・適性に応じた人事や、庁内及び一般からの公募をさらに推進していく。

（５）幹部職員等のマネジメント力向上

組織の機能を最大化するためには適切なマネジメントに基づく業務運営が行われることが必要だ。特に金融庁は、金融実務に通じた民間企業出身者や弁護士・会計士等を含む多様なバックグラウンドを持つ職員により支えられており、こうした全ての職員の能力を最大化する質の高いマネジメントが求められている。そのため、幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」するとともに、現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成を通じ、きめ細かい組織運営を行っていく。また、幹部職員等に対し 360 度評価やマネジメント研修を継続的に実施し、常にマネジメント力の向上を図る。さらに、全職員を対象に職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバック及びそれを踏まえた取組みを組織として不断に行うことを通じて、全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の実現を図る。



2021事務年度 金融行政方針 コラム





目次

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする	1
コラム 1：金融機関の健全性に係る着眼点	1
コラム 2：地域銀行の経営状況	4
コラム 3：金融仲介機能の発揮に向けた実態把握の取組み	6
II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する	8
コラム 4：決済システムの高度化・効率化への対応	8
コラム 5：金融分野の IT ガバナンスレポート	11
コラム 6：国際金融センター関連施策	13
コラム 7：サステナブルファイナンスを巡る動き	15
コラム 8：ソーシャルボンドガイドライン	17
コラム 9：成長資金の供給促進、銀証 FW 規制見直し等に向けた検討	19
コラム 10：東京証券取引所における上場株式市場の構造改革	23
コラム 11：金商業者の最良執行方針のあり方の検討	25
コラム 12：資産運用業高度化に係るプログレスレポート 2021	27
コラム 13：金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況	30
コラム 14：金融経済教育	32
コラム 15：NISA の普及状況	34
コラム 16：金融分野のシステム障害分析レポート	37
III. 金融行政をさらに進化させる	39
コラム 17：「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動	39
コラム 18：職員個人が執筆した研究論文の概要	41

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

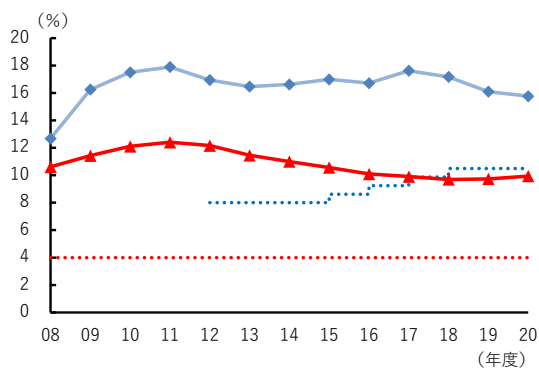
コラム 1：金融機関の健全性に係る着眼点¹

足元、我が国金融システムの中核である銀行の自己資本比率は規制上の最低水準を十分上回っている（図表 1）。また、不良債権比率は低位で推移しており、我が国金融システムは、総体として安定し頑健性を備えている。

2021 年 3 月期では過去数年と比較して信用コスト率が上昇した（図表 2）。しかし、政府・日本銀行による政策の下支えもあり、これまでのところその水準は、過去の危機時と比較して抑制されている。こうした中で、一部の金融機関では将来情報を活用した引当を実施する動きも見られる。

今後については、コロナによる経済・市場動向の不確実性が継続する中で、金融機関の健全性について、フォワードルッキングな観点から確認していく必要がある。

（図表 1）自己資本比率の推移

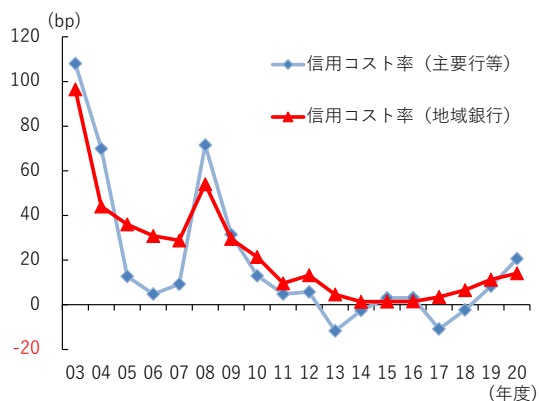


—●— 総自己資本比率（加重平均、国際統一基準行）
—●— 総自己資本比率最低基準（8.0%）+資本保全バッファ（国際統一基準行）
—●— 総自己資本比率（加重平均、国内基準行）
—●— 自己資本比率最低基準（4.0%）

（注）銀行単体ベースで算出。

（資料）金融庁

（図表 2）信用コスト率の推移



（注 1）2018 年度はスルガ銀行を除いている。また、期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。

（注 2）信用コスト率＝信用コスト／貸出金平残

（注 3）信用コスト＝（一般貸倒引当金繰入額＋個別貸倒引当金繰入額＋特定海外債権引当勘定繰入額＋貸出金償却）－（貸倒引当金戻入益＋償却債権取立益）

（資料）金融庁

¹ 本文 I. 3. モニタリング方針（1）現下の金融経済情勢と業界横断的な課題 参照



(1) 与信費用の増加リスク

国内の与信については、コロナの影響を受けている業種に属する幅広い債務者や大口債務者の業況悪化、といったリスクが顕在化した際の金融機関の財務への影響について分析する。

引き続き増加傾向を維持している海外向け与信についても、金融機関がリスクテイクを拡大してきたセクター・国を中心に、コロナ等の影響を分析する（図表3）。

上記のとおり、近年与信費用は過去の危機時等と比較して低水準で推移している。将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境の変化も見据え、信用リスク管理態勢については、フォワードルッキングな視点で検証し、対話を通じて高度化を促す。

(2) 市場運用・投資に係るリスク

国内外の市場動向を注視しつつ、市場変動時にも金融機関の健全性が維持されるよう、引き続き金融機関のリスク管理態勢の高度化を、対話を通じて促す。

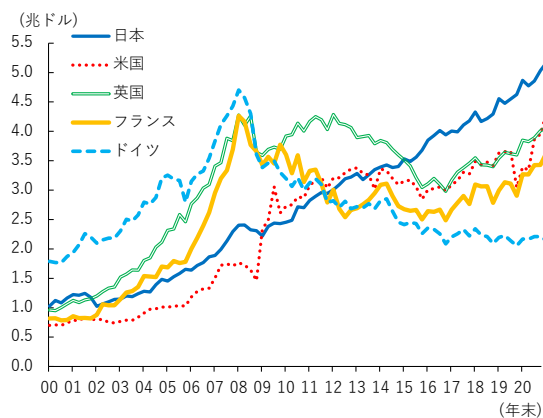
大手行による海外クレジット市場への投資については、近年拡大し、足元で引き続き高い水準で推移している（図表4）。このように、特定の市場・商品における、我が国金融機関のエクスポージャーが高い水準にあったり、急速に増加・減少したりする場合には、金融システムの安定性にも影響が生じ得る。こうした影響を分析するためにも、金融機関の市場運用方針については業態横断的に意見交換を実施し、タイムリーに把握する。

(3) 外貨資金調達に係る流動性リスク

我が国金融機関の外貨調達は市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有している。足元では、各国中央銀行の政策もあり外貨の流動性は確保されているが（図表5）、急激な市場変動時においても対応できるよう、金融機関の外貨流動性リスク管理の高度化について継続して対話を行っていく。

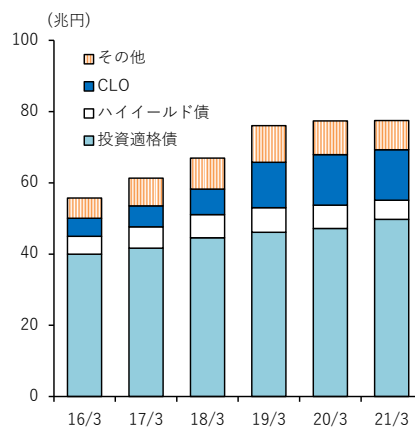


(図表3) 海外向け与信残高の推移



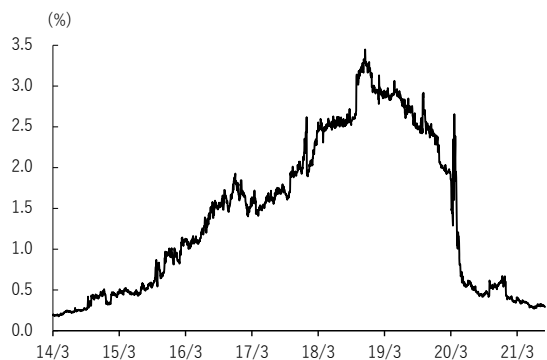
(資料) BISより、金融庁作成

(図表4) 大手行の海外クレジット投資残高の推移



(資料) 金融庁

(図表5) 市場における米ドル調達コスト



(注1) ドル調達コスト = 3か月米 LIBOR - 3か月円 LIBOR - ドル円ベースス

(注2) 直近は2021年7月末

(資料) Bloombergより、金融庁作成



コラム 2：地域銀行の経営状況²

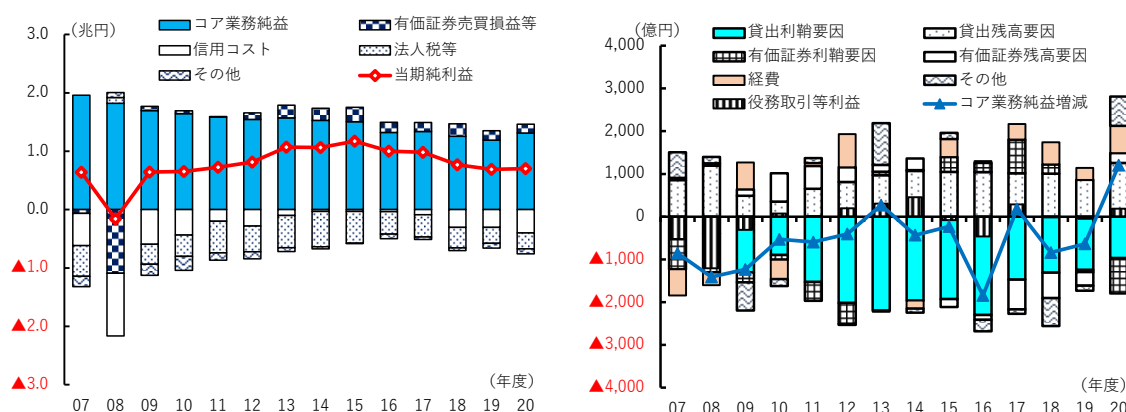
地域銀行を取り巻く環境は、低金利環境の継続や人口減少・高齢化の進展等により厳しさを増している。こうした中でも、地域銀行が安定した収益や将来にわたる健全性を確保し、地域において金融仲介機能を十分に発揮していくことが重要だ。金融庁は、経済・金融市場の動向を注視し、潜在的な金融システムへのリスクを早め早めに分析・特定した上で、引き続き金融システムの安定の確保に向けて適切な対応を行っていく。

決算の状況を見ると、基礎的な収益力を示すコア業務純益は趨勢的に減少傾向にあり、信用コストは近年増加傾向にあるが、足元 2020 年度のコア業務純益は、経費削減等により増収となった（図表 1）。

損失吸収力となる自己資本比率は、最低所要自己資本比率を十分に上回って推移している（図表 2）。

資産については、貸出金は趨勢的に増加しているほか、有価証券は内国債償還後の運用難から 2014 年度をピークに減少傾向にあったが、2020 年度は増加に転じた。なお、昨年同様、コロナの影響を踏まえ、積極的な事業者支援等を行った結果、貸出金は増加している（2021 年 6 月末の国内店貸出金残高は前年同月比約 8 兆円増加の 292 兆円（同 2.6%増））（図表 3）。

（図表 1）純利益の推移とコア業務純益の増減要因



（注 1）地域銀行については、期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。

（注 2）有価証券売買損益等＝株式 3 勘定戻り＋債券 5 勘定戻り

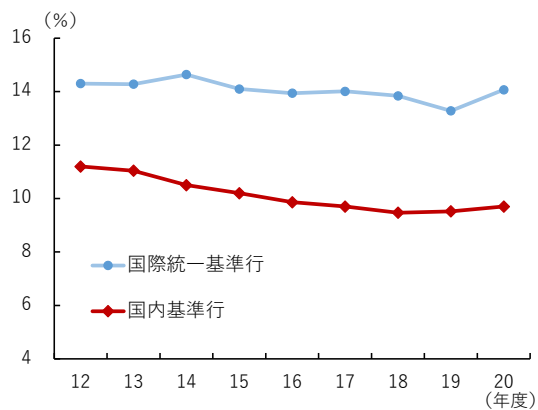
（注 3）信用コスト＝（一般貸倒引当金繰入額＋個別貸倒引当金繰入額＋特定海外債権引当勘定繰入額＋貸出金償却）
－（貸倒引当金戻入益＋償却債権取立益）

（資料）金融庁

² 本文 I、3. モニタリング方針（2）業種別モニタリング方針 ②地域金融機関 参照

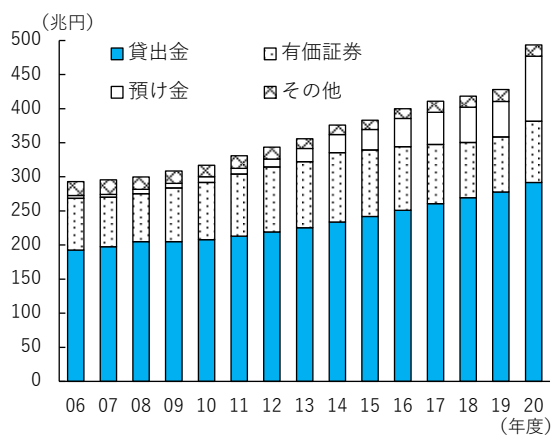


(図表2) 自己資本比率の推移



(資料) 金融庁

(図表3) 資産の状況



(資料) 金融庁

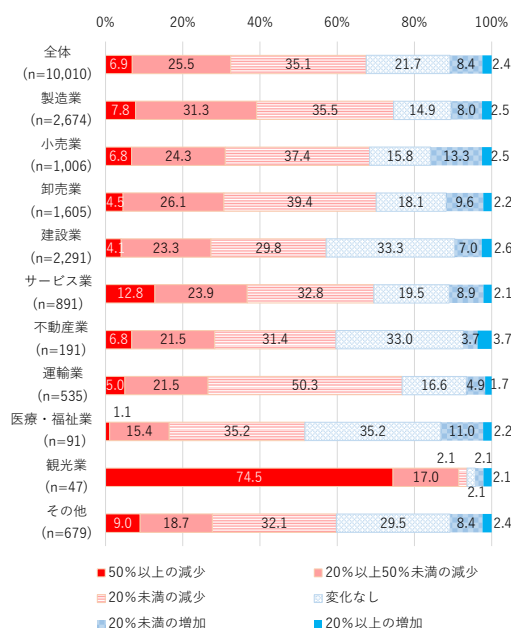


コラム 3：金融仲介機能の発揮に向けた実態把握の取組み³

コロナの影響が拡大したことで、多くの事業者が、売上の減少や厳しい資金繰り状況に直面し、先行きの見通しが難しい中、金融機関にとっては、事業性評価や伴走型支援といった平時からの取組みや金融仲介機能の真価が問われる局面となっている。

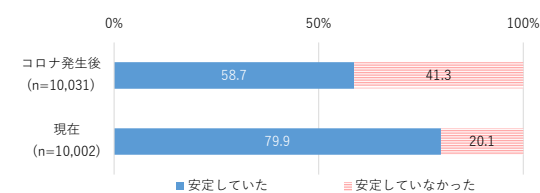
金融庁は、地域金融機関の金融仲介プロセスに対する顧客評価を確認するため、2015年度より「企業アンケート調査」を実施している。2020年度の調査では、コロナによる企業への影響と地域金融機関の支援状況についても確認した。コロナの影響で7割弱の企業で、売上が減少した（図表1）。こうした中、地域金融機関は事業者に対し、資金繰り支援を行い、2021年4月現在においては、コロナ発生後より資金繰りが安定しているという回答が増加した（図表2）。

（図表1）コロナにおける売上への影響

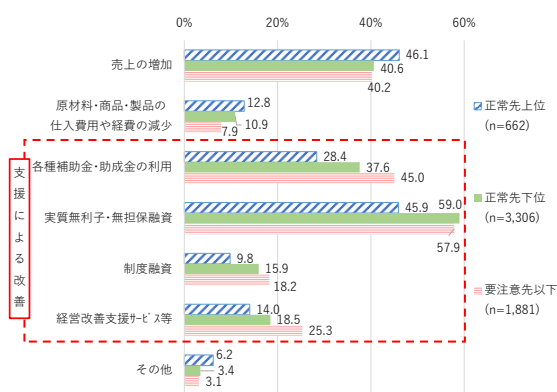


（注）観光業は他業態に比して調査対象先が少ないため有効回答数が少なく、回答による変動が大きい点には留意が必要
（資料）金融庁

（図表2）資金繰り状況と改善理由



（注）「コロナ発生後」：2020年2月から2021年3月まで
「現在」：2021年4月現在



（資料）金融庁

³ 具体的な金融仲介機能の発揮に向けた取組み内容は「令和3事務年度 金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート」にとりまとめ、2021年7月に公表している。

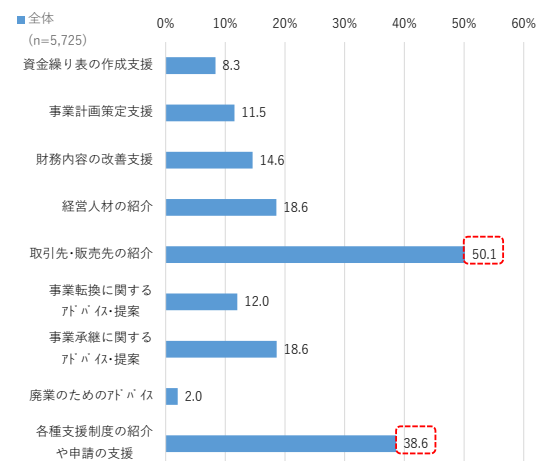
(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210708/20210708.html>)



また、コロナの影響のほか、今後金融機関から受けたい経営改善支援サービスは、5割が「取引先・販売先の紹介」、次いで4割弱が「各種支援制度の紹介や申請の支援」となっている。そのうち、手数料を支払ってもよいと回答した割合は、「経営人材の紹介」が5割弱、次いで「事業転換に関するアドバイス・提案」が4割強となっている（図表3）。

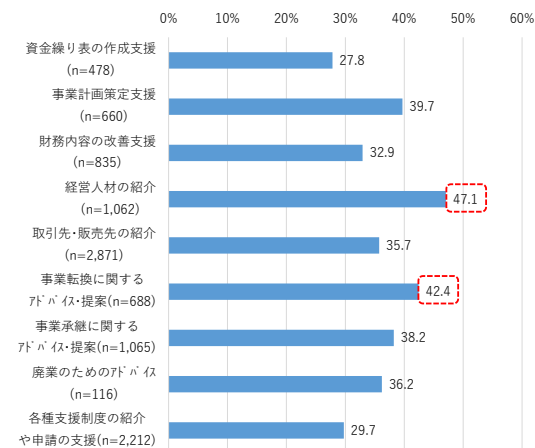
（図表3）金融機関から受けたいサービスと手数料を支払ってもよいサービス

〔受けたいサービス〕



（資料）金融庁

〔手数料を支払ってもよいサービス〕



（資料）金融庁

引き続き、資金繰り支援に万全を期すとともに、今後は、ポストコロナにおける地域経済の力強い回復を後押しするため、地域金融機関には、企業のニーズに応じた十分な事業者支援を行うなど、金融仲介機能を発揮していくことが期待されている。



Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

概要

本文

コラム

補足資料

コラム 4：決済システムの高度化・効率化への対応⁵

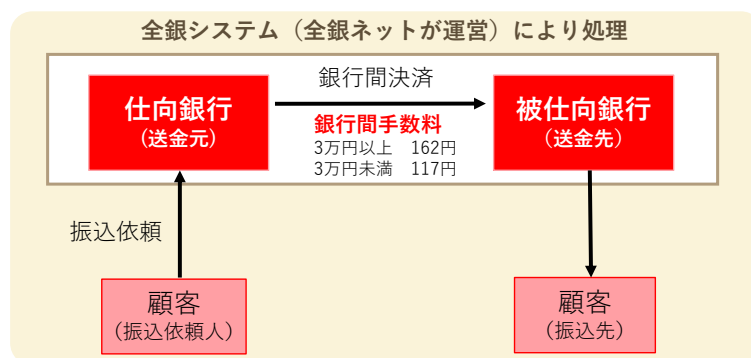
2020年7月の政府の成長戦略において、キャッシュレス化の進展を踏まえた決済インフラ構築に係る施策として、「銀行間手数料の引下げ」、「多頻度小口決済を想定した決済システムの構築」、「全銀システム（※）への優良なノンバンクの参加」等の施策が盛り込まれた。こうした方針の下、金融庁としては、関係者と連携しつつその具体化に向けて取組みを実施している。

（※）「全国銀行データ通信システム（全銀システム）」とは、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営する、国内の金融機関をネットワークで接続して内国為替決済を行うシステム。

（1）銀行間手数料の見直し

銀行間手数料は、銀行振込の際に、仕向銀行（送金元銀行）から被仕向銀行（送金先銀行）に対して支払われる手数料であり、各金融機関が設定する振込手数料の背景となるコストであると考えられる（図表1）。

（図表1）銀行間手数料の仕組み



（資料）金融庁

この銀行間手数料については、これまで40年以上にわたって一律の水準が維持されてきたところ、政府の成長戦略において、「全銀ネットが定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する」との見直し方針が示された。

⁵ 本文Ⅱ. 1. デジタル・イノベーションの推進（2）決済インフラの高度化・効率化や新たな金融サービスの育成 参照



こうした方針を踏まえた検討の結果、2021 年 3 月、全銀ネットが運営する新たな仕組み（内国為替制度運営費）に移行することが決定された。その概要は以下のとおりである。

現状（銀行間手数料）

- 個別銀行が相対で定める。
- 振込 1 件当たり 162 円（3 万円以上） / 117 円（3 万円未満）
※給与・公金等が無料となる等の例外あり
- 事実上見直されず



見直し後（内国為替制度運営費）

- 全銀ネットが、被仕向処理に要する平均的なコスト等に基づき決定。
- 振込 1 件当たり 62 円（給与・賞与のみ無料）
- 5 年ごとに見直し

（2）全銀システムへのノンバンク参加・多頻度小口決済システムの構築

「資金移動業者の全銀システム参加」及び「多頻度小口決済の利便性向上」については、関係事業者、有識者、金融庁、日本銀行等により構成される「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」において検討が行われた。「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」においては、2020 年 6 月以降、ノンバンクやシステムベンダーからのヒアリング結果等を踏まえつつ検討が進められ、2021 年 1 月、今後の取組みの方向性等を示した報告書が取りまとめられた。

「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」報告書のポイント

①銀行等に限定されている全銀システムへの参加資格を、2022 年度を目途に資金移動業者に拡大

参加要件	➤ 決済システムの安定性を確保する観点から、全銀システムに参加する資金移動業者についても既存の加盟銀行と同一条件で全銀システムに参加 ➤ 全銀システムに参加する資金移動業者に対するモニタリング上の対応について、全銀ネット・金融庁・日本銀行が連携のうえ、適切に検討する必要
参加形態	➤ 資金決済システムへのアクセスの公平性を確保する観点から、清算参加者（自らの日本銀行当座預金（日銀当預）により決済）としての参加機会についても確保していくことが期待される一方、清算参加者として参加する場合には、財務基盤やリスク管理といった点でより厳格な対応が必要 ➤ 代行決済委託者（日銀当預による決済について銀行に委託）としての参加について、清算参加者が当該委託者から決済を受託する場合の調整事項・確認観点等の標準化に取り組むことが期待される
接続方法	➤ 短期的には現行システムを前提とした参加を協議しつつ、中長期的には資金移動業者及び既存加盟銀行の双方のメリットが期待できる API を活用した接続方法について、具体的な検討を進めることが望ましい ➤ また、全銀システム全体の抜本的な効率化を図ることも視野に入れ、新技術の活用等についても、中長期的な目線をもって検討することが望ましい



②多頻度小口決済の利便性向上に向けた当面の対応として、都市銀行等5行が主導する小口決済インフラ構想（ことらプロジェクト）を2022年度早期に稼働

多頻度小口決済システムの実現方法については、都市銀行等5行において、金融機関やノンバンク決済事業者が提供する自社決済サービスが、低コストかつ容易に接続可能で、かつ利用者にとっても安価で便利な小口決済インフラ「ことら」の構築に向けた検討を進めている。

また、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」報告書においては、ことらプロジェクトと並行して、中長期的な目線で、次期全銀システムの更改も視野に、より良い実現方法や課題等について継続的に検討を進めることが望ましいとされた。

概要

本文

コラム

補足資料

コラム5：金融分野のITガバナンスレポート⁶

2021年6月30日、金融機関等のさらなるITガバナンスの強化に繋げていくことを目的として、2020事務年度の取組みにおいて把握した実態や課題等を取りまとめた「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」を公表した。2020事務年度は、地域銀行にくわえて信用金庫に対してもアンケートを通じて、各種計数を把握し比較を実施した。

その結果、「システム経費／預金量」の指標⁷については、2019事務年度のITガバナンスレポートと同じく、信用金庫のシステムに係るコスト効率が良いという結果となった（図表1）。

（図表1）業態別のシステム経費／預金量

	2019年度		2020年度	
	地域銀行 (104行)	信用金庫 (推計)	地域銀行 (103行)	信用金庫 (254金庫)
BS 預金量（平均）	3.3兆円	5,540億円	3.4兆円	5,719億円
P/L システム経費（平均）	47億円	6.6億円	49億円	6.1億円
指標 システム経費／預金量	0.18%	0.12%	0.17%	0.11%

（資料）金融庁

こうしたコスト構造の背景としては、地域銀行では預金や為替などの基本機能（非戦略領域）にくわえて、その他の経営支援といった戦略領域のシステムが密結合により複雑化・肥大化し、追加開発やメンテナンスの費用を増加させていることが要因と推察される。一方、既に一部の地域銀行では、システムの複雑化・肥大化を解消し、デジタルイノベーションに機動的に対応できるような次世代勘定系システムの構築に向けた検討が進められている。金融庁では、これらの先進的な取組みを支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置し、金融機関に早い段階から本サポートハブを活用してもらうことで、先進的な取組みを後押ししていく。

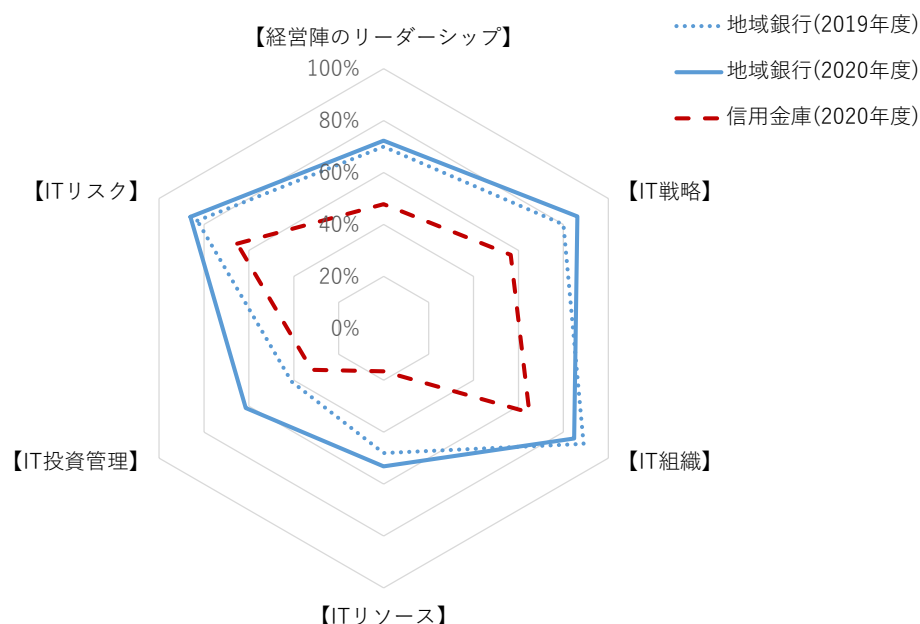
⁶ 本文Ⅱ．1．デジタル・イノベーションの推進（4）金融機関におけるITガバナンスの向上 参照

⁷ 預金量（金融機関の規模）に応じてデータ量・処理量が大きくなり、ITコストの増加要因となっているため、「システム経費／預金量」を指標としてITコストの効率性・適切性を評価している。



さらに、ITガバナンスの6つの考え方・着眼点⁸の発揮状況についてもアンケート結果を比較した。「ITリソース」の分野で地域銀行、信用金庫ともに「はい」（＝取組みを実施している）の回答割合が最も低く、特に「IT人材の確保・育成」に課題を抱えており、今後より戦略的な対応が求められる（図表2）。

（図表2）ITガバナンスの着眼点別「はい」の回答割合



（資料）金融庁

なお、IT ガバナンスの6つの考え方・着眼点については、アンケートだけではなく、対話を通じた実態把握も行っており、そこで得られた参考事例は事例集として2019 事務年度から公表している。今後も、金融機関や有識者との対話等を通じて得られた有益な情報を同事例集に反映していくとともに、意見交換などを通じて広く理解を浸透させ、IT ガバナンスの強化に向けて、金融機関に活用を促していく。

⁸ ①経営陣によるリーダーシップ、②経営戦略と連携した「IT 戦略」、③IT 戦略を実現する「IT 組織」、④最適化された「IT リソース（資源管理）」、⑤企業価値の創出につながる「IT 投資管理プロセス」、⑥適切に管理された「IT リスク」。

コラム 6：国際金融センター関連施策⁹

国際金融センターの実現に向け、1,900 兆円の個人金融資産等の強みを生かし、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築に取り組んでいる。ここでは、特徴的な施策について3つ紹介する。

(1) 金融行政の英語化

金融庁・財務局が共同して2021年1月に「拠点開設サポートオフィス」を立ち上げた。「拠点開設サポートオフィス」においては、新規に日本に参入する海外金融事業者からの事前相談、登録手続き、その後の監督等について全て英語で対応している。ウェブ会議を活用するなど、リアルタイムで効率的なコミュニケーションにより、海外金融事業者の日本への参入コストを下げると共に、短期間での登録に繋げている。2021年8月までに登録を行った4件については、いずれも海外と比べ遜色のないスピードで手続きが完了した。

また2021年6月には、事業者の利便性に配慮し、オフィスを日本橋（兜町）に移設した。日本橋（兜町）は、東京証券取引所にくわえて、新興の資産運用業者をはじめとする関連事業者が多く集積する地である。これにより金融当局への敷居を下げ、よりスムーズな相談・登録につながることを期待している。

くわえて、2021年4月に、AI翻訳を用いた音声・テキスト翻訳サービスを導入した。現状は下訳としての利用がメインであるが、同時に取り組んでいる金融専用エンジンの開発により、より精度の高い翻訳が可能となる見込みである。これにより、英語以外の言語も含めて海外の金融事業者とのより迅速かつ効果的なコミュニケーションが可能となることが期待される。

（図表1）新オフィスの看板



（資料）金融庁

（図表2）新オフィス入居ビルの正面



（資料）金融庁

⁹ 本文Ⅱ、2. 国際金融センターの実現 参照



(2) 国際金融センター特設ウェブページ

2021 年 3 月には、国際金融センター特設ウェブページを立ち上げ、日本への新規参入を検討する海外金融事業者に向けて、資産運用業の登録手続きに関する情報のほか、税制や在留資格等政府の取組み、ビジネスや生活の立ち上げに有益な情報について、網羅的に発信している。

(3) 「金融創業支援ネットワーク」構築のためのモデル事業

海外の金融事業者・金融人材が日本に金融ビジネスの拠点を開設するためには、金融業のライセンス取得だけでなく、法人設立や在留資格の取得、生活のセットアップなど、様々な手続きが必要となる。日本では、これらの諸手続きを一手に支援するサービスが普及していないため¹⁰、これらをワンストップでサポートする「金融創業支援ネットワーク」を構築するためのモデル事業（実証実験）¹¹を行っている。

(図表 3) 国際金融センター
特設ウェブページ



(資料) 金融庁

(図表 4) 金融創業支援ネットワーク



(資料) トライコー・ジャパン株式会社

¹⁰ 香港ではビジネスを開始するために必要な事務（法人設立・在留資格取得・金融ライセンス取得・生活の立ち上げ等）をワンストップで支援する企業が、関係当局に登録されているだけで約 7,000 社存在。

¹¹ 業務委託先であるトライコー・ジャパン株式会社のモデル事業専用 HP

<https://www.tricorglobal.com/tricor-japan-financial-services-agency-start-up-support-program>

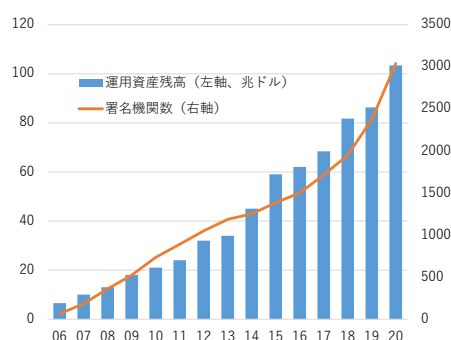
コラム 7：サステナブルファイナンスを巡る動き¹²

近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）を拡大させている。ESG 投資に関する原則を定めた責任投資原則（PRI）への署名機関数は、着実な増加を見せている（図表 1）。

また、世界でグリーンボンドやソーシャルボンドといった ESG 関連債の市場規模も近年拡大しており、日本の市場規模も同様に近年拡大傾向にあるものの、諸外国と比較すると未だ低い水準にある（図表 2、3）。

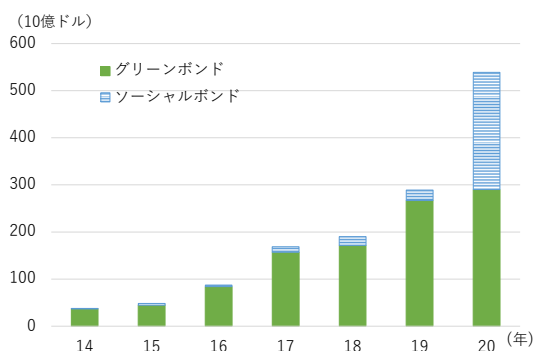
このような中、日本においても、2020 年 10 月、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021 年 4 月には、2030 年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明された。この挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である（図表 4）。

（図表 1）PRI 署名機関数と運用資産残高の推移



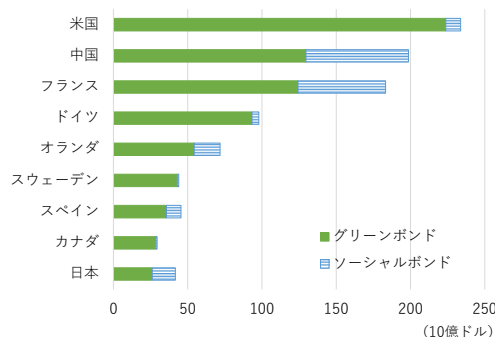
（資料）PRI 資料より、金融庁作成

（図表 2）世界の ESG 関連債発行額推移



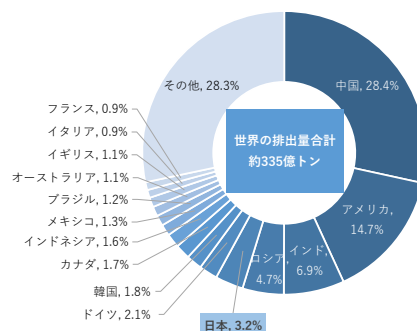
（資料）Climate Bonds Initiative 資料より、金融庁作成

（図表 3）国別の ESG 関連債累計発行額
（～2020 年）



（資料）Climate Bonds Initiative 資料より、金融庁作成

（図表 4）世界の二酸化炭素排出量
（2018 年）



（資料）全国地球温暖化防止活動センター資料より、金融庁作成

¹² 本文Ⅱ. 3. サステナブルファイナンスの推進 参照

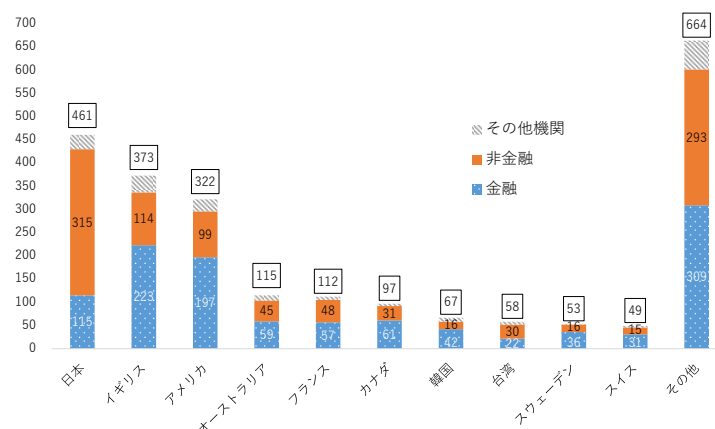


カーボンニュートラルの実現には、巨額の資金が必要となる。国際エネルギー機関（IEA）によると、パリ協定の目標達成に向けた 2040 年までのエネルギー関連の必要投資額は、世界全体で約 54.4 兆ドル～67.8 兆ドル（約 5,930 兆円～7,390 兆円）と試算されている。日本企業は脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有しており、35 兆ドル（約 3,740 兆円）ともいわれる世界の ESG 投資資金を日本に呼び込み、国内外の成長資金がこうした企業の取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要である。

こうした観点から、2020 年 12 月、金融庁に「サステナブルファイナンス有識者会議（座長：水口剛 高崎経済大学学長）」が設置され、以下の 3 点を提言の柱とする報告書が、2021 年 6 月に公表された。

「**企業開示の充実**」：中長期的な企業価値の維持・向上に向けて、企業が投資家や金融機関と建設的な対話を進める上では、サステナビリティ情報に関する適切な企業開示が鍵となる。日本は既に世界最多の約 460 社が TCFD 提言に賛同しているが、コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021 年 6 月）を踏まえて気候変動開示の質と量の充実を促すと共に、サステナビリティに関する開示のあり方について、継続的に検討していく必要がある（図表 5）。

（図表 5）TCFD 賛同機関数（2021 年 7 月末時点）



（資料）気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）資料より、金融庁作成

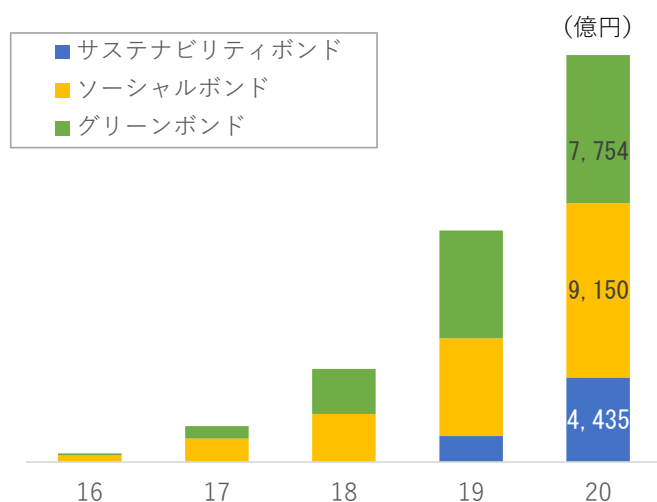
「**市場機能の発揮**」：サステナブルファイナンス市場の活性化に向けて、機関投資家、取引所、ESG 評価機関・データ提供機関等の市場の主要プレーヤーが期待される役割を適切に果たすことにより、高い流動性の確保や価格発見機能の提供を通じ、効率的な資金配分という市場機能を発揮することが重要である。

「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」：間接金融の比率が高い日本においては、銀行をはじめとする金融機関が、サステナビリティの視点を織り込み、投融資先の脱炭素化支援を推進することで実体経済の移行を支え、あわせて、自身のリスク管理態勢の構築を進めることが重要である。

コラム 8：ソーシャルボンドガイドライン¹³

ソーシャルボンドとは、調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、ポジティブな社会的効果をもたらすもの）だけに充当される債券を指す。コロナの拡大を受け、コロナ対策支援を目的とするソーシャルボンドの発行が世界的に大きく拡大するなど、ESG の E（環境）に加え、「S（社会）」分野の投資の重要性も高まってきており、国内外で大きく注目されている（図表 1）。

（図表 1）国内におけるSDGs債の推移



（資料）日本証券業協会作成（2016 年～2020 年の国内での公募による起債を集計）

国内においても、ソーシャルボンドの発行は大きく増加しているが、その内訳を見ると、公的セクターによる発行が多くを占め、一般の民間企業による発行は少しずつ始まってきた段階である。一般の民間企業によるソーシャルボンドの発行を通じたソーシャルプロジェクトの一層の促進が望まれる。

ソーシャルボンドに関しては、国際資本市場協会（ICMA）の策定したソーシャルボンド原則（以下「ICMA ソーシャルボンド原則」）が唯一の国際標準であったが、2020 年 12 月、経団連等から、我が国の特性に即した実務的なガイドラインの早期策定を求める要望が寄せられた。これを受け、金融庁を事務局として、2021 年 3 月、ソーシャルボンド検討会議が設置され、同会議における学識者、実務経験者等の議論を踏まえ、金融庁において、2021 年 7 月、ソーシャルボンドガイドライン（案）をとりまとめた。

¹³ 本文Ⅱ、3. サステナブルファイナンスの推進（2）市場機能の発揮 参照



ソーシャルボンドガイドライン（案）は、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、先進国としての課題を多く抱える我が国の状況にも即した具体的な対応の例等を示すことで、ソーシャルボンドの信頼性確保と発行体の負担軽減の両立につなげ、我が国民間企業によるソーシャルボンドのさらなる発行を期待するものである。

具体的には、ソーシャルボンドガイドライン（案）は、ICMA ソーシャルボンド原則と整合的に、ソーシャルボンドと称する債券に必要な4つの核となる要素（①調達資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティング）と、ソーシャルボンドの透明性の向上のための2つの重要な推奨項目（①ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク、②外部機関によるレビュー）のそれぞれについて、ソーシャルボンドに期待される事項と具体的対応方法を示している。

また、我が国の社会的課題を踏まえたソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例（高齢社会への対応、地方創生、自然災害・感染症対策、女性活躍推進等に係るものも含む）を示す等しており、我が国民間企業によるソーシャルボンドの発行や投資家によるソーシャルボンドへの投資の検討に活用できる実務的な内容となっている。

今後、パブリックコメントの結果を踏まえ、ガイドラインの内容を確定し、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標の具体的例示に向け、関係者間での議論を推進する方針である。



コラム 9：成長資金の供給促進、銀証 FW 規制見直し等に向けた検討¹⁴

コロナ後の新たな経済社会を見据え、我が国資本市場の一層の機能発揮を通じた経済の回復と持続的な成長を図る観点から、2020 年 10 月以降、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、成長資金の供給、海外金融機関等の受入に係る制度整備、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方について検討が行われ、以下の二つの報告がとりまとめられた。

(1) 第一次報告—世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて— (2020 年 12 月)

①海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備

海外金融機関等、とりわけ海外の投資運用業者等の受入のための環境整備は、我が国が国際金融センターとして機能を発揮する上で喫緊の課題である。一方、金融商品取引法上の現行制度では、「主として海外の資金を運用する海外事業者を必ずしも想定していない」、「海外の資金のみを運用する海外事業者について、参入時やその後の監督において、海外での業務実績や現に海外当局による監督等を受けていることが勘案されていない」といった課題が指摘されていた。

こうした指摘を踏まえ、簡素な手続き（届出）による新たな参入制度として、(i) 海外のプロ投資家（外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人）を主な顧客とするファンド運用業に係る特例制度（恒久的な制度）、(ii) 海外で一定の業務実績があり、一定の海外当局による許認可等を受けている投資運用業者（海外の資金のみ運用）に係る特例制度（時限的な制度）を、それぞれ創設することが提言された（図表 1）。

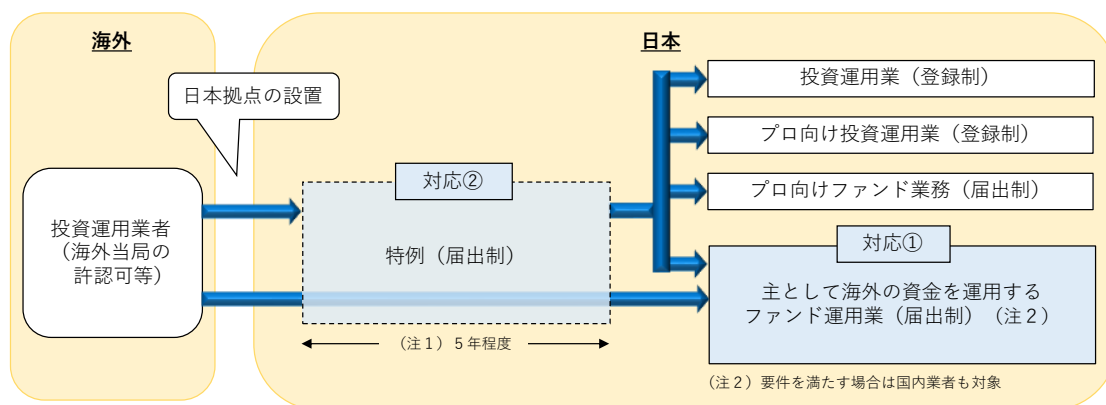
本提言を踏まえ、上記 (i) に該当する海外投資家等特例業務、(ii) に該当する移行機関特例業務についての特例制度を創設する金融商品取引法の改正案が 2021 年通常国会に提出され、2021 年 5 月に成立した。金融商品取引法の改正案は既に公布され、関連する政府令の改正案についてもパブリックコメントの手続きを開始しており、11 月までに施行の予定である。

¹⁴ 本文Ⅱ、4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給 参照



（図表 1）海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備

- ① 主として海外のプロ投資家（外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人）を顧客とするファンドの投資運用業者
② 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）について、簡素な手続（届出）による参入制度を創設（②は時限措置（3～5年程度））。



（資料）金融庁

②外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和

いわゆる銀証ファイアーウォール（FW）規制は、同一金融グループ内の「銀行」・「証券会社」間において、顧客の非公開情報等を顧客の同意なく共有することの禁止等を定めるものである。本規制は、1993 年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に優越的な地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保するために設けられた。その後、事後対応的な規制への見直しの流れ、諸外国における規制環境の変化等を背景に、規制目的と手段の比較考量を行いつつ、累次の見直しが行われてきた。

本件に関しては、例えば、「情報授受規制が存在しない国では現地企業からの同意書の取得に難航し、情報授受規制の適用を受けない海外金融機関との間で競争上不利となっている」、「企業が本邦金融機関から銀証一体となった提案を受ける機会が制約されている」、「我が国金融・資本市場の魅力向上を図る観点から見直すべきである」といった指摘がなされていた。

こうした指摘を踏まえ、海外規制との同等性の確保、我が国金融機関の国際競争力強化等の観点から、外国法人顧客に係る非公開情報等について、情報授受規制の対象から除外することが適当であると提言された。本提言を踏まえ、関係する内閣府令の改正を行い、2021 年 6 月に公布・施行した。

(2) 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—（2021年6月）

① 成長資金の供給のあり方

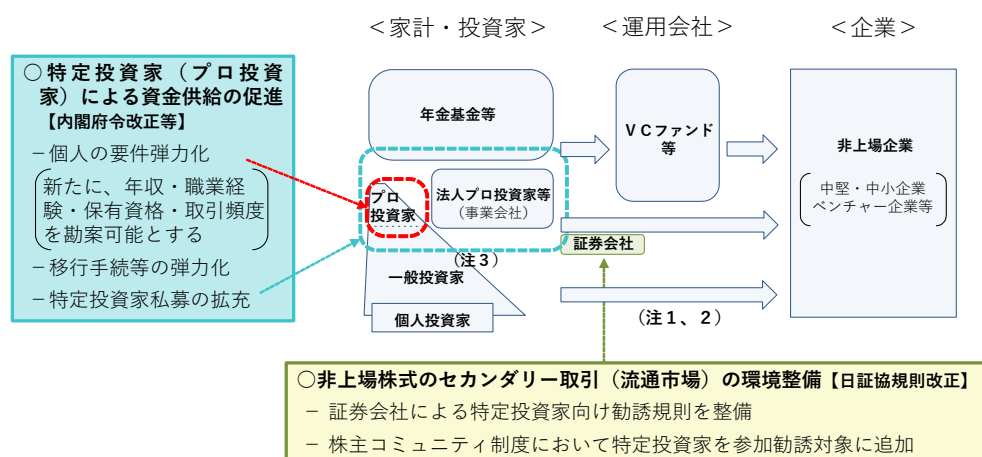
コロナ後の経済社会・産業構造の不連続な変化に対応していく観点から、スタートアップ企業等によるイノベーションや既存事業の再編・再生等を支える資本性資金の必要性が一段と高まっている。

スタートアップ企業等の非上場企業への成長資金供給においては、資本性資金の流れの円滑化・多様化を進めていくことが必要とされており、一般投資家の保護を徹底しつつ、プロ投資家がリスクテイクを行いやすい環境を整備する観点から、

- ・ 特定投資家（プロ投資家）による資金供給の促進に向けた制度整備
- ・ 非上場株式のセカンダリー取引（流通市場）の環境整備
- ・ 一般投資家も利用可能な制度である株式投資型クラウドファンディング制度のさらなる機能発揮
- ・ 東京証券取引所ベンチャーファンド市場の利用活性化
- ・ 企業がより機動的な資金調達を行うための少人数私募の人数通算期間の見直しが提言された（図表2）。

本提言を踏まえ、関係する政令・内閣府令等の改正を行う予定である。

（図表2）成長資金の供給のあり方



- （注1）株式投資型クラウドファンディング制度の更なる機能発揮【政令改正等】
発行総額（1億円未満）算定方法の見直し、特定投資家の投資上限額（50万円）の撤廃
- （注2）東京証券取引所ベンチャーファンド市場の利用活性化【東証規則改正】
- （注3）少人数私募の人数通算期間の見直し【政令改正】

（資料）金融庁



②国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し

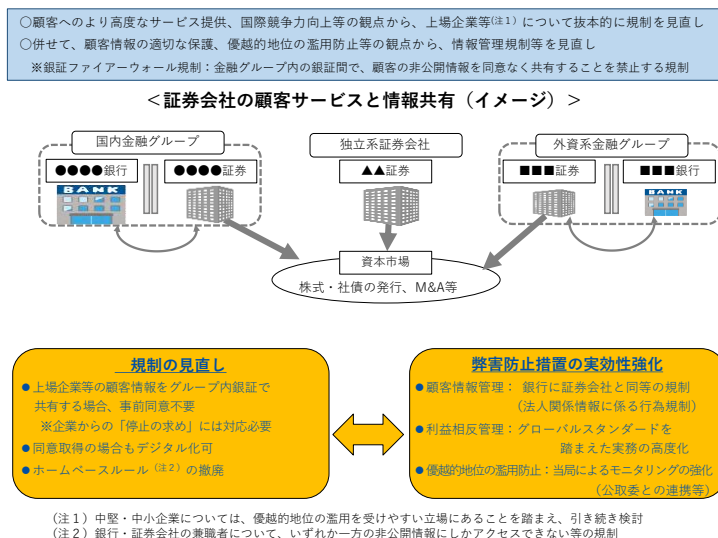
2008 年における銀証ファイアーウォール規制の大幅な見直しにおいては、顧客の非公開情報等の共有について、法人顧客に対するオプトアウトが導入された。その後も金融を取り巻く環境が大きく変化している中、本規制に関し、「オプトアウトについて、顧客に対する説明事項が多いなど、負担や利便性の観点からオプトインと大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において概して活用されていない」、「欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識され、日本の国際金融センターとしての魅力向上にとって阻害要因となっている」、「顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって負担が大きい」といった指摘がなされていた。

こうした指摘を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、顧客に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国内金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上等の観点を踏まえつつ、ファイアーウォール規制の趣旨（顧客情報の適切な保護、利益相反管理、優越的地位の濫用防止）の実効的な確保を図る観点から、規制を見直すことが提言された。

具体的には、情報授受に関する規制については、上場企業等の顧客情報をグループ内で共有する場合には事前同意は不要とするとともに、顧客からの共有の停止の求めには応じる必要がある、との抜本的な見直しを行い、あわせて、弊害防止措置の実効性確保に向けた方策を講じることが提言された（図表 3）。

本提言を踏まえ、関係する内閣府令や監督指針の改正を行う予定である。

（図表 3）国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し



（資料）金融庁



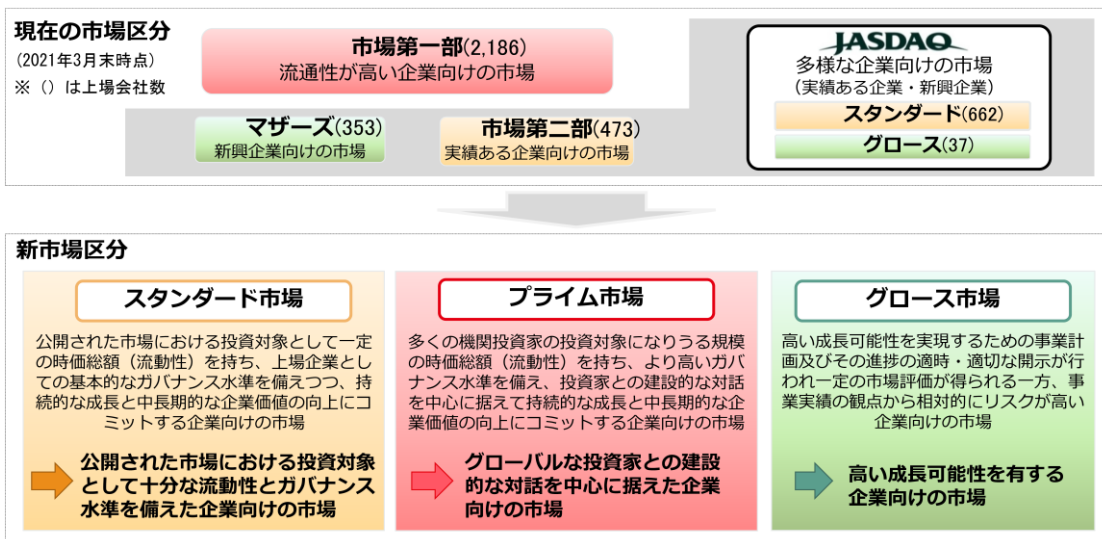
コラム 10：東京証券取引所における上場株式市場の構造改革¹⁵

(1) 東京証券取引所は、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、2020 年 11 月に以下の制度整備を実施した。

- ① 市場第一部上場に係る基準を時価総額 250 億円に統一（マザーズ上場企業は時価総額 40 億円で市場第一部へ上場できる基準を廃止）
- ② 市場第一部への赤字上場基準を緩和（売上高 100 億円以上かつ時価総額 1,000 億円以上の赤字企業含め、短期的な業績動向によらず、実質的な収益基盤などを確認）
- ③ 債務超過による上場廃止基準等の見直し（時価総額 1,000 億円以上の企業は、上場廃止・市場第一部から市場第二部への移行の対象としない）

(2) 今後、東京証券取引所では、2022 年 4 月に、現在の 5 つの市場区分を「プライム市場・スタンダード市場・グロース市場」の 3 つに見直すことを予定している（図表 1）。

（図表 1）市場区分見直しの概要



（資料）株式会社日本取引所グループ

¹⁵ 本文Ⅱ、4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給（1）市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し 参照



(3) 特に、プライム市場では、時価総額・流動性・ガバナンスの水準を、市場第一部より強化する。具体的には、

- ① 上場基準・上場維持基準とも流通株式時価総額 100 億円以上とする。
- ② 実態として流通性の乏しい株主保有の株式を除外するなど流通株式の範囲を見直した上で、上場基準・上場維持基準とも流通株式比率 35%以上を求める。
- ③ 2021 年 6 月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにて、プライム市場向けの一段高いガバナンス水準が適用される（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

(注) 市場第一部上場企業は、当分の間、①・②の基準に適合しない場合でも、基準適合に向けた計画書の開示を条件にプライム市場へ上場可能

	市場第一部	プライム市場
時価総額基準	時価総額 250 億円（直接上場） 時価総額 20 億円（第二部へ移行）	流通株式時価総額 100 億円 （上場時、上場維持共通）
流通株式定義	10%以上保有の株主持分は流通株式から除外	10%未満でも国内銀行・保険・事業法人持分は流通株式から除外
流通株式比率	35%（上場時のみ）	35%（上場時・上場維持）
コーポレートガバナンス・コード	全原則	全原則（プライム市場向けの一段高い水準の内容含む）

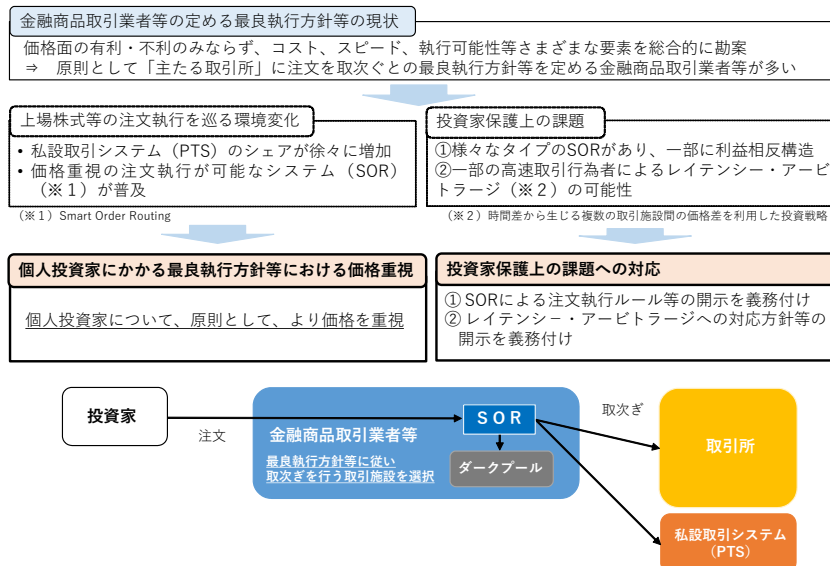
また、TOPIX についても、より時価総額や浮動株比率を重視する方向で見直しを行う。

	TOPIX	今後の TOPIX
時価総額水準	なし（市場第一部全銘柄）	流通株式時価総額 100 億円以上（100 億円未満の銘柄は 2025 年 1 月末までに除外）
浮動株比率	政策保有株は浮動株として指数への組入比率を算出	政策保有株は浮動株から除外して指数への組入比率を算出

(4) 今後、上場会社の新市場区分選択手続きや上場会社が所属する新市場区分の公表（2022 年 1 月予定）などを経て、2022 年 4 月 4 日、新市場区分へ移行予定である。

コラム 11：金商業者の最良執行方針のあり方の検討¹⁶

（図表 1）最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書 概要



（資料）金融庁

取引施設が複数存在する場合には、金融商品取引業者等は、顧客の注文をいずれの取引施設で執行することが顧客の利益となるかという観点からの対応が求められる。1998 年に取引所集中義務の撤廃とあわせて証券業として私設取引システム（PTS）運営業務の認可制が導入された。また、2005 年には、証券会社（現在は金融商品取引業者）は顧客が取引所外と明示しない限り、取引所で執行しなければならないとの原則（取引所取引の原則）が撤廃されるとともに、投資家保護の観点から、証券会社は、顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法である最良執行方針等を定め、これに従い注文を執行しなければならない等の最良執行義務が導入された。

その際、「最良の取引の条件」については、当時の市場インフラ等を踏まえ、価格、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して決定されることとされ、流動性の最も高い市場で執行することも「最良の取引の条件」で執行する方法の一つに該当し得るものとされた。現在、多くの金融商品取引業者等の最良執行方針等には、流動性、約定可能性、取引のスピード等を考慮して、原則として主たる金融商品取引所に注文を取り次ぐものと記載されている。

¹⁶ 本文Ⅱ、4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給（1）市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し 参照



その後、PTS のシェアが拡大し、SOR（Smart Order Routing：複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するシステム）が普及するなど、複数の取引施設における価格を比較して注文を執行する環境がより整ってきている。

一方で、以下のような課題も指摘されている。

- ・ SOR に付随して、金融商品取引業者等又はその系列・友好関係にある取引施設と顧客との間に利益相反構造がある
- ・ 2018 年に高速取引行為を行う者の登録制が導入されたが、一部の高速取引行為者が時間差から生じる複数の取引施設間の価格差を利用した投資戦略（レイテンシー・アービトラージ）を採用していると見られる

こうした現行制度導入後の環境変化及び課題を踏まえ、金融審議会「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」において、最良執行方針等に関する規制のあり方について検討が行われ、2021 年 6 月に以下を提言する報告書が公表された(図表 1)。

- (1) 個人投資家にかかる最良執行方針等について、価格重視の観点から、
 - ・ 主として価格面以外の顧客の利益を重視する場合には、その理由を最良執行方針等に記載することを義務付ける
 - ・ ダークプールを使用する場合、その理由を最良執行方針等に記載することを義務付ける
- (2) 投資家保護上の課題への対応の観点から、
 - ・ SOR による注文執行ルールを最良執行方針等に記載することを義務付ける
 - ・ 価格改善状況を最良執行説明書（最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面）に記載することを義務付ける
 - ・ レイテンシー・アービトラージへの対応方針・対応策の概要を最良執行方針等に記載することを義務付ける

なお、注文回送リポート（ペイメント・フォー・オーダー・フロー）については、日本では実例が確認されておらず、米国においても規制の見直しの途上にあることから、今後の状況・事情の変化に応じて、必要に応じ、法令による規制を含め、適切かつ機動的に対応することとした。

今後、金融庁では、同報告書に示された考え方を踏まえ、関係政府令等の整備等の制度導入に向けた準備を進めていく。

コラム 12：資産運用業高度化に係るプロGRESSレポート 2021¹⁷

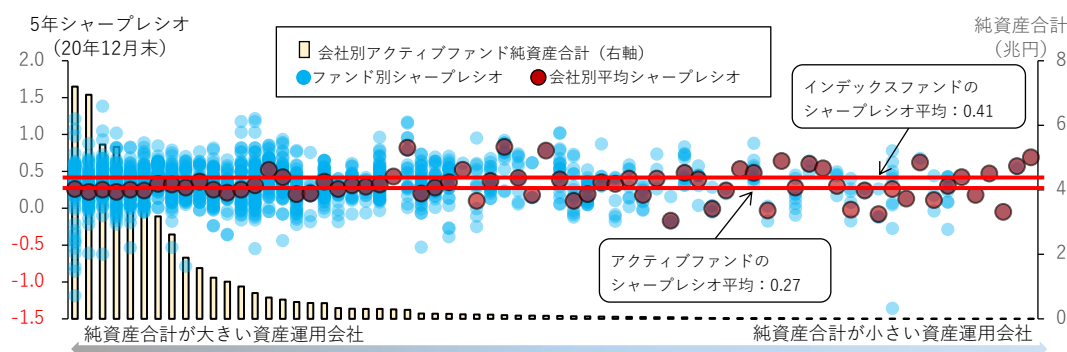
資金の好循環を実現し企業価値の向上と収益の果実を家計にもたらすためには、資産運用会社だけでなく、販売会社なども含めた「インベストメント・チェーン」の各参加者が、それぞれの役割を十分に果たし、資産運用を高度化していくことが重要である。

上記を踏まえ、これまでの資産運用会社との対話の成果と、今後の方向性を明らかにするため、2021年6月に「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2021」を公表した。同レポートでは、資産運用会社の顧客利益を最優先するガバナンスの強化、長期視点に立った運用重視の経営体制の構築や目指す姿の明確化を進める取組み等が見られる一方、それらを実効的にリターンの向上や運用資産残高の拡大に繋げる必要があるとの提言を行った。また、運用成果やコストの観点から下記の論点を取り上げた。

(1) 各資産運用会社の公募アクティブファンド¹⁸のパフォーマンス

ファンド数が多く純資産総額の大きい社においては、多様なファンドを手掛ける中で、インデックスファンド¹⁸の平均シャープレシオ¹⁹を下回るファンドも多く見られる。

(図表1) 公募アクティブファンドのシャープレシオ



(資料) QUICK 資料より、金融庁作成

(2) ファンドのパフォーマンス・コストの国際比較

ファンドの国際比較においては、パッシブ・アクティブの別を問わず、シャープレシオ・エクスペンスレシオ²⁰とも米国籍ファンドが優位にある。

¹⁷ 本文Ⅱ、4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給 (3) 資産運用の高度化 参照

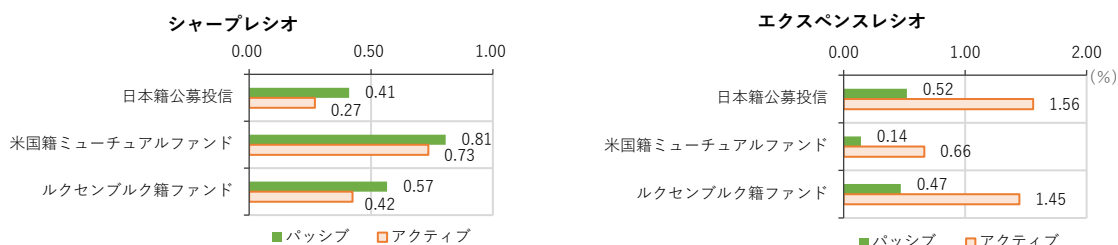
¹⁸ 「インデックスファンド」とは、特定の株価指数（インデックス）に追随する銘柄選定（パッシブ運用）を行い、「パッシブファンド」とも呼ばれる。対して、「アクティブファンド」は、独自に銘柄の選定を行い（アクティブ運用）、インデックスを超えるリターンを目指すファンド。

¹⁹ ある特定期間における、リスク（標準偏差）1単位当たりのリターンを測る指標。

²⁰ 投資信託（ファンド）の平均資産残高に対する、運用報酬やその他の経費の比率を測る指標。



(図表 2) パフォーマンス・コストの国際比較

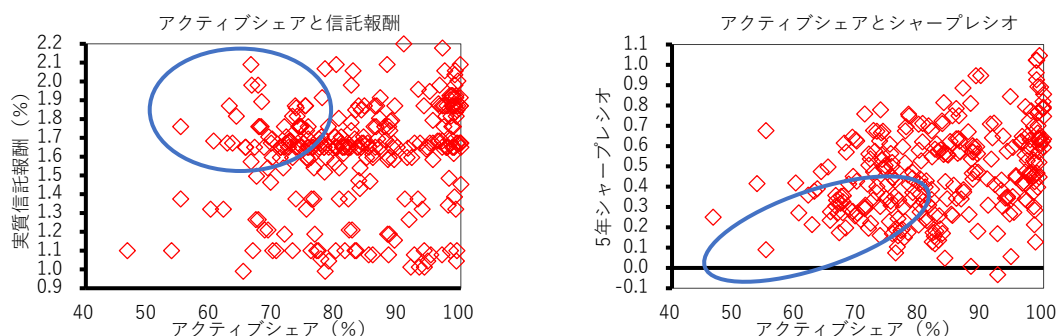


(資料) QUICK、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン資料より、金融庁作成

(3) プロダクトガバナンス：「クローゼット・トラッカー」の問題

アクティブ運用の方針を掲げ、高い信託報酬を徴収しながら、実際の運用はインデックスの近似に終始する「クローゼット・トラッカー」の問題が指摘されている。アクティブシェア²¹が低いファンドに信託報酬が高く、シャープレシオの低いファンドが散見される（図表 3 の各青い楕円部分）。

(図表 3) クローゼット・トラッカーの問題（運用方針と実際の運用との乖離）



(注) 20 年末時点。対象は、日本株でアクティブ運用し、実績が 5 年以上のファンド。ベンチマークは TOPIX

(資料) QUICK

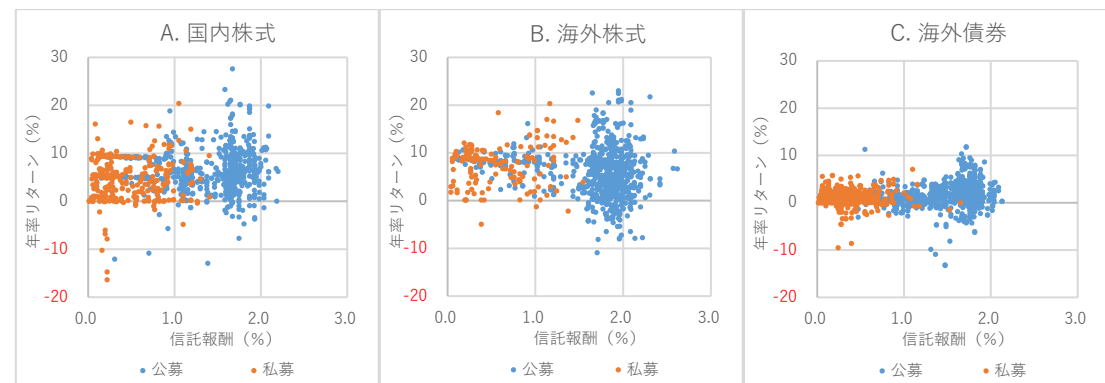
(4) 公募投信と私募投信の比較

公募投信を私募投信と比較すると、私募投信の方が総じて 信託報酬が低く、リターンのばらつきが少ない。運用効率の向上やコストの抑制による公募投信のパフォーマンス改善が期待される。

²¹ ファンドの保有銘柄及びそのウェイトが、どれほどインデックス（ベンチマーク）から離れて運用されているかを示す指標。インデックスに沿った運用（パッシブ運用）のアクティブシェアの数値は低く（全く同じ銘柄・ウェイトの場合は 0 %）、インデックスから離れた独自の運用（アクティブ運用）ほど、数値は高くなる。



(図表4) 公募投信と私募投信のコスト・パフォーマンス比較

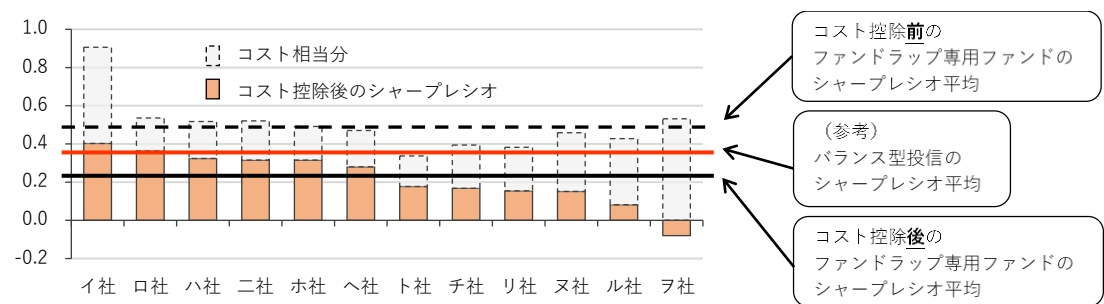


(資料) QUICK、金融庁

(5) ファンドラップ

ファンドラップについて、顧客が負担するコストを見ると、ファンドラップ手数料の他にも、投資一任受任料や、組入れ対象ファンドの信託報酬があり、コスト控除後の平均パフォーマンスはバランス型の投資信託の平均と比べて総じて劣後している。

(図表5) ファンドラップ専用ファンドの5年シャープレシオ



(資料) 投資顧問業協会、QUICK の資料より、金融庁作成



コラム 13：金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況²²

金融庁では、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、より良い金融商品・サービスの提供を目指し、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表の上、金融事業者との対話、調査、情報発信などを実施してきた。販売会社においては、顧客本位の業務運営が意識された結果、積立を中心に投資信託の利用顧客の増加、業績評価体系の販売時収益中心から預り残高重視へのシフトといった変化が窺われる（図表1）。

一方で、顧客はこうした金融事業者の取組みの変化を必ずしも認識していない現状や、販売会社における預り資産残高が、全体として横ばいともいえる状況にあるなど、これら取組みの成果がまだ十分現れていない面も見られる（図表2）。また、2020年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループの報告書にもあるとおり、金融事業者が公表している取組方針等についても、改善の余地がある。さらに、金融機関の顧客が資産運用にどのような認識のもと行動しているか等を確認するために、顧客意識調査を実施したところ、金融事業者が商品購入時にとどまらず、定期的なフォローアップを行うことなどにより、顧客側が長期投資の重要性や効果を確認する機会が生まれ、顧客の投資イメージに沿った行動のサポートに繋がる可能性があることが示唆された。

こうした2020事務年度の販売会社との対話やデータの分析等を通じて、今後モニタリングを実施する上で重要なポイントとして示唆された4点は以下のとおりである。

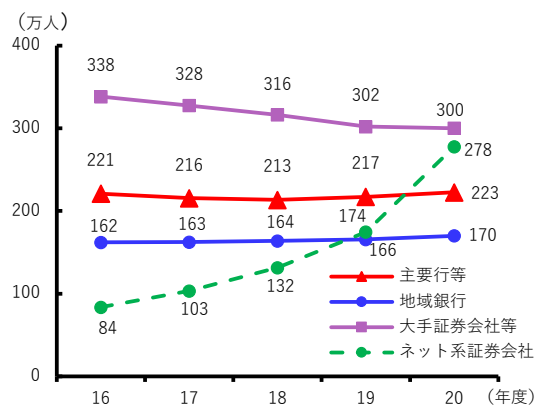
1点目は、「原則」に基づき、各金融事業者の取組方針やKPI等の進捗状況の開示等が、顧客にとって、どの程度有用な形で具体化されるかについてである。2点目は、顧客への重要情報提供や販売プロセスが実際に取組方針に基づき提供されるかである。3点目は、顧客本位を営業現場で実現する際の動機付けに繋がる業績評価である。4点目は、顧客本位の業務運営の実践と業務の持続性の両立について、経営戦略の検討の重要性である。

金融庁としては、こうした各金融事業者の経営戦略の結果、どのような顧客に（例えば、富裕層、資産形成層それぞれに）どのような金融商品やサービスが提供されることになるか、マクロ的な観点から、サービスの提供状況を把握することが重要と考えている。

²² 本文Ⅱ、5. 利用者目線に立った金融サービスの普及（1）顧客本位の業務運営 参照



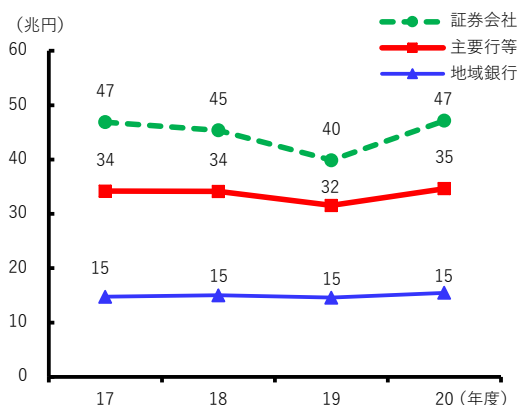
(図表 1) 投資信託の保有顧客数の推移



- (注 1) 主要行等 9 行、地域銀行 26 行、大手証券会社等 8 社 (20 年度は経営統合により 7 社) ネット系証券会社 4 社を集計
(注 2) 銀行の投資信託保有顧客数は、自行販売ベース
(注 3) 対象は、各年度末時点で残高のある個人顧客

(資料) 金融庁

(図表 2) リスク性金融商品の預り資産残高



- (注 1) 有効回答が得られた主要行等 8 行、地域銀行 21 行、証券会社 7 社 (20 年度は経営統合により 6 社) を集計
(注 2) 銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
(注 3) リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、債券を対象としている

(資料) 金融庁



コラム 14：金融経済教育²³

金融庁では、コロナの影響により対面での出張授業等に制約が生じたことから、デジタルコンテンツの提供など、ICT を活用して幅広い年齢層に対する金融経済教育の推進に取り組んでいる。ここでは 2020 事務年度に作成したコンテンツを 3 つ紹介する。

(1) 小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル」(図表 1)

金融庁では、これまで大学・高校等での出張授業を実施してきたが、より若年期から興味をもってもらえるよう、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」²⁴と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる、小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル（生活編）」（うんこドリル×金融庁）を作成し、2021年3月に公表した。コンテンツの作成に当たっては、小学生の子供たちが日常生活で経験しそうなお金にまつわる出来事を取り上げつつ、選択肢は「うんこドリル」らしい遊び心を忘れず、不正解のものほど笑ってしまうようなものとするなど、関係者で議論を重ね、楽しく学べるように工夫している。本事務年度では第2弾として「うんこお金ドリル（社会編）」を公表予定である。

(2) 高校生・教員向け授業動画等(図表 2)

2022 年 4 月からの成年年齢引下げや、金融に関する記述が拡充された新学習指導要領の施行を見据え、高校生向け授業動画及び教員向け解説動画の作成・配信を行った。高校生向け授業動画では、家計管理や資産形成、金融トラブルなど 6 項目について各 10 分程度で説明している。

(3) 若年層向け動画「金融庁ちょっと教えてシリーズ」(図表 3)

若年層向けに、大学教授等の有識者が解説した動画を作成し、「金融庁ちょっと教えてシリーズ」として金融庁ウェブサイトや金融庁 YouTube チャンネルに掲載した。各分野の専門家がそれぞれの視点からお金との付き合い方や将来のための資産形成について、約 10 分で分かりやすく解説している。

²³ 本文Ⅱ、5. 利用者目線に立った金融サービスの普及（2）家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上 参照

²⁴ 株式会社文響社が出版する、全ての問題に「うんこ」を使って作られた学習ドリル。小学生向けの国語・算数・英語ドリルや未就学児向けのものなどラインナップを増やしており、現在、シリーズ累計で 820 万部の発行となっている。



概要

本文

コラム

補足資料

(図表 1)

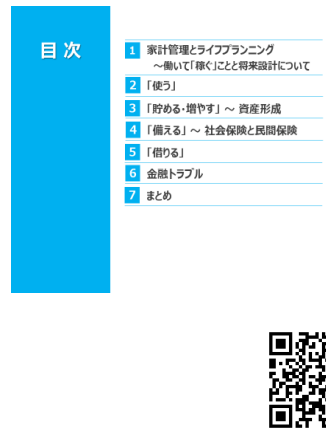
うんこお金ドリル



(資料) 金融庁

(図表 2)

高校生・教員向け授業動画等



(資料) 金融庁

(図表 3)

金融庁ちょっと教えてシリーズ



(資料) 金融庁



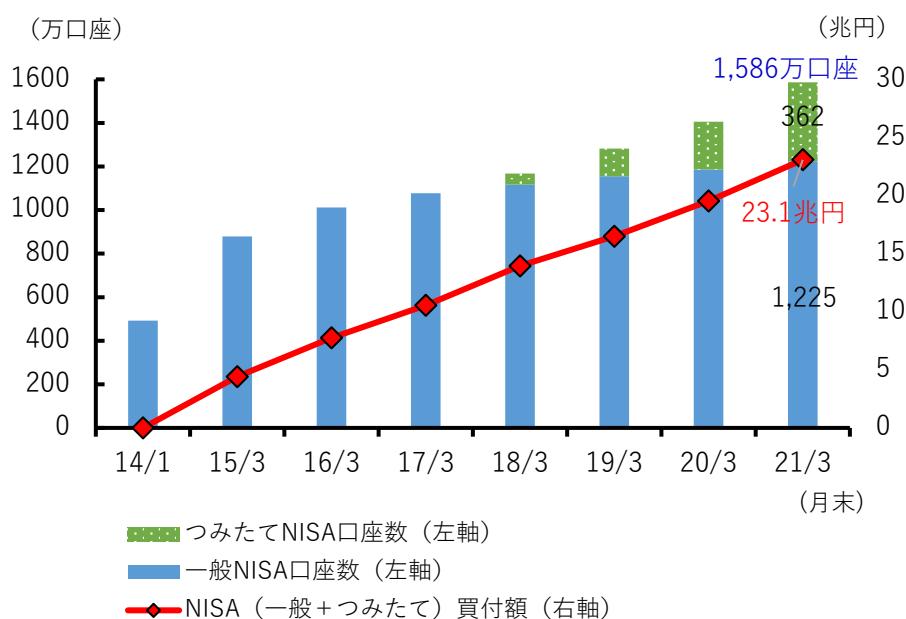
コラム 15：NISA の普及状況²⁵

我が国においては、家計の金融資産の過半を現預金が占めている状況が続いており、資産の伸びも低い水準に留まっている。家計の安定的な資産形成を進める上では、長期・積立・分散投資の定着を促していくことが一つの有効な方法と考えられ、こうした家計の安定的な資産形成を税制面で後押しするため、NISA、特につみたて NISA の普及・促進に取り組んできた。

アンケート調査によると、つみたて NISA の認知率は 64.6%（前年より 3.9 ポイント増加）、制度内容の認知率は 23.2%（前年より 4.3 ポイント増加）となった。

NISA の利用状況は、一般 NISA とつみたて NISA をあわせて、口座開設数が約 1,586 万口座、買付額が約 23.1 兆円（2021 年 3 月末時点）となっており、着実に普及が進んでいる（図表 1）。

（図表 1）NISA（一般・つみたて）口座数及び買付額の推移



（注）18/3 月末以降の口座数及び買付額は、2018 年 1 月のつみたて NISA 開始に伴い、一般 NISA とつみたて NISA の合計額を表示
（資料）金融庁

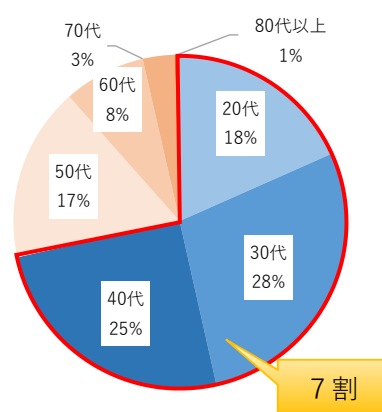
²⁵ 本文Ⅱ、5. 利用者目線に立った金融サービスの普及（2）家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上 参照



2018年1月から2021年3月末までのつみたてNISAの利用状況は、口座開設数が約362万口座、買付額が約9,012億円となっている。同期間の一般NISAの新規口座開設数と合わせると約469万口座であり、特に直近1年間の新規口座開設数は、一般NISAが約38万口座（3.3%増加）、つみたてNISAが約142万口座（64.6%増加）となっているなど、つみたてNISAがNISA口座数全体の増加に大きく寄与している。

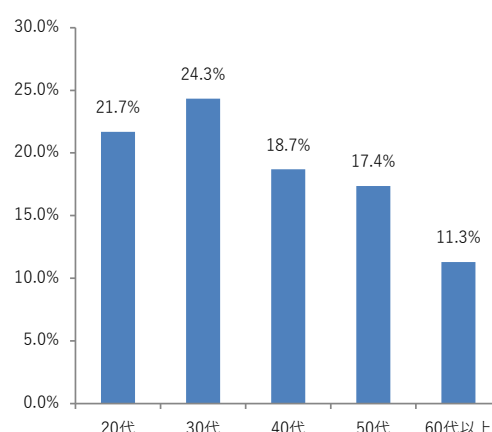
NISAの口座開設者を年代別に見た場合、20代～40代が全体に占める割合は、一般NISAでは約3割、つみたてNISAでは約7割（2021年3月末時点）となっている（図表2）。また、つみたてNISAの口座開設数の増加率は30代が最大となっており、つみたてNISAを通じて若い世代を中心とした新たな投資家層の拡大が進展しつつある（図表3）。

（図表2） つみたてNISA口座開設状況
（年代別）



（資料）金融庁

（図表3） つみたてNISAの世代別口座数増加率
（2020年12月末⇒2021年3月末）

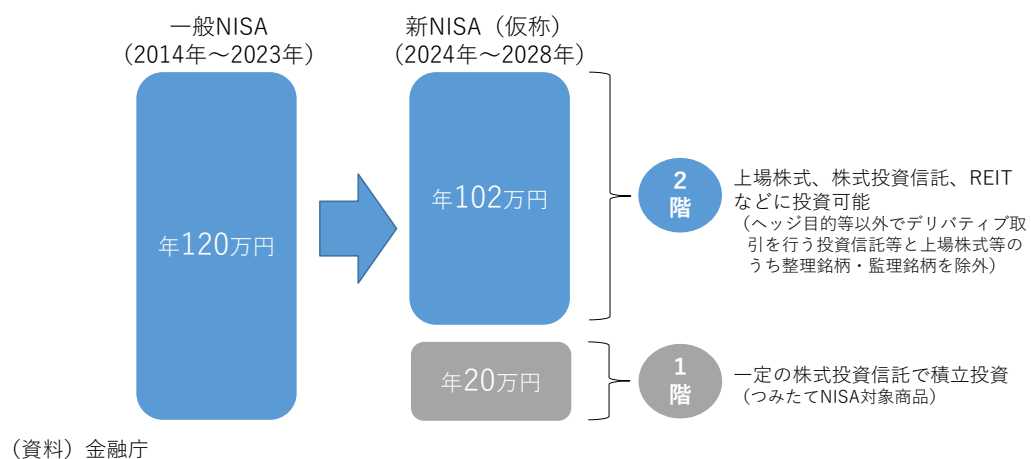


（資料）金融庁

2020年度税制改正において、つみたてNISAの延長が措置されたほか、一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、2024年以降、1階での積立を行っている場合に、2階での非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直すこととされた。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様、2階部分は一般NISAから①ヘッジ目的等以外でデリバティブ取引を行う投資信託等及び②上場株式等のうち整理銘柄・監理銘柄を除外することとなっている（図表4）。また、2021年度税制改正において、NISAの手続き簡素化等の利便性向上が措置されたところであり、引き続き、制度の普及に取り組んでいく。



(図表4) 新しいNISA制度の概要



概
要

本
文

コ
ラ
ム

補
足
資
料



コラム 16：金融分野のシステム障害分析レポート²⁶

2021年6月、デジタル化の進展に伴う特徴的なシステム障害等に関して、その原因及び対策等を取りまとめた「金融機関のシステム障害²⁷に関する分析レポート」を公表した。

金融機関が、金融システムの安定や利用者保護の観点から、本レポートを参考として、システムリスク管理態勢の強化に活用していくことを目的としている。

本レポートでは、2020年4月から2021年3月に報告されたシステム障害を、以下のように「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析している（図表1）。

（1）システム統合・更改に伴い発生したシステム障害

勘定系システムの統合・更改や、クラウドサービスへの移行等の大規模プロジェクトにおいて、旧システムに関する仕様の理解不足等によるシステム障害が発生している。システム仕様や作業手順書等のIT資産の整備や、IT人材の育成が課題である。

（2）プログラム更新、普段と異なる特殊作業などから発生したシステム障害

日常的なシステム運用とは異なる、システム変更などの普段と異なる特殊作業において、これらに起因するシステム障害が多く見られた。作業に伴い、発生する可能性のあるシステム障害を予め想定できずに、リスクを十分に認識するに至っていないことなどが課題として挙げられる。

（3）日常の運用・保守等の過程の中で発生したシステム障害

ハードウェアの故障等に備えた冗長構成が意図どおりに機能しないシステム障害が複数見られた。重要な業務が継続できるように、副系へ切り替わらないことも想定した方策の準備や、システム障害の検知及び対応の早期化が課題である。

（4）サイバー攻撃、不正アクセス等の意図的なもの

キャッシュレス決済サービスにおいて、本人確認の設計を悪用し、銀行口座とキャッシュレス決済サービスのアカウントを不正に連携させて、不正な取引を行う事案が多く発生した。

²⁶ 本文Ⅱ、6、様々なリスクへの備え（3）システムリスク管理態勢の強化 参照

²⁷ 監督指針等に基づき、発生したシステム障害について金融機関から「障害発生等報告書」を受領するとともに、各金融機関に対し障害の復旧状況の確認やヒアリング等を行い、金融機関で分析・検討した障害の真因、事後改善策の報告を受けている。



また、金融商品取引業者を中心にオンライン取引等への不正アクセスといった事案も発生している。

不正取引防止策として、利用するサービス内容及びリスク特性に応じて、多要素認証等の実効的な認証方式を導入するとともに、万が一、不正取引が発生した場合も、利用者保護が確保されるよう、補償方針の策定・実施や利用者相談に真摯に対応するための態勢を整備することが求められる。

(図表1)「システム障害の傾向・課題の概要」

発生タイミング	障害傾向	課題・対応等
(1)システム統合・更改に伴い発生	旧システムの仕様把握不足	✓レガシーシステムの有識者の高齢化等による人材不足の解消 ➢IT資産の整備とIT人材育成
(2)プログラム更新、普段と異なる特殊作業などから発生	①作業影響の検討不足 ②設定ミス・作業の誤り	✓作業等の品質向上 ➢システム全体を見渡すことができる有識者参加のもとでレビューの実施 ➢様々な事態を想定し、作業手順書等の充実化
(3)日常の運用・保守等の過程の中で発生	①サードパーティーが提供するサービス等 ②冗長構成が機能しない障害	✓BCP(Business Continuity Plan)・CP(Contingency Plan)の実効性向上 ➢システム障害を想定した代替手段の確保やサードパーティとの不断の情報連携 ➢重要な業務が継続できるような方策の準備や、障害検知や対応の早期化に係る取組
(4)サイバー攻撃、不正アクセス等の意図的なもの	①本人確認の設計に係る事案 ②クラウド事業者等の提供するサービスのセキュリティに係る事案	✓実効的な認証方式の導入等の不正防止対策 ➢利用するサービス内容及びリスク特性に応じて、多要素認証等を用いて安全性を確保 ✓クラウドサービスに対する不正アクセス対策の精度向上 ➢クラウドサービスの仕様やアップデート情報等に関する知識習得や情報収集などの態勢整備

(資料) 金融庁

Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

コラム 17：「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動²⁸

2020 事務年度の「政策オープンラボ」には、13 のチーム、延べ 100 名超の職員が参加した。以下、主なプロジェクトの内容を紹介したい。

(1) 地域課題解決支援チーム

地域課題解決支援チームでは、「ちいきん会」（国・地方の公務員や金融機関職員等の有志が交流する場）等のネットワークを通じて地域の実情や課題を把握し、地域の関係者等に呼びかけ、対話（ダイアログ）を重ね、課題解決のための具体的な施策に繋げる取組みを行っている。各地域でのダイアログからは、山形県や石川県における新型コロナ融資関連手続きの特別保証認定プロセス等の電子化や、福島県における副業人材活用に向けた自治体と金融機関等による連携事業等、具体的な施策として結実した事例も出てきている。

金融庁としても、同チームの活動を地域経済エコシステム形成や地域でのネットワーク形成支援に繋げていく観点から、2019年7月に「地域課題解決支援室」²⁹を設置し、得られた情報・ノウハウの蓄積・公表や各種施策への反映に取り組んでいる。

①「ちいきん会」の開催

公務員や金融機関職員等の有志が、SNSで恒常的につながるほか、年数回一堂に会して交流



（資料）金融庁

②地域ダイアログの開催

各地で課題意識を共有する関係者が集まれば、少人数で議論
産学官金等の関係者が具体的な地域課題の解決に向けて検討



（資料）金融庁

③企画・スキーム検討

地域ダイアログの議論から具体的な施策案が生まれると、ダイアログの関係者とともに関連機関に働きかけ、実現に向けて議論



（資料）金融庁

²⁸ 本文Ⅲ. 2. 金融行政を担う組織としての力の向上（2）職員の主体性・自主性の重視 参照

²⁹ 2021 年 7 月「地域金融支援室」に改称。



(2) 金融行政オーラルヒストリー

2020年7月、金融庁は発足から20年を迎えたが、この間、我が国金融危機、世界金融危機、東日本大震災、低金利環境の持続、少子高齢化やデジタルイゼーションといった様々な課題に取り組んできた。今後の執務上の参考とするため、退職者を含め、当時こうした課題に直面し担当として事務遂行に当たった職員にインタビューを行い、その模様を「金融行政オーラルヒストリー」として公表した。今後も、継続してインタビューを行い、順次更新していく。

概要

本文

コラム

補足資料



コラム 18：職員個人が執筆した研究論文の概要²⁶

金融庁では、職員が主体的に金融行政の直面する課題を研究し、論文の執筆を行うことを後押ししている。2020 事務年度には、以下の論文が執筆・公表された。

(1) 店頭デリバティブ取引市場に関する取引ネットワーク構造解析について

2009 年の G20 ピッツバーグ・サミットにおいて「店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」とされたことを受け、2013 年以降、金融商品取引業者等及び金融商品取引清算機関等の店頭デリバティブ取引市場参加者を対象として、店頭デリバティブに係る取引明細データ報告制度の運用を開始した。当該制度に基づき金融庁に報告された明細データを基に、店頭デリバティブ取引市場について取引ネットワークを再現し、グラフ理論に基づき取引ネットワークの構造解析を行った。

結果、我が国の店頭デリバティブ取引市場においては、ネットワーク指標に着目すると、全商品市場に共通してスモールワールド性²⁷や疎なネットワーク構造²⁸といった性質が見られる一方で、外国為替を裏付け資産とする店頭デリバティブ市場でのみ市場取引のハブとなって取引を行うコアプレーヤーがクラスタリング係数²⁹に関して市場全体の平均より大きな値を持つ等、裏付けとなる資産の商品区分によってコアプレーヤーの市場に対する関わり方が相対的に異なる可能性があることが分かった。

²⁶ 本文Ⅲ、2. 金融行政を担う組織としての力の向上（2）職員の主体性・自主性の重視 参照

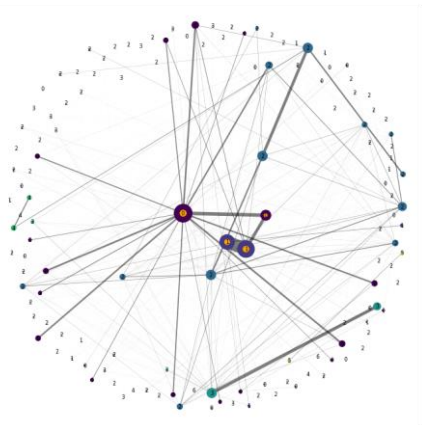
²⁷ 現実社会の複雑ネットワーク（友人関係、インターネット、共著関係）などで見られるネットワークの性質で、端的に言えば「平均ノード間距離が、ネットワークのノード数に比べて圧倒的に小さい性質」を指す。

²⁸ ネットワーク密度（各市場参加者同士が取引ネットワークにおいてどの程度結びついているかを表す指標）に基づく取引ネットワーク構造が疎であることを指す。

²⁹ 各市場参加者がネットワーク内でどれだけ局所的に緊密に他者と結びついているかを表す指標。



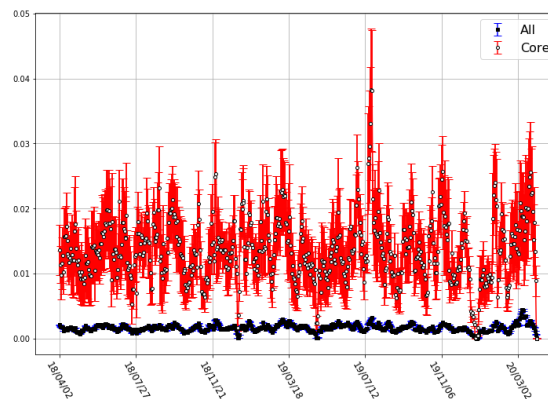
(図表1) 店頭市場におけるクレジットに関する取引ネットワーク構造



ノードの大きさは取引参加者が占める想定元本の和に比例し、エッジの太さは両端の市場参加者間で行われた取引の想定元本の和を反映。内部がオレンジの丸を含む頂点はコアプレーヤー、各頂点の色(コアプレーヤーにあっては外側の色)は各頂点が属するコミュニティをそれぞれ示す。

(資料) 論文(1)

(図表2) 店頭市場におけるクレジットに関する取引ネットワークの媒介中心性



赤線はコアプレーヤーに関する平均を表し、青線は全市場参加者に関する平均を表す。

(資料) 論文(1)

概要

本文

コラム

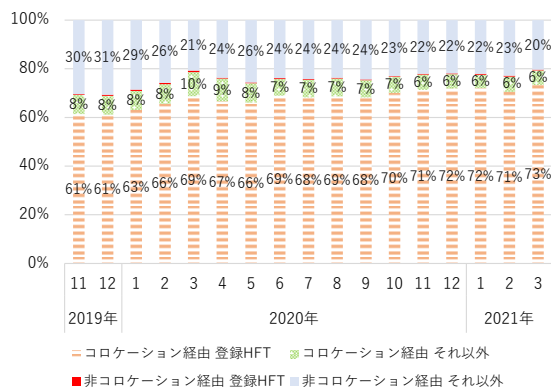
補足資料

(2) 高速取引行為の特性分析

2019年11月から2021年3月末（343営業日分）の現物（約4000銘柄）の取引データを用いて、金融商品取引法に基づき高速取引行為を行う者として登録された者（登録HFT）の高速取引行為に関する特性分析を行った。

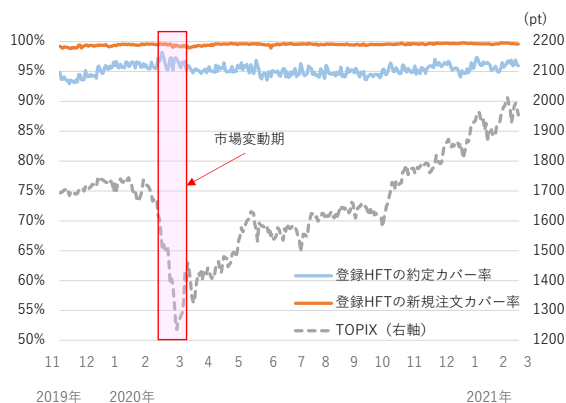
結果、①登録 HFT の高速取引行為の多くが高頻度取引により行われ、成行注文の発注が限定的であること、また、②対象期間における東証取引全体に占める登録 HFT の高速取引行為の割合は、注文件数ベースで約 7 割、売買代金では約 4 割、IOC 注文（指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定しなかった注文数量を直ちに失効させる条件付き注文）件数では約 8 割超に達すること、そして、③登録 HFT の高速取引行為による取引状況には相場の局面の違いによる特異な差異は見られず、変動局面（特に 2020 年 3 月のコロナの影響が深刻となり、世界的に株価が下落する相場環境）でも、取引銘柄のカバー率は全銘柄の 98% 程度と高く、スプレッド面で流動性を供給（最良気配スプレッドの縮小に寄与）していること、などが示唆された。

(図表 3) コロケーション経由別かつ登録HFT別、注文件数割合



(資料) 論文 (2)

(図表 4) 登録HFTのカバー率（約定、新規）とTOPIXの推移



(資料) 論文 (2)

※ 論文の詳細はこちらをご覧ください。

: <https://www.fsa.go.jp/frtc/report/index.html>

※ なお、論文の内容はすべて執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。



2021事務年度 金融行政方針 補足資料





目次

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする	1
1. 金融機関による資金繰り支援	1
2. 地域経済再生のための取組み	3
(1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築	3
(2) 経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備	4
(3) 地域経済活性化に向けた働きかけ	4
(4) 地域企業・経済の持続的な成長に資する法制度等の検討	6
3. モニタリング方針	7
(1) 現下の金融経済情勢と業種横断的な課題	7
(2) 業種別モニタリング方針	8
II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する	38
1. デジタル・イノベーションの推進	38
(1) 送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討	38
(2) 決済インフラの高度化・効率化や新たな金融サービスの育成	39
(3) 金融分野における業務・手続きの電子化	41
(4) 金融機関における IT ガバナンスの向上	43
2. 国際金融センターの実現	44
3. サステナブルファイナンスの推進	48
(1) 企業情報開示の質と量の向上	48
(2) 市場機能の発揮	49
(3) 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理	50
(4) 国際的な議論への貢献	51
4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給	52
(1) 市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し	52
(2) コーポレートガバナンス改革の推進	57
(3) 資産運用の高度化	58
(4) 市場に対する信頼性確保	60
5. 利用者目線に立った金融サービスの普及	68
(1) 顧客本位の業務運営	68
(2) 家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上	72



(3) 全ての利用者に寄り添った丁寧な対応	74
(4) 多重債務問題への対応	77
6. 様々なリスクへの備え	80
(1) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化	80
(2) サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス	81
(3) システムリスク管理態勢の強化	83
(4) LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応	84
(5) 経済安全保障上の対応	86
III. 金融行政をさらに進化させる	87
1. モニタリングの高度化	87
(1) データ分析の高度化	87
(2) モニタリング能力の向上	89
2. 金融行政を担う組織としての力の向上	91
(1) 専門人材の育成	91
(2) 職員の主体性・自主性の重視	92
(3) 財務局とのさらなる連携・協働の推進	93
(4) 誰もが能力を発揮できる環境の実現	94
(5) 幹部職員等のマネジメント力向上	94



I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

1. 金融機関による資金繰り支援

■ 資金繰り支援

【昨事務年度の実績】

- 金融機関に対し、新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について最大限柔軟な対応を行うよう、累次の要請を発出した。
- 金融機関に対して貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表した。
- 金融機関に対するプロパー融資調査の実施状況を分析・整理した（2020年9月、12月、2021年3月、6月）。
- 民間無利子無担保融資の限度額引上げ、伴走支援型特別保証制度等の事業者支援策について、金融庁・中小企業庁による説明会を実施した（2020年12月、2021年2月）。
- 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談（「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等）のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めた。
- コロナの影響が長期化する中で、影響の範囲・状況、事業者からの相談、資金・本業支援ニーズの変化等につき、地域金融機関へのヒアリングを継続的に実施した。
- 主要行等グループについては、グループ内企業間の連携による金融サービスの提供に当たって、優越的地位の濫用や利益相反等の不適切な行為がないよう注意喚起した。
- コロナの影響が大きい業種に関しては、金融機関に対して臨機に「集中ヒアリング」を実施して、その支援状況を重点的に確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融庁では、引き続き、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。
- 金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めるほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行っていく。



■ 豪雨等の自然災害に係る被災者支援等

【昨事務年度の実績】

- 災害救助法が適用された 2020 年 7 月豪雨や 2021 年福島県沖を震源とする地震等の災害に対し、迅速かつ的確に「金融上の措置」の要請を発出し、被災者支援を実施した。
- 災害対応のさらなる運用の向上を図る観点から、特に、被災者等の支援のため、平時より「金融上の措置」の要請内容を金融庁ウェブサイト公表し、広く国民に対して周知を実施した。また、金融機関に対しても、平時よりウェブサイト等で顧客に対して措置内容を周知するよう要請した。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による債務整理を通じた、自然災害で被災した個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促した。債務整理に際して、「登録支援専門家（弁護士等）」が手続支援を行う場合に要する経費等の補助を実施した。
- 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則¹」（以下「コロナ特則」）について、周知広報用リーフレットを策定し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、各財務局より、全国の地方自治体や商工団体等に配布・備え置きを行うなど、国民に対する周知を実施した。
- 全預金取扱金融機関に対する自然災害に係る業務継続等に関するアンケート調査やコロナに係る業務継続等に関するアンケート調査を通じて、業務継続体制の実効性等の検証を行い、自然災害及び感染症に係る業務継続体制の改善を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 新たな災害に対して、迅速かつ的確に「金融上の措置」の要請を行うなど、金融機関に対して、被災者のニーズを十分に把握し、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。
- これまでに発生した自然災害や新たな自然災害に関して、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の周知広報などの取組みを継続して実施していく。
- コロナの影響を受けた個人・個人事業主を対象とした「コロナ特則」を活用した支援がより一層なされるよう、周知広報を実施していく。
- 金融機関において「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」や「コロナ特則」を活用した適切かつ柔軟な支援が実施されるよう、引き続き促していく。

¹ コロナの影響を受けた個人・個人事業主に対しても、債務整理を円滑に行うことにより、生活や事業の再建を支援するため、2020 年 10 月 30 日に策定・公表し、12 月 1 日より適用開始した。



- 昨事務年度に実施したアンケート調査を踏まえ、金融機関の災害及び感染症に係る業務継続体制のさらなる改善を引き続き促していく。

2. 地域経済再生のための取組み

(1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築

【昨事務年度の実績】

- 金融機関に対し、経営改善・事業再生・事業転換支援等について、日本政策金融公庫等の資本性劣後ローンや REVIC のファンド等を活用しつつ、地域の関係機関と連携の上、積極的な対応を行うよう、累次の要請を発出した。
- 各財務局において、管轄地域の各都道府県で、金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構等が連携した支援態勢の実効性が確保されているか確認を行った。
- 各地での金融機関・支援機関の円滑な対応を促すため、中小企業庁・REVIC・中小企業基盤整備機構等と協議の上、各支援機関による中小企業支援のメニューをマッピングし、各金融機関に、金融庁及び上記関係者から、説明会を実施した（2020 年 10 月）。
- 事業再構築補助金、中小企業関連税制などの事業者支援策について、金融庁・中小企業庁から、説明会を実施した（2020 年 12 月、2021 年 2 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 地域の関係者と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。

(2) 経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関が支援機関等と連携し、ポストコロナにおける事業者のビジネスモデルの



再構築や財務基盤の改善に取り組んでいけるよう、経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備を行う。例えば、関係機関と連携しつつ、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定及び「経営者保証に関するガイドライン」の見直しについて検討する。

- 金融機関が返済猶予等の貸出条件を変更する場合の債権の区分に関し、融資先企業が一定の経営改善等を実現する計画（実現可能性の高い抜本的な経営再建計画）を策定した場合には正常債権と取り扱うことができる。これについて、コロナによる影響の全容が見通し難いことや、これまで資金繰り支援に係る累次の要請が行われていること等を踏まえ、その取扱いの明確化を検討する。
- 地域における事業再生の担い手の一つとして、債権買取・回収にとどまらない事業再生支援機能を有するサービサーについて、その有効な活用の促進を検討する観点から、サービサーによる優良な事業再生事例の収集を含めた実態把握に向けた取組みを進める。

(3) 地域経済活性化に向けた働きかけ

■ 地域経済インテリジェンス

【昨事務年度の実績】

- コロナによって業績不振が予想される主要な地域産業・企業への支援方針に係る金融機関との対話の実施等のために、地域銀行の系列シンクタンク各社が定期的に実施している各種調査結果等をもとに、地域企業の動向を業種ごとに確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、金融機関を含む幅広い関係者からの情報収集を通じて、コロナの影響も含めた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実態把握を進め、地域産業・企業への支援方針に係る金融機関との対話等に活用していく。

■ 人材マッチング

【昨事務年度の実績】

- 地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、2020年度第3次補正予算において所要経費を措置した。また、REVICに整備する人材リストが、地域企業の多様な人材ニーズに応えられるものとなるよう、幅広い業界の大企業に働きかけを行った。さらに、地域金融機関による経営人材ニーズの掘り起こし等を後押しする観点から、有料職業紹介の許可を受けている地域金融機関



へのヒアリングを実施した。

- 地域金融機関に対して、人材マッチング業務への取組状況に係るアンケート調査を実施し、取組状況を把握した。

【本事務年度の作業計画】

- 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、REVIC に整備する人材リストから経営人材を確保した地域企業への補助、大企業人材向けの研修・ワークショップの提供及び本施策に関する周知・広報を着実に実施する。また、REVIC に整備する人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携し大企業への働きかけを継続するとともに、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図り、地域企業のための経営人材マッチングを促進する。

■ ノウハウ共有の取組み支援

【昨事務年度の実績】

- 地域金融機関や信用保証協会の現場職員の間で、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウや知見を共有する取組みを支援するためのウェブサイトを作成した²。
- 各地域の財務局や信用保証協会等が主催する実践的な事業者支援の知見やノウハウを議論する分科会や意見交換会等³を支援するなど、各地域のノウハウ共有の取組みを後押しした。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウや知見を共有する取組みを引き続き支援するほか、事業者支援を能率的・効果的に進めていくために、AI や ICT を活用した支援の方法や、業種ごとに共通する典型的な再生支援策の研究を進める。

■ 地域課題解決の試み

【昨事務年度の実績】

- 産学官金等の地域の関係者とともに、地域課題解決に向けて一緒に考える場「ダイア

² 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が運営する「地方創生カレッジ」内に地域金融機関及び信用保証協会職員専用の事業者支援ノウハウ共有サイトを創設した。3か月間（2021年1月～3月）のトライアル運用を経て、2021年4月末に131機関311名でサイトの本格稼働を開始した。

³ 2020年11月に栃木で開催されたシンポジウム（県内地域銀行及び県信用保証協会主催）を始め、2021年2月に沖縄、3月に北海道、6月に岐阜と岡山で、分科会や意見交換会等が開催された。



ログ」を各地域で開催したほか、地域課題解決に資する省庁施策を地域に伝えるべく「霞が関ダイアログ」を開催⁴した。

【本事務年度の作業計画】

- 地域課題の解決支援については、「ちいきん会」等の有志ネットワークから寄せられた全国各地での地域課題に対して、「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組みを進めていく。

(4) 地域企業・経済の持続的な成長に資する法制度等の検討

■ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするための銀行の業務範囲等の見直し

【昨事務年度の実績】

- コロナ等の影響により社会経済情勢に様々な変化が生じている中、これに対応して日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能を確立するため、銀行法等の一部を改正する法律案を2021年3月に国会に提出し、同年5月に成立した（法律公布（2021年5月26日）後、6か月以内施行予定）。

■ 事業成長担保権（仮称）を含む融資・再生実務の検討

【昨事務年度の実績】

- 金融機関が事業者の経営改善支援等に注力できるような融資・再生実務のあり方について、金融機関・事業者双方に事業の継続や発展への適切な動機付けをもたらすような担保法制（事業成長担保権（仮称））のあり方等も含め、現在の経済環境や海外の実務等も踏まえた検討を行うため、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置し、その議論の内容を論点整理として取りまとめ、公表した（2020年12月）。

【本事務年度の作業計画】

- 事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。
- 金融庁では、こうした検討等を踏まえ、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献し

⁴ 2020年8月24日・26日、11月11日・18日、2021年2月24日、3月3日、5月19日に開催した。

ていく。

3. モニタリング方針

(1) 現下の金融経済情勢と業種横断的な課題

■ 金融システムの健全性確保

【昨事務年度の実績】

- 我が国金融システムの健全性を持続的に確保し、金融仲介機能の十分な発揮を促す観点から、以下のとおり取り組んだ。
 - コロナの影響も踏まえた金融システム内のストレスの波及等について、金融機関や外部から取得・購入したデータに基づき、個別企業や個別金融機関の健全性や収益性等の観点から分析を行った。
 - これらの分析等や共通ストレステスト、後述するモニタリング等を通じ、金融機関のリスクプロファイルを把握し、適切なガバナンスやリスク管理の高度化を促した。
 - マクロ健全性維持の観点からの規制（カウンター・シクリカル・バッファー等）に関し、日本銀行との実務者連絡会等における議論を通じて連携強化を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、金融機関による金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生等といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握する。
- 市場における不確実性の高まりを踏まえ、市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していく。

■ 国際的に協調した対応

【昨事務年度の実績】

- コロナの影響が経済全体に波及する中、金融安定理事会（FSB）やその他基準設定主体において、行動制限や経済活動の停止など、各国が直面する課題に対して実施する施策について情報収集を行った。また、政策対応の協調や経験共有、分析の必要性を会議の議題設定等を通じて働きかけ、特に FSB においては、各国のコロナ対応施策



に係る情報共有、2020年3月の市場混乱についての包括的レビュー及び今後の課題の特定や作業計画の策定等が行われた。金融庁は、FSB 監督規制上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、こうした国際的な議論に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- FSB を中心に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)等のノンバンク金融仲介(NBFI)に関する作業を含め、コロナの世界的大流行に伴う金融の安定性に関する影響分析や対応が進められており、こうした国際的な議論に引き続き貢献していく。

■ バーゼルⅢ

【昨事務年度の実績】

- 2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年12月に、国内実施に関する規制方針案を公表した。また、2021年3月に、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントを開始した。

【本事務年度の作業計画】

- バーゼルⅢの国内実施については、地域金融機関をはじめ、関係者と十分な対話を行いながら準備を進める。

(2) 業種別モニタリング方針

① 主要行等

■ 大手行

【昨事務年度の実績】

- 大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。モニタリングにおいて把握された重要な課題⁵については、フィードバックレター等により、経営陣に対して共有し、改善を促した。
- このほか、コロナが拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から、資本性資金に関する取組み、非日系大口与信先の管

⁵ 例えば、「海外拠点を含む IT ガバナンスやシステムリスク管理における適正なリソースの配置や部門間の必要な連携・牽制の確保、インシデント発生時における適切な顧客対応」、「LBO ファイナンスといった我が国の事業慣行も踏まえたノウハウ蓄積が今後進むと考えられる分野や、一般的に顧客情報の収集が困難な海外向け与信を含む信用リスク管理の高度化」、「グループ・グローバルベースでのリスクの的確な把握と管理態勢・ガバナンスの有効性確保」など。



理状況、海外リスクテイク方針等に係る水平的レビューを実施し、その概要を随時、主要行等との意見交換会において発信した。

- 3メガバンクの与信ポートフォリオに関して、一定のシナリオのもとでの与信費用等の簡易なシミュレーション（センシティビティ分析）を実施し、3メガバンクとの間で手法等の意見交換を行った。
- 3メガバンクの外貨流動性リスク管理態勢やコロナ拡大初期に見られた市場の混乱が外貨調達に及ぼした影響等について水平的レビューを実施し、管理態勢のさらなる高度化を促した。
- 我が国金融業界におけるモデル・リスク管理実務のさらなる発展を促すため、「モデル・リスク管理に関する原則（案）」を公表し、パブリックコメントを開始した（2021年6月）。
- 大手銀行グループに対しては、2019事務年度に引き続き、日本銀行と共通シナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善につながるフィードバックを実施した。
- 大手銀行グループについて、足元の環境を踏まえた自己資本充実度の検証状況とそれを踏まえた資本政策についてヒアリングを実施した。
- FSB「健全な報酬慣行に関する原則」の遵守状況について、モニタリングを実施した。
- 2020年度における政策保有株式の保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、3メガバンクに対しヒアリングを実施した。各行とも政策保有株式の保有意義について検証を行うとともに、中期計画に掲げる縮減目標に向けて、取り組んでいることを確認した。
- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS239）の遵守状況について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等を通じたモニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- コロナによる事業の不確実性が続く中、金融機関による金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性について、データ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を継続する。この際、日本銀行と適切に連携するほか、主要行等の海外におけるビジネスの広がりも踏まえ、監督カレッジ等を通じて、海外当局とも連携していく。
- 具体的には、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行う。その上で、対話を通じて、金融機関による資金繰り支援や資本金性資金の提供といった事業者への支援の状況について確認する。



- 将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境の変化も見据えた内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について、金融機関と対話していく。
- 国内の LBO ファイナンスといった、我が国の事業慣行も踏まえたノウハウの蓄積が今後進むと考えられる分野について、昨事務年度に把握された課題も踏まえつつ、日本銀行とも共同し、金融機関と対話を継続する。
- 海外向け与信に関しては、我が国金融機関によるリスクテイク拡大の実績や方針を踏まえつつ、相対的にリスクの高い分野の与信⁶について、金融機関と対話を行う。あわせて、大口与信先の管理等についても、昨事務年度に把握された課題も踏まえつつ、金融機関と対話を継続する。
- コロナ拡大初期のように、CDS スプレッドが拡大する局面で、CVA⁷等の変動が金融機関の収益に与える影響も踏まえ、店頭デリバティブのカウンターパーティ・リスクの管理について、金融機関と対話する。
- 信用ポートフォリオのセンシティブリティ分析など、金融庁における信用コストの分析手法を改善する。
- 各金融機関の運用・調達方針をタイムリーに把握し、金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性に与える影響を分析する。また、特定の商品・取引の市場に占める我が国金融機関のエクスポージャーの水準及び変動を把握し、金融システムへの影響を分析する。
- 金融機関のクレジット投資や低流動性資産への投資方針を踏まえ、対話を継続する。
- 外貨流動性リスク管理態勢の高度化について、昨事務年度に把握された課題も踏まえつつ、対話を継続する。
- 昨事務年度にパブリックコメントを実施した「モデル・リスク管理に関する原則」を最終化し、本原則に基づく実務の発展について、対話する。
- 日本銀行と共同で、共通シナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善について引き続き議論する。
- 新興国を含む海外での買収や拠点拡大により統治構造が複雑になっていることや、証券子会社等を通じたリスクの高い取引が行われている実態を踏まえ、グローバルでの経営を支える IT・システム・会計等のあり方や、グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性を確認していく。
- 銀行グループの収益における非銀行業務の比重の高まりや、IT・デジタル技術の利活

⁶ 例えば、ウェアハウジング・ローン等の市場性信用、レバレッジド・ローン、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス。

⁷ Credit valuation adjustment(信用評価調整)：取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる価格調整のこと。



用の進展も踏まえ、専門性の高い分野を含む業務執行・ガバナンスのあり方について、取締役会等による業務執行の監督の実効性や、経営人材の育成・選任プロセスを含めて確認していく。

- 大手銀行グループについて、資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足元の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等についてヒアリングを実施する。
- FSB「健全な報酬慣行に係る原則及び実施基準」の遵守状況に関して、国際的な動向共有を目的とした対話を継続的に実施していく。
- 政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る対話を行っている。
- 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(BCBS239)の遵守状況について、引き続き、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等を通じたモニタリングを実施する。

■ 新形態銀行

【昨事務年度の実績】

- 新形態銀行の親会社である事業会社の金融事業担当役員との意見交換を通じて、コロナの中でのデジタルシフトの進展など、事業環境の変化を踏まえた事業親会社グループ全社的な事業戦略やデジタル戦略を含む金融事業戦略等の実態を確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 上記意見交換や銀行持株会社との対話を通じて、グループベースでの事業戦略やガバナンス機能の発揮状況等を確認する。
- 他業連携・デジタル技術のさらなる活用に向けた動きを踏まえたガバナンス態勢の構築やリスク管理の高度化に向けて、金融機関と対話を行う。

② 地域金融機関

■ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けたモニタリング

【昨事務年度の実績】

（ア）地域金融機関のモニタリング

- コロナ等の影響による国内外の金融市場の変動等を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、有価証券運用態勢に課題が見られる地域金融機関に対して検査を実施するなど、必要に応じて個別行に改善を促した。また、有価証券の運用態勢の高度化等に向けて、業界団体と連携して地域銀行との間で研修・意見交換を実施



した。

- 持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度に基づく深度のある対話を行い、実効性のある対応策の策定・実行を促した。
- 地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする地域金融機関各層職員や社外取締役との対話や検査を実施した。その際、コロナ対策や地域金融機関の負担軽減に資するようウェブ会議を積極的に活用した。
- 財務局が地域銀行の検査を実施する際に、金融庁からも検査官を派遣し、検証の水準感について目線合わせを行うなど、連携して対応した。
- 地域銀行のシステムコストについて、持続可能なビジネスモデル構築に向けた対話やITガバナンスに関する対話、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブへの相談を通じて、実態把握に努めた。

(イ) 検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する取組み

- 決算期を前に、引当方法の見直しを検討している金融機関には「融資DPの相談窓口」を活用するよう、業界団体との意見交換会において周知したほか、金融機関が、相談窓口をより利用しやすくなるよう、金融庁のウェブサイトを見直し、相談フォーマットの提出がなくとも相談を受け付けることを明確にした。
- 引当方法の見直しを実施していると思われる地域金融機関に対しては、ヒアリングを行い、工夫事例を集積した。

(ウ) 企業アンケート調査

- 2020年3月実施の企業アンケート調査では、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、従来のメインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価にくわえ、非メインバンクの取組みに係る顧客評価も確認し、その結果を公表した(2020年10月)。
- 2021年4月実施の企業アンケート調査では、コロナによる企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況を確認し、その分析結果について、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」にて公表した(2021年7月)。

【本事務年度の作業計画】

- 地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。



その際、各地域金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等について、適切に実態を把握し理解するほか、各地域の経済や企業等の状況についても、「企業アンケート調査」やその他幅広い関係者からの様々な情報収集等を通じて、分析・理解に努める。

- 地域金融機関による地元取引先等に対する継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする。
- ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。
- 特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促していく。
- 国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促す。
- モニタリングに際しては、「コア・イシュー」も活用しつつ、経営トップをはじめとする地域金融機関各層の職員や社外取締役等との間で対話を行う。
- 地域銀行については、各行が抱える課題や各種リスクの状況に応じて、金融庁だけでなく、財務局においても検査を実施していく。検査対象の検討に当たっては、前回検査から期間が経過して当局の予見が困難な事象が生じている可能性にも配慮する。
- 財務局が地域銀行に検査を実施する際に、必要に応じて金融庁からも検査官を派遣するなど、引き続き連携しながら取り組んでいく。
- 地域金融機関が、融資先のポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組みを後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、引き続き取組事例の把握に努めていく。

■ 持続可能なビジネスモデルの構築

【昨事務年度の実績】

- 2020年5月に成立した独占禁止法特例法の円滑な施行を図るため、関係政省令・監督指針を整備（2020年11月27日施行）するとともに、経営統合・再編を含む経営基盤の強化等に向けた地域金融機関の取組みをサポートするための相談窓口として、「地銀経営統合・再編等サポートデスク」を設置した。



- 資金交付制度の創設を内容とする改正金融機能強化法の関係政省令・監督指針を整備した（2021年7月21日施行）。

【本事務年度の作業計画】

- 独占禁止法特例法と資金交付制度について、「地銀経営統合・再編等サポートデスク」が中心となり、適切な運用を行う。
- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に幅広く貢献する銀行等の取組みを後押しする観点から、業務範囲規制・出資規制の抜本的な見直しを含む改正銀行法等の円滑な施行（法律公布（2021年5月26日）後、6か月以内施行）に取り組む。

■ 地域事業者支援等のための環境整備等

【昨事務年度の実績】

（ア）経営者保証ガイドラインの活用

- 年末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、事業者への積極的なガイドライン及び特則の周知、事業者からの相談へのきめ細かい対応を要請した（2020年11月）。
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について、特則の積極的な周知と、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むことを要請した（2020年12月）。
- 金融庁ウェブサイトで「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケート調査の結果について」を公表した（2021年6月）。
- 主要行、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協との意見交換会において、アンケート結果も踏まえた、経営者保証に依存しない融資の一層の取組みを慫慂した。
- 金融庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表した（2020年10月及び2021年3月）。

（イ）事業承継支援

- 金融機関による事業承継支援について、事業承継支援を巡る課題把握等のため、地域金融機関等からヒアリングを行い、以下の取組みを実施した。
 - 信用金庫・信用組合向けに「金融支援メニュー説明会」を開催し、事業引継ぎ支援センターから同センターの取組みを紹介した。



➤ 事業引継ぎ支援センターの課題・今後の改善方針を、中小企業庁がとりまとめる「中小 M&A 推進計画」(2021 年 4 月公表)に反映した。

- 地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協との意見交換会において、「中小 M&A 推進計画」を紹介するとともに、一層の事業承継支援を慫慂した。
- 中堅・中小企業支援施策に関する説明会や意見交換会において、地元企業や金融機関に対し、金融庁の事業承継支援に関する取組みを紹介した。

【本事務年度の作業計画】

- 事業性評価を重視した融資慣行の定着を図る上で、経営者保証に依存しない融資の促進は重要なことから、引き続き、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)」等の公表を行うとともに、公表結果等を踏まえ、進捗が遅れていると考えられる金融機関の取組状況等をフォローアップする。
- 中期経営計画で無保証融資割合の目標を設定、公表するといった組織的事例については、積極的に横展開を図るなど、経営者保証に依存しない融資の営業現場への定着に向け、さらなる取組みを促していく。
- 「中小 M&A 推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含む M&A 支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有のあり方等について、関係省庁で連携して取組みを進める。

■ 協同組織金融機関

【昨事務年度の実績】

- コロナの影響が長期化する中で、協同組織金融機関に対して、中小・零細事業者の業況や支援ニーズ、協同組織金融機関による資金繰り支援・本業支援の取組み等について、継続的にヒアリングを実施した。
- 2019 事務年度より試行的に開始した持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話は、協同組織性（相互扶助の理念、地域住民や会員・組合員との結びつき等）も念頭に置いて実施した。理事長をはじめとする協同組織金融機関各階層に対し、繰り返し丁寧に問いかけることで、経営理念への理解とその浸透・実践状況を確認した。
- 2019 事務年度より開始した新たな早期警戒制度に基づく対話にくわえて、コロナを踏まえた信用・市場リスクが健全性に与える影響を踏まえ、個別の信用金庫・信用組合や中央機関（信金中金・全信組連）と対話を実施し、収益計画・目標やリスク管理態勢等に関し、課題認識の共有と改善対応策の具体的かつ着実な実行を促した。
- 信用金庫・信用組合の様々な経営課題について、コロナへの対応を含め、その解決に



に向けた自主的な改革を後押しすべく、モニタリングを通じて得られた具体的な事例を還元した。

【本事務年度の作業計画】

- コロナの影響を注視しつつ、協同組織金融機関において、必要に応じて日本政策金融公庫等とも連携し、プロパー融資や保証協会保証付き融資、資本金劣後ローンなど様々な方策を適切に組み合わせ、中小・零細事業者のニーズに応じた厚みのある支援が行われているか確認する。
- 協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域経済の発展に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進める。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進める。
- これまで財務局による創意工夫の下で進めてきた探究型対話について、蓄積された対話の知見・ノウハウを整理し、その有効性を検証しつつ、持続可能なビジネスモデルの構築に資する対話手法の確立に向けて取り組む。
- コロナによる経済や市場環境の変動等の影響を踏まえ、信用・市場リスクが協同組織金融機関の健全性に与える影響を分析し、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの対応を促す。
- 業務範囲規制の見直しを踏まえ、協同組織金融機関からの新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、金融庁と財務局が合同でヒアリングを実施するなど、監督業務の効率化を図ることで、協同組織金融機関による自主的な取組みを後押ししていく。
- 中央機関においては、協同組織金融機関への経営・業務サポートといった役割を発揮するよう、業界全体のリスク管理の高度化や収益向上、財務基盤の強化に向けた取組み等について、対話を通じて促す。

③ 証券会社等

■ 証券行政における横断的課題

【本事務年度の作業計画】

（ア）顧客本位の業務運営の推進

- 国民の安定的な資産形成を促進すべく、プリンシプルベース・ルールベースの双方向



から、各社における顧客本位の業務運営の取組状況⁸についてモニタリングを行う。
また、必要に応じて監督指針等の見直しを行う。

(イ) 市場を通じた金融仲介機能の発揮

- コロナの影響による経済停滞を乗り越え、我が国企業が新たな成長・発展に向かえるよう、市場を通じた金融が健全な形で活用され、複線的な金融システムが確保されることが重要となる。このため、証券会社が、企業の様々な財務状況に応じた確かなアドバイスをを行い、健全な資金調達の仲介を実施しているか等についてモニタリングを行う。

(ウ) ガバナンス・リスク管理、健全性強化、国際モニタリング態勢の強化

- 金融仲介機能を十分に発揮するためには、金融機関自体が、業務を健全かつ適切に運営することが求められ、ガバナンスやリスク管理が重要となる。このため、特に、金融のグローバル化に伴う海外ビジネスの拡大や世界的な金融緩和を踏まえて、証券会社や運用会社におけるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを行う。その際、海外当局との連携を強化して対応する。

(エ) デジタル化の進展への対応

- コロナの影響が長引く中で、新たな生活様式の浸透とともに証券会社等においてもデジタル化が進展したほか、新たな技術を使用したサービスの提供も各社で開始されている。こうした中、変化する営業や業務運営が、法令遵守及び投資家保護の観点から適切なリスク管理・内部管理態勢を整備した上で展開されているか等についてモニタリングを行う。

(オ) システムリスク管理態勢の整備等

- デジタル化の進展に伴い、システムの頑健性が益々重要となる。市場仲介で利用されるシステムが事故なく稼働することは市場経済にとって欠かせないものであることにくわえて、システム・データの管理が適切に行われることが重要となる。また、今後も不正アクセス事案等の増加が想定されるため、各社のシステムリスク管理態勢の整備・運営状況につき引き続きモニタリングを行い、問題がある場合は速やかな改

⁸ 例えば、高齢者への勧誘、善管注意義務・忠実義務等の遵守に向けた業務運営・経営管理態勢の構築、投資者保護上問題を生じかねないリスクがある金融商品の販売、仕組債等の販売が増加する中での顧客本位の商品・サービスの提供、資産残高連動手数料に関する取組み。



善に向けた対応を行う。

(カ) 金商業者等の新規参入等の円滑化

- 登録等に係る審査手続きの適正性を確保しつつ、国内外からの新規参入のさらなる円滑化に引き続き取り組む。具体的には、金融庁・財務局が連携して適切な進捗管理を行うとともに、申請者が登録等の手続きの際に参考となる情報の充実等を行う。また、デジタル技術の活用によるイノベーションを促進すべく、新たなサービス提供に関する問い合わせや登録審査について、審査手続きの適正性を確保しつつ迅速・的確な対応を行う。

■ 個別業態における課題

(ア) 証券会社

【昨事務年度の実績】

- 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための、業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

a) 大手証券会社

【昨事務年度の実績】

- 顧客本位の業務運営やプリンシプルに即したコンプライアンスについては、顧客のリスク許容度やニーズに沿った適切な提案や継続的なフォローアップの必要性を営業員にも意識付けるため、回転売買等の不適切な取引を評価しないなど、モニタリングを通じて業績評価体系を改める取組みを確認した。他方、内部管理の面からは、市場のゲートキーパーとしての売買管理態勢が不十分な事例を確認した。
- 顧客層の高齢化や手数料競争の激化など、対面型証券会社が従来から抱える経営課題にくわえ、コロナの影響が長期化したこともあり、各社とも経営改善の取組み⁹を加速させていることを確認した。
- コロナの影響が長引く中での事業再構築など、企業の資本・資金調達需要の高まりに

⁹ 具体的には、顧客セグメントごとの専門営業員の配置、ポートフォリオ提案営業の推進、資産残高連動手数料の導入など、対面型証券会社の特徴を生かし相談機能の強化を打ち出している一方で、非対面チャネルの活用、コスト削減の徹底など、営業効率の改善や経営資源の効率化をさらに進め、収益力の強化に取り組んでいる。



対しては、積極的な取組みも見られたものの、一部企業が資本調達手段として採用したMSワラント（行使価額修正条項付新株予約権）については、機動的な資金調達が可能と評価する声がある一方、既存株主の利益毀損等を懸念する声も聞かれた。

- システムリスクについては、顧客に影響が及んだ事例（外部委託先から顧客情報の漏えいやシステム障害に伴う取引停止等）に関し、モニタリングを通じて原因や改善対応策等について確認した。
- 各社とも市場関連業務に比べグローバル M&A への関与など、海外ビジネスの拡大が見られ、グローバルガバナンスやリスク管理の重要性が増してきているが、海外顧客との取引において多額の損失が生じた事例を通じて、経営陣がリスクの所在を把握できておらず、態勢構築や関与が不十分である実態を把握した。

【本事務年度の作業計画】

- 資産残高連動手数料の導入等の手数料体系の複線化や、仕組債やラップ口座等の商品・サービスの多様化が進む中で、顧客に対する提案内容や運用状況等が顧客本位のものとなっているかについて、モニタリングを行う。
- 企業の様々な資金需要を的確に把握し、財務強化に向けた的確なアドバイスや資金調達の仲介を実施しているか等について、モニタリングを行う。
- グローバルな業務展開をしている証券会社については、それを支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢（グローバルな市場変動リスクや保有資産価値の下落等に対する備えを含む）の整備状況や危機時の対応策等について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを継続する。

b) 準大手証券会社・地域証券会社

【昨事務年度の実績】

- 好調な株価を背景に営業損益や預り資産残高は持ち直しているものの、従来型の対面営業を主力としている社が大部分の中、既存の顧客層の高齢化、デジタル技術の進展や手数料の引下げ・一部無料化によるネット系証券の台頭にくわえ、コロナの影響による新たな生活様式の定着等によって、各社を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。
- そのような中、一部の社においては、顧客基盤の拡大に向けたサービス・商品の提供



を通じて持続可能なビジネスモデルの構築を目指す事例¹⁰を確認した。

- 複数の地域銀行との包括的な業務提携や、準大手証券による地域証券の M&A、グループ内の対面証券とネット証券の経営統合など、モニタリングを通じて事業基盤の拡大、経営効率化等に取り組む事例を確認した。
- 地域銀行系証券会社では、グループ銀行が紹介する顧客の対象を見直す動きや、グループ銀行からの紹介を促すための評価体系の変更など、モニタリングを通じて銀証連携を強化する取組みを確認した。他方で、銀証連携の推進に当たって、人員（人数、異動周期、キャリアプラン）・店舗面での制約・課題や、商品提供型から提案型の営業への移行における人材育成等の課題を確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 準大手証券会社については、業務提携や、組織再編による事業基盤の拡大や経営の効率化の結果、顧客利便や経営の健全性を確保した業務運営となっているか引き続きモニタリングを実施する。
- 地域証券会社については、各社の規模・形態等が多様で経営状況や課題等も様々であることを踏まえ、メリハリをつけて対話を行い、投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等や、持続可能なビジネスモデルの構築について、具体的な取組みを確認するとともに、好事例の収集・還元や、モニタリングデータの分析による「見える化」の充実を通じて、必要に応じ経営者と深度ある対話を行う。
- 地域銀行系証券会社については、銀証連携に見られるように、銀行と一体の戦略の基に営業を展開していることを踏まえ、経営陣やグループ内の銀行も含めた対話を必要に応じて継続的に実施していく。

c) ネット系証券会社

【昨事務年度の実績】

- 新たな生活様式が浸透していく中、好調な株価を背景に、大手を中心に新規口座開設数が急増している。一方、各種手数料の引下げ・一部無料化など、各社間の競争が厳しさを増す中で差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、提供する商品・サービスの多様化、事業の多角化、他社との資本・業務提携等を積極的に進める動きも相次いで見られた。

¹⁰ 例えば、①対面証券では初めて 25 歳以下の顧客に対し、株式等の売買手数料を無料化し、若年層の顧客獲得に取り組む、②手数料無料化の流れとは距離を置き、証券分野にとどまらない顧客の課題を解決する取組みにより、対面営業に付加価値をつける、③対面とデジタルを組み合わせた営業展開や、デジタルツールを利用した業務効率化など、新たな生活様式への順応やデジタル化の推進を図っている。



- 各社のオンライン取引サービスを狙った不正アクセス事案が増加し、大規模な個人情報情報の漏えいや不正出金事案も複数発生する中、改めて各社の情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の強化の必要性を認識した。また、売買注文や各種取引が急増した際、複数社において一時的に顧客の注文の取次や取引にも影響の出るシステム障害が断続的に発生するなど、株価の変動が大きい中であって、一層のBCPの重要性やシステム管理態勢の強化の必要性を認識した。

【本事務年度の作業計画】

- ネット系証券会社の利用者が急増する一方、不正アクセスやシステム障害が各社で断続的に発生していることから、各社のキャパシティ・マネジメントを含む適切なシステムの整備状況や有事対応も含めたシステムリスク管理態勢の運営・整備状況について、引き続きモニタリングを実施する。
- 新たな収益源となるサービス・商品の開発や新規事業の立上げが模索され、収益構造の転換が進められつつある状況を踏まえ、各社の持続可能なビジネスモデルの構築について深度ある対話を実施する。

d) 外資系証券会社

【本事務年度の作業計画】

- コロナの影響や海外損失事例等が日本拠点のリスク管理態勢やガバナンスに与える影響を捉えた上で、証券業を営む外国金融機関に対して、業務運営の適切性が確保されているかについてモニタリングを実施し、業務運営態勢に問題がある場合には、海外当局と適宜連携し、適切な態勢整備を求める。
- モニタリングを通じて、コンダクトリスク管理を含む内部管理態勢、オペレーショナル・リスクやサイバーセキュリティ管理の強化に向けた取組状況を確認し、必要に応じてリスク低減等を図る態勢整備を促す。

(イ) 投資運用業者

【昨事務年度の実績】

- 投資運用業者において、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用する投資信託の投資対象先における運用・管理の実態が把握できていない事例が認められたため、受益者保護の観点から所要の行政上の措置を講じた。
- コロナの影響による事業活動の縮小によってテナントによる賃料の支払いが困難となった事例を踏まえ、REIT等を運用する投資運用業者に対して、家賃の猶予・減免



等の実施状況や投資家への説明状況について実態把握を行った。この結果、テナントの状況に応じて賃料の猶予・減免等を行うとともに、運用への影響についても投資家に対して適切に説明していることを確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 顧客本位の業務運営に向けたガバナンスの確立や、顧客の利益に資する商品組成・提供・運用・管理（プロダクトガバナンス）が実践されているかについて、モニタリングを行っていく。
- 外部委託やファンド・オブ・ファンズ形式で運用する商品組成に当たって、投資対象先の運用状況や財産の管理状況を十分に調査、把握し、運用開始後も適切に運用管理の状況を把握しているか等について、モニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。
- コロナの影響や海外投資家の台頭等による不動産市場の変化等を踏まえながら、REIT等の運用状況について、モニタリングするとともに、その影響を強く受けている投資運用業者については、必要に応じてさらなる実態把握を行う。

（ウ）外国為替証拠金取引業者（FX業者）

【昨事務年度の実績】

- 店頭FX業者の決済リスク管理の強化のため、既に実施されている情報開示及びストレステストのほか、2021年4月から取引データの保存・報告制度が開始され、各店頭FX業者の実施状況を確認した。この中で、最大想定損失額に比して自己資本が不足している業者に対して、リスクの低減等を促した。
- 不正アクセスにより多数の個人情報漏えいが発生した事例及び広告表示や勧誘方法に係る問題事例が認められたため、投資家保護の観点から所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 店頭FX業者に対して、決済リスク管理態勢強化に向けて導入した3施策（リスク情報開示、ストレステスト及び取引データ保存・報告制度）の対応状況をモニタリングし、必要に応じてリスク低減等の態勢整備を促す。また、引き続き、顧客本位の観点から適切な勧誘が行われているか等の業務運営状況についてモニタリングを行う。



(エ) 投資助言・代理業者

【昨事務年度の実績】

- 虚偽の説明又は誤解を生ぜしめるべき表示による勧誘や、無登録業者に対する名義貸しの事例を踏まえ、投資助言・代理業者の広告表示や業務運営状況についてモニタリングを行い、注意喚起等を行った。
- コロナの影響により活動実績が認められない又は限定的な業者の業務実態等についてモニタリングを行い、各社の経営状況等を把握するとともに、廃業に向けた手続き等を行った。

【本事務年度の作業計画】

- インターネット・SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為について、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等を参考として、情報分析・検証を進め、事実と異なる表示を行っている業者等に対しては、必要な監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。
- 活動実態が認められない又は限定的な業者については、引き続き実態把握に努めるとともに、業務体制の不備や所在が確認できないなどといった問題が認められた場合には、必要な監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。

(オ) 第二種金融商品取引業者

【昨事務年度の実績】

- 貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者に対し、貸付先に係る情報開示の拡充¹¹の状況等について実態把握を行った結果、新規募集については、貸付先に係る情報開示の拡充が進んでいることを確認した。
- 一方で、実効的な貸付審査及びモニタリングの欠如により、貸付先の実態把握ができていない事例が認められたため、投資家保護の観点から所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。

¹¹ 匿名化等されていた貸付先について、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じた上で、情報開示を行う。



- 貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について、二種業者に対する実態把握を継続する。

(カ) 適格機関投資家等特例業務届出者

【本事務年度の作業計画】

- ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況や、事業報告書を期限までに提出しないなど、依然として法令等遵守の意識が低い業者が認められており、引き続き法令等遵守態勢の状況についてモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。
- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用するファンドにおいて、投資対象先における運用管理の状況を把握しているか等についてモニタリングを行い、必要に応じて監督上の対応を行う。

(キ) 信用格付業者

【昨事務年度の実績】

- 登録信用格付業者全社（5グループ/7社）の監督委員会や格付委員会等の運営状況をモニタリングし、各社の法令遵守状況やガバナンス態勢の整備状況を確認した。また、格付付与方針の見直し状況や証券化商品を含む格付モデルの運営状況についても継続的にモニタリングを実施した。
- 情報セキュリティ管理及びサイバーセキュリティ管理の強化の取組状況のモニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続する。

(ク) 電子記録移転権利等取扱業者

【昨事務年度の実績】

- 2020年5月の改正金商法施行後、イノベーションの促進に配慮しつつ、顧客資産管理等に関わる業務運営体制に着眼した審査を行い、登録を実施した（2021年6月末現在の電子記録移転権利等¹²取扱業者は3社）。

¹² 金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、電子情報処理組織を用いて電子的に記録・移転することができる財産的価値に表示されるもの。

**【本事務年度の作業計画】**

- 電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、電子記録移転権利等取扱業者の業務特性等を踏まえ、適切な登録審査を行うとともに業容拡大に伴う業務運営状況に関して自主規制機関と連携しモニタリングを行う。
- 電子記録移転権利等を販売する際の課題等に関し、投資者保護の視点を踏まえつつイノベーションを促進する観点から、自主規制機関と連携して課題の検討を行う。

④ 保険会社**■ 保険業界における顧客本位の業務運営****【昨事務年度の実績】**

- 外貨建保険に関する苦情が多数発生したことを受け、改善に向けて生命保険会社等と議論を重ねてきた。
- 乗合代理店による保険募集について、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、生命保険会社の乗合代理店に対する評価が、販売量に偏重した評価を改め、業務品質評価を反映するよう見直されたものの、その業務品質は必ずしも顧客視点に基づくものではなかったため、保険会社等と改善に向けた議論を重ねてきた。
- これを踏まえ、生命保険協会内に消費者団体・乗合代理店・保険会社等による顧客視点に基づく業務品質評価の高度化に向けた検討会が設けられ、業務品質評価項目や基準のあり方等についての検討・議論が行われた。
- 営業職員チャンネルでは、これまで相次いで発生してきた金銭詐取問題にくわえて、新たな事案¹³も発覚したことを受け、当該生命保険会社に対してヒアリングを実施し、その中で適切な被害者対応等を求めた。また、生命保険協会に対し、各生命保険会社自ら営業職員管理態勢の実態等やその検証状況を確認し必要な対応を図るための具体策の検討を進めることを要請した。その結果、生命保険協会は会員各社に対して「顧客本位の業務運営の高度化に資する営業職員チャンネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」を実施した。
- 本アンケートの結果を踏まえ、生命保険協会に対して、引き続き、業界としての取り組み¹⁴を進め、会員各社での営業職員管理態勢の改善・高度化に向けた取り組みや創意工夫

¹³ 2020 事務年度においては、突出した営業成績を誇った生命保険会社の元営業職員が、19 億円を超える金額を顧客から詐取する事案が発生した。

¹⁴ 生命保険協会は、営業職員管理態勢に係る留意点・事例集として、本アンケート結果を公表した（2021 年 4 月）ほか、PDCA サイクルを回す観点から、会員各社に対して 2021 年度中のフォローアップ・アンケートを実施していく予定。



を後押しすることを要請した。

- 顧客が保険契約を新しい契約に見直す際のあり方について、各生命保険会社における顧客視点に立った契約見直し制度¹⁵等の導入状況をフォローアップ¹⁶した。

【本事務年度の作業計画】

- 顧客基盤の獲得・維持に向けた厳しい競争の下、様々な保険商品・サービスの開発・販売や、各種販売チャネルでの販路拡大を行っている中、顧客本位の業務運営の定着が重要となる。
- 生命保険会社の乗合代理店に対する業務品質評価については、顧客視点に基づく業務品質評価の高度化に向けた取組みを引き続き促していく。
- 各生命保険会社の営業職員の管理に係る改善・高度化に向けた取組状況については、引き続きモニタリングを実施し、さらなる高度化を促す。
- 特に顧客被害を生じさせた生命保険会社については、再発防止策の実施状況やその後の顧客対応状況等をフォローアップする。
- 契約見直し制度等については、昨事務年度の各生命保険会社の検討・進捗状況を踏まえ、引き続き顧客視点に立った制度等の導入に向けて対話を行う。

■ ビジネスモデル

【昨事務年度の実績】

- コロナの拡大をはじめとする事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施¹⁷した。
- コロナの影響が長引く中、生命保険会社については、営業職員チャネルを中核とする会社を中心に対話を行った結果、各社とも、チャネル戦略等のビジネスモデルの抜本的な転換は行わず、対面と非対面が融合した新たな営業活動モデルを構築すべく、営業プロセスの見直し等を進めていることを確認した。一方、新規顧客との接点の減少

¹⁵ 例えば、新契約のがん不担保期間にがんと診断確定され新契約が無効となる場合は、旧契約の解約を取り消し、有効な状態に戻す仕組み。

¹⁶ 複数社が顧客視点に立った契約見直し制度を導入しており、そのうち大半の会社においては、既にそれを基礎書類に規定化し、個人の権利義務関係の明確化を図っていた。一方、例えば、見直しニーズの少ない商品にまで制度を導入するためのコストを負担できないこと等を理由に、こうした制度を導入していない会社も見られた。

¹⁷ コロナの拡大による保険会社等の業績への影響について、生命保険会社に関しては、2020年度上半期は営業活動の自粛等により、新契約が減少したものの、解約の大幅な増加などの事態は発生しておらず、保有契約の減少は限られたため、現時点では小さい。また、損害保険会社に関しても、国内事業については海外旅行・物流等の減少により、傷害保険や海上保険といった一部保険種目の収入保険料は一定程度減少したものの、保険金支払面で、コロナの状況の中での外出自粛による自動車事故の減少が増益要素として寄与した。一方で、大手損害保険グループの海外事業に関しては、興行中止保険、利益保険等で多額の支払が生じ、各グループとも減益の影響があったものの感染症の免責化を実施しており、今後の影響は限定的と見込まれている。



や、デジタル化に対応する人材育成、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応において、課題が生じていることを確認した。

- 生命保険会社の商品戦略については、業界団体との意見交換会（2020年9月）において、社会情勢を踏まえ契約者に寄り添った保障を提供することについて、継続的な検討を促すとともに、その後も対話を行った。その結果、各生命保険会社は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等が改正され、コロナの法令上の位置付けが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変わったものの、柔軟な保険約款の適用を含め、引き続き、保障の提供を継続する対応を行ったほか、コロナによる入院を手厚く保障する商品の提供も行った¹⁸。また、コロナへの対応のほかにも、コロナを契機としたデジタル化の進展に対応して、スマートフォンで完結できる商品の開発を志向する動き等を把握した。
- 損害保険会社については、業務の効率化や顧客の利便性向上を目指し、大手保険会社を中心にコロナ以前からデジタル化に積極的に取り組んでおり、コロナによりその動きが加速した¹⁹。一方、生命保険会社同様、デジタル化により、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応やデジタル化に対応できない顧客や代理店への対応等において、課題が生じていることを確認した。
- 損害保険会社の商品戦略については、生命保険会社と同様に対話を行い、国や地方自治体等からの要請により派遣された医療従事者等向けの商品、企業向けにもコロナに起因した休業損失・事業の復旧に要する費用等を補償する商品等の提供が行われたことを確認した。また、コロナ後のデジタル化の進展や新たな働き方への対応等の顧客ニーズにも対応し、サイバー攻撃に対応する費用への補償や、テレワーク中の情報漏洩等の勤務環境の多様化に伴うリスクへの補償等の商品を開発・検討している動き等を把握した。

【本事務年度の作業計画】

- 中長期的な課題として、人口減少や低金利環境の継続、自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小といった事業環境の変化に対して、持続可能なビジネスモデルを構築することや、事業環境・顧客ニーズの変化に即した商品開発が行われることが重要と考えられることから、これらの実現に向け対話を実施する。
- コロナの影響については、その見通しが不透明な中、例えばコロナにより必要性が高

¹⁸ 損害保険会社でも同様の対応を実施。

¹⁹ 例えば、非対面・非接触での手続きを望む顧客の意向を踏まえ、代理店システムのデジタル化が進展したほか、保険金請求手続きのウェブ完結や損害保険会社内部の事務処理のペーパーレス化等様々な取組みにより、顧客利便や業務効率化に寄与している。



まった非対面・効率的な業務運営は今後も求められることが予想される。このようにポストコロナを見据えた上で、昨事務年度に確認した各社の課題について十分な対応を行っているか引き続きモニタリングを実施する。

■ グループガバナンス

【昨事務年度の実績】

- 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通の枠組み (ComFrame) 等の趣旨も踏まえた監督指針の改正を実施 (2020 年 12 月) したほか、「IAIGs 等向けモニタリングレポート」を公表 (2020 年 10 月) することにより、IAIGs として指定する保険グループを明らかにするとともに、2020 事務年度のグループ監督の方針等を示した。
- IAIGs 各グループを中心とする大手保険グループにおける海外子会社を含めたグループガバナンスについては、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら、これまでのモニタリングにて認識した課題のフォローアップや、IAIGs 等向けモニタリングレポートに示した具体的な着眼点を中心にモニタリングを実施した²⁰。

【本事務年度の作業計画】

- グループガバナンスにおいては、グループ組織体制、海外子会社の事業計画、業績の管理やグループ内部監査等の様々な体制整備が有機的に結びつき、全体として有効に機能することが重要となる。このため、例えば、海外子会社が M&A で買収した孫会社に対して、経営管理会社が適切に関与し実効的なガバナンスを行っているかなど、過去のモニタリングにおいて各保険グループとの間で課題として共有した事項について、改正監督指針に基づきフォローアップを行い、引き続きグループベースでのガバナンスの高度化を促していく。また、IAIGs については、毎年開催される監督カレッジにおける海外当局との情報共有も活用してモニタリングを実施する。

²⁰ 具体的には、各グループにおける本社/子会社間の円滑な意思疎通や子会社の経営計画等への適切な関与態勢等のガバナンス機能の実効性、グループベースでのリスク管理態勢等についてモニタリングを実施した。

その結果、損害保険会社においては、管理態勢の構築が進展しつつあるものの、海外子会社による買収案件において、本社の関与不足等により、買収後の管理が適切に行われていなかった会社も見られた。また、海外子会社管理体制を見直したグループについては、見直し後の体制におけるガバナンスの実効性について引き続き注視していく必要がある。

生命保険会社においては、海外子会社の収支・財務状況の悪化を実効的にモニタリングする態勢に課題があったグループを含め、従来各グループとも課題としていた必要な体制整備について一定の進捗が認められた。一方、海外進出が進んでいる損害保険グループと比較して、態勢整備に引き続き課題があるグループも見られるため、引き続き注視していく必要がある。

また、海外子会社や孫会社の個々の業務も含めた適切なガバナンスのためにはグループ内部統制の構築運用が重要であるが、組織体制や規程等の全社的な内部統制の評価にとどまり、具体的な業務プロセスレベルに踏み込んだ評価を実施していないグループや、グループ共通の最低限の目線で内部統制の評価・改善を図る枠組みの必要性は認識しているものの、現状では海外子会社の状況把握にとどまっているグループ等も見受けられた。



■ 自然災害

【昨事務年度の実績】

- 過去数年の大規模自然災害による多額の保険金支払いの影響により再保険料の高騰や異常危険準備金残高の減少など、損害保険会社は厳しい状況にある中、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングを実施した。その結果、例えば、再保険料の上昇を抑制するため、自社のリスク保有額を引き上げる一方で、発生頻度の低い巨大リスクについて、再保険の買い増しによりリスク量を抑えるなど、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図るための工夫を行っていることが確認できた。
- 一方、自然災害が激甚化・頻発化する環境下においては、被災者の経済的復旧の観点から、個々の保険金の支払いが迅速かつ適切に行われることが重要となる。こうした中、日本損害保険協会では、自然災害発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けて衛星画像を活用した浸水深データの損害保険会社への提供や、災害に便乗した保険金不正請求対策のためのインフラ整備等に取り組んでおり、金融庁も当面の整備目標や将来像の検討、他省庁との協議等において協働を行った。
- 損害保険料率算出機構及び多数の損害保険会社が、顧客の保険料負担の公平性向上の観点から検討を進めている水災リスクに応じた火災保険料率の細分化について、外部の中立的な意見を取りまとめ、より一層消費者目線に立った適切な取組みを促すことを目的に、金融庁において有識者懇談会を立ち上げ、第1回会合を開催した（2021年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 再保険料の高騰、異常危険準備金残高の減少といった厳しい状況は継続しており、今後の大規模自然災害発生に備え、各損害保険会社において、経営レベルでの論議に基づきどのようなリスク管理を行っているか引き続き注視する。
- 損害保険会社が将来にわたって持続的に補償を提供しつつ、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮する観点から、自然災害発生時の適正・迅速な保険金支払いに向けた業界横断的な取組みが進むよう、引き続き日本損害保険協会と協働して取り組んでいく。
- 水災リスクに応じた火災保険料率の細分化については、より一層消費者目線に立った適切な取組みを促すため、引き続き有識者懇談会を開催し、料率細分化のあり方や商品開発上の留意点等について外部の中立的な意見を取りまとめていく。



■ 経済価値ベースのソルベンシー規制等

【昨事務年度の実績】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、有識者会議報告書（2020年6月公表）の提言を踏まえ、特に標準モデルのあり方や保険負債等に関する妥当性検証のあり方等を中心に、制度設計上の論点や方向性の整理を行い、保険会社及びその他の関係者との対話の深化に資するよう、これを公表した（2021年6月）。
- 生命保険会社の基礎的な収支の状況を示す指標である基礎利益について、経済的な実態を反映し各社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から検討を行い、為替に係るヘッジコストを基礎利益の算定に含めるなどの改正を2022事業年度より反映することとしたほか、外貨建保険について、健全な競争環境を整備する観点から、標準責任準備金の対象とするための所要の制度改正を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、有識者会議報告書の提言を踏まえ、2022年に制度の基本的な内容を暫定的に決定・公表することを目指し、着実な検討を進める。具体的には、国内フィールドテストを継続的に実施するほか、幅広い関係者との対話等を通じて課題を整理し、標準モデルの仕様のうち優先度が高い論点に関して暫定的な結論を得ることや保険負債等の妥当性検証に関する制度設計上の基本的な考え方を提示すること等を目標に検討を進める。
- 昨事務年度に引き続き、現行の財務上の指標や規制についても不断に見直しを行う。具体的には、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえ、様々な監督会計のあり方について検討を行うほか、モニタリングの高度化を進める。

■ 少額短期保険業者

【昨事務年度の実績】

- 各財務局と連携して、少額短期保険業界全体の動向について把握・分析し、対話による自主的な対応を促した。また、財務局と連携し、保険計理人との間でその機能発揮状況に関する対話を通じて、保険計理人の機能発揮に関する課題を把握した。その上で、全保険計理人への留意点の周知や、日本アクチュアリー会が少額短期保険業者の保険計理人のさらなる機能発揮に向けた検討を着実に進められるよう、把握した課題を同会に提供した。
- 各業者の情報を分析する中で、問題が懸念される業者に対して立入検査を実施し、問



題がある場合は行政処分を行った。また、これまでの少額短期保険業者に対する検査・監督の過程において、必要となる態勢等に不備が多数認められており、自主的な検証・是正を促す観点から、日本少額短期保険協会と連携して全業者に対し自主点検の実施を求めた。

- 経過措置適用業者²¹に対し、経過措置終了を見据え、本則への円滑な移行を適切に実施しているかを確認するため、経過措置終了までの対応計画の履行状況についてモニタリングを実施した。その結果、経過措置適用契約は減少傾向にあるが、依然として対応に遅れが見られる適用業者が一部認められた。

【本事務年度の作業計画】

- 各業者における経営管理や財務の健全性、業務の適切性について、財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、日本少額短期保険協会や日本アクチュアリー会とも連携して、必要となる態勢等の整備（経営管理態勢の強化等）について経営陣と対話を行う。
- 経過措置適用業者に対して、本則に円滑に移行するための対応計画の実行状況や顧客への周知状況を確認し、特に対応に遅れが見られる適用業者に対しては、本則移行の障害となる事由等を早急に解消するため、必要な措置を講ずるよう促す。

⑤ 日本郵政

【昨事務年度の実績】

- ゆうちょ銀行については、コロナの影響拡大により世界経済が停滞し、低金利環境が継続する中、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築が課題であるほか、以下の課題も確認した。
 - キャッシュレス決済サービスでは、顧客本位とはいえない業務運営や新商品・サービス導入時のリスク管理上の課題にくわえ、顧客に影響を与えるシステム障害が増加しており、委託先管理を含めたシステムリスク管理に課題
 - コンプライアンスの面では、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る取り組みを進めているものの、郵便局の管理者による不祥事件や個人情報紛失等の問題も多発しており、内部管理に深刻な課題
- かんぽ生命は、業務改善計画に基づき、不利益を被った顧客の権利回復、募集人・管

²¹ 2005 年保険業法改正時に、それまで共済事業を行っていた者が新たに保険業法の規制対象となったが、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置が規定された。当該経過措置を適用して、一被保険者当たりの法定の保険金額上限を超える保険引受けを行っている少額短期保険業者。



理者の調査・処分、募集品質を重視した営業推進態勢の整備、重層的な募集管理態勢の整備等の取組みを進め、2021年4月に通常営業を再開している。同社については、保有契約の減少に起因する減益傾向が継続しており、適正な営業推進・募集管理態勢の定着とともに、商品・サービスの開発等により、収益基盤の再構築が課題であることを確認した。

- 日本郵政は、郵便局ネットワークを活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、コアビジネスの充実強化、グループガバナンス強化等の施策を掲げた新中期経営計画を策定し、グループの新たな成長を実現させる取組みを進めている。

【本事務年度の作業計画】

- 新中期経営計画を踏まえ、ゆうちょ銀行とは、以下の点を中心に、その具体的な施策等について対話を実施する。
 - オルタナティブ資産等への戦略投資の拡大を含む市場運用の深化に当たり、リスク管理の高度化、人材の育成・強化が必要であることから、それらへの取組状況
 - キャッシュレス決済サービスの問題を踏まえ、顧客本位の業務運営、新商品・サービス導入時の適切なリスク管理及び委託先管理を含めたシステムリスク管理
 - 郵便局における不祥事件や個人情報紛失の発生についての原因究明、再発防止策の策定及び取組状況
 - マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に係る取組状況
- かんぽ生命とは、業務改善計画の実施状況、顧客本位の業務運営の定着状況や顧客のニーズを踏まえた商品・サービスのあり方など、同社が抱える課題への対応について対話を実施する。
- 日本郵政とは、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供に向け、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組みについて対話を実施する。

⑥ その他の業態

■ 暗号資産交換業

【昨事務年度の実績】

- 暗号資産交換業者において課題となっていたサイバーセキュリティの実施状況等に



ついて、通常の検査・監督を実施するとともに、サイバーセキュリティ水準を向上させるため、サイバーセキュリティ演習への参加を通じて、業界全体として、インシデント発生時における顧客資産の保護に対する全社的な意識付けや、対応手順等の整備が進んでいることが確認できた。

- 同事業者に対しては、上記以外に、暗号資産デリバティブ取引も含め、生じ得るリスクを適切に把握した上で、リスクベースの登録審査・モニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 暗号資産の価格が大きく変動するとともに、関連ビジネスは目まぐるしく変化している。暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティの水準向上を図る。
- 新規の暗号資産交換業の登録申請者に対して、審査プロセスの透明性を維持しつつ、より迅速に登録審査を進める。また、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応する。
- デジタル技術の進展や、暗号資産交換業者における新たなビジネスの展開を踏まえ、あるべきモニタリングの枠組みについて検討を行う。
- 現在、暗号資産交換業者においては、NFT²²関連事業や IEO²³など、従来の暗号資産交換業に含まれないものも含めた新たな業務が開始・検討されているため、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、モニタリングしていくべき範囲や深度、着眼点を検討する。

■ 資金移動業・前払式支払手段発行業

【昨事務年度の実績】

- 資金移動業者や前払支払手段発行者のビジネスモデルが多様化する中、システムリスク管理や利用者情報管理等の態勢が整備されているかについて、事務年度を通じて、立入検査等による確認を実施した。
- 資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案については、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、被害状況の把握や被害者対応等について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施した（2020年9月、10

²² Non-FungibleToken（非代替性トークン）：ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークン。

²³ Initial Exchange Offering：企業やプロジェクトが、暗号資産交換業者を通じてデジタルトークンを発行し資金を調達する方法。



月)。

- また、当該事案を受け、銀行口座と連携する資金移動業者の決済サービスに係るセキュリティの状況や被害発生状況についての実態を把握するため、全国銀行協会と連携して、預金取扱金融機関を対象に調査を実施し、結果を公表した(2020年12月)²⁴。
- さらに、連携先と協力したセキュリティの確保や補償方針の策定・実施、被害があった場合に被害者へ速やかに連絡・補償すること等について、監督上の着眼点を明確にするため、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した(2021年2月)。
- 全国銀行協会や資金決済業協会においても、当該事案を受け、口座連携に係るガイドラインを策定・公表(2020年11月、12月)するとともに、銀行や資金移動業者等をメンバーとした研究会を設置し、口座連携に係る覚書の条文例の策定も行った(2021年5月)。
- その一方で、新しい類型として、100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の創設等を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(2020年6月成立)の施行に向けて、事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)を改正した(2021年5月)。

【本事務年度の作業計画】

- 通信・IT事業者の参入やキャッシュレス決済の浸透を受け、一部事業者の決済サービスは、利用者数が数千万人に至るなど、国民生活のインフラへと成長しつつある一方、昨事務年度においては、決済事業者を通じた不正出金や情報管理の不備事案も見受けられた。こうしたことを踏まえ、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行って全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢²⁵の整備を求めていく。
- 第一種資金移動業者については、新たに創設された種別の資金移動業であることを踏まえ、事業者からの登録・認可申請に関する相談には丁寧に対応し、登録審査及び業務実施計画の認可審査を迅速に実施する。登録・認可後においては、特に、厳格な滞留規制の遵守状況や、システムリスク管理態勢、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等が適切であるかについて重点的にモニタリングを行う。

²⁴ 調査では、金融機関(外国銀行支店・信託銀行除く)の94%が銀行口座と連携する決済サービスを導入しており、口座連携のセキュリティに関しては導入されている決済サービスのうち69%が多要素認証となっていた。2016年1月から2020年10月の間に発生した資金移動業者等を通じた不正出金被害については、計948口座、総被害金額1億8,758万円であったところ、不正出金が発生した口座のうち89%の口座において、一要素認証による口座連携が行われていたことが判明した。

²⁵ 特に、利用者の資金の保全状況、利用者情報管理、システムリスク管理及びセキュリティ対策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、不正取引が発生した場合における補償等の利用者への対応。



- 第二種資金移動業者については、特に、為替取引との関連性に疑義ある利用者資金の滞留防止のため、利用者一人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、利用者資金が為替取引に関するものであるかを適時適切に確認する態勢の整備状況等について、重点的にモニタリングを行う。
- 第三種資金移動業者については、新たに創設された種別の資金移動業であることを踏まえ、事業者から登録申請に関する相談には丁寧に対応し、登録審査を迅速に実施する。登録後においては、特に、5 万円相当額を超える為替取引に関する業務を行わないようにする措置が講じられているか、預貯金等管理に係る体制が整備されているか等について重点的にモニタリングを行う。
- 前払式支払手段発行者については、特に、改正法を踏まえ、発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合には、移転上限額の設定、移転状況の監視体制の整備等の前払式支払手段が不適切に利用されないための必要な措置が取られているか等について、重点的にモニタリングを行う。また、近年、第三者型前払式支払手段発行業の登録を受けている事業者が資金移動業の登録も受け、一体的なサービスを提供し、利用者の拡大を図っている。こうした事業者については、一般消費者による利用が多く、キャッシュレス社会の進展に向けた各般の取組みが進められている中、事業規模も大きくなりつつあることから、社会的・経済的な影響の大きさも踏まえ、それぞれの事業のリスクにくわえて、利用者の資金移動業と前払式支払手段発行業の誤認のリスクなど、一体的なサービス特有のリスクにも応じたモニタリングを行う。
- 事業者からの新規参入希望の増加が予想されることや、新しい種別の資金移動業が創設された状況を踏まえ、登録審査については、適切な審査体制を構築し、手続きの迅速化に取り組む。
- 2022 年度を目途に、全銀システムの参加資格が資金移動業者にも拡大されることから、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)及び日本銀行と連携の上、資金移動業者に対するモニタリング上の対応を検討するとともに、その結果を踏まえ、事務ガイドラインを改正する。

■ 電子決済等代行業

【昨事務年度の実績】

- 電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行い、10 者の登録を行った（2021 年 6 月末現在の登録業者は 92 者）。また、システム障害発生時の顧客対応、発生原因分析や再発防止策の取組状況の検証など、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえ、モ



ニタリングを通じて利用者保護やシステムの安定性を図った。さらに、銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、スクレイピング方式²⁶から安全性が高い API 方式への移行を継続的にフォローアップした。

- 資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、電子決済等代行業者に対し自社サービス全体のプロセスにおける脆弱性の確認など、セキュリティの高度化等について要請を行うとともに、暫定的なスクレイピング接続については可能な限り早急に API 接続に移行するよう金融機関及び電子決済等代行業者に促した。また、資金移動業者向け「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の改正と同様、電子決済等代行業者に対する監督上の着眼点を明確にするため、「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえたモニタリングを行い、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図っていく。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、API 方式に可能な限り早急に移行されるよう引き続きフォローアップするとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握していく。

■ 金融サービス仲介業者

【昨事務年度の実績】

- 「金融サービス仲介業」の創設を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向け、政令・内閣府令や監督指針等を取りまとめ、2021 年 6 月に公表した（同年 11 月施行）。あわせて、効率的な登録審査を含むモニタリング体制の確立や、実効的な自主規制の整備に向けた取組み等を推進した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融サービス仲介業に係る登録申請及び自主規制機関による認定申請について、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から適正な審査を実施する。
- 金融サービス仲介業者の登録後は、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護

²⁶ 利用者から口座に係る ID・パスワード等の提供を受け、それを使って利用者に成り代わって銀行のシステムに接続する方式。



の観点から、自主規制機関とも連携し、当該業者に対するモニタリングを適切に実施していく。

■ 貸金業者

【昨事務年度の実績】

- 財務局等及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づく登録制度、業務規制等を踏まえたモニタリングが行われた。
- 第三者が不正に取得した既存顧客の認証情報を用いてスマートフォンのアプリを利用することにより、貸金業者から不正に借入を行う事案が複数の貸金業者において発生したことを踏まえて、貸金業者に対しては、財務局等によるモニタリングや都道府県を通じて周知するなどにより、注意喚起を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、財務局等及び都道府県において、貸金業法等関連法令に基づく登録制度、業務規制等を踏まえたモニタリングが適切に実施されることを確保していく。
- 成年年齢の引下げを踏まえ、財務事務所を含む全国ベースの財務局等のネットワークと都道府県の監督当局との間の連携、自主規制機関である日本貸金業協会との連携を図りつつ、資金需要者等の保護の観点に立ち、実効的な取組みを進めていく。
- インターネット取引を活用したサービスを提供する貸金業者においては、サイバーセキュリティ事案を未然に防止するための措置を講じることが重要となっている。貸金業者が、変化するサイバー攻撃・金融犯罪のリスクに対し、適切な管理態勢を整備していくよう促す。



II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

1. デジタル・イノベーションの推進

(1) 送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討

■ デジタル・分散型金融への対応

【本事務年度の作業計画】

- 2021 年 7 月に金融庁に設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等を検討する。

■ クロスボーダー送金の改善

【昨事務年度の実績】

- FSB 等におけるクロスボーダー送金の改善に関する国際的な議論に積極的に貢献した²⁷。また、日本銀行とも協力し日本のクロスボーダー送金市場の現状や課題について関係する国内金融機関、送金事業者等とも議論を深めた。

【本事務年度の作業計画】

- 2021 年 10 月の G20 サミットで、市中協議を踏まえたクロスボーダー送金の 4 つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための定量目標が承認されるとともに、ロードマップの進捗報告書が提出される予定となっている。今後は、引き続きグローバルステーブルコインへの対応も含め、金融庁が携わる規制・監督に関する取組みを中心に、国際的な議論に貢献していくとともに、目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について、日本銀行とともに検討を進め、国内金融機関や送金事業者等との議論を進めていく。

■ CBDC

【昨事務年度の実績】

- 2020 年 10 月に日本銀行が CBDC（中央銀行デジタル通貨）への取組方針を公表し、2021 年 4 月から CBDC の基本機能に関する実証実験（概念実証フェーズ 1）に着手

²⁷ グローバルステーブルコインに関する 10 のハイレベルな規制・監督上の勧告を取りまとめた報告書（2020 年 10 月公表）、クロスボーダー送金の改善に向けた取組みやタイムラインを提示したロードマップ（同月公表）及びクロスボーダー送金の 4 つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための定量目標を定めた市中協議文書「クロスボーダー送金の 4 つの課題の対処に向けた目標」（2021 年 5 月公表）などの議論に貢献した。



した。2021 年 3 月には日本銀行と財務省・金融庁及び民間事業者からなる連絡協議会が設置され、フェーズ 1 における技術的検証の内容や今後の進め方等について意見交換を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 実証実験から得られる知見や、連絡協議会での民間事業者等との議論も踏まえながら、財務省・日本銀行と連携しつつ、制度設計の大枠の整理の検討等に貢献していく。また、G7 において 2021 年後半の公表を目指し作業が行われている共通の原則策定に貢献する。

(2) 決済インフラの高度化・効率化や新たな金融サービスの育成

① 決済インフラの高度化・効率化

■ 振込手数料に関連した取組み

【昨事務年度の実績】

- 振込手数料の背景となるコストである銀行間手数料²⁸について、これまで 40 年以上不変であったところ、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）がコストを反映した形で決定する仕組み（内国為替制度運営費）に移行することが決定された²⁹。
- 全銀システムの効率性向上を図る観点から、全銀ネットのガバナンスと透明性の向上（全銀システムのコスト構造の見える化等）に向けて、外部関係者との対話強化や、コストを含めた情報発信の強化等に取り組む方針が示された。

【本事務年度の作業計画】

- 決済サービスの競争促進・相互運用性確保による利用者利便の向上のため、2022 年度中を目途とするノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討について着実な進展を図る。
- 多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築に関して、中長期的な観点からの議論を継続しつつ、2022 年度早期の稼働を目指している小口決済インフラ構想の取組みをフォローする。
- 全銀システムの参加資格拡大に関しては、決済の安全性確保の観点から、決済システ

²⁸ 内国為替取引の際に、仕向銀行が被仕向銀行に対して取引 1 件ごとに支払う手数料

²⁹ 一般的な銀行振込について、これまで 162 円（3 万円以上の場合）又は 117 円（3 万円未満の場合）であったところ、2021 年 10 月より 62 円に引下げ予定（いずれも税抜き）となっている。



ムに接続する事業者に対するモニタリング等の必要な対応を行う。

② フィンテック事業者向けの支援

■ デジタル・イノベーションの支援

【昨事務年度の実績】

- フィンテック事業者や金融機関等にヒアリングを行い、コロナの影響を含め、フィンテックに係る最新の技術・ビジネス動向の把握を行った。
- FinTech サポートデスクでは、フィンテックに関する事業者の相談等に一元的に対応しており、2020 事務年度においては 280 件の相談を受け付けた。
- FinTech 実証実験ハブでは、2020 年 8 月に 1 件を新規認定し、2021 年 6 月末時点では 4 件について継続的な支援を行っている。
- フィンテック・ステークホルダーとの意見交換を行うため、ミートアップ等の各種イベントを開催³⁰した
- 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BG 2 C³¹の開催(2020 年 8 月)や、BGIN³²の第 1～3 回オンライン会合(2020 年 11 月、2021 年 3 月、6～7 月)における議論への積極的な貢献を行った。また、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトについては、デジタルアイデンティティの金融分野における活用可能性に関する委託研究成果を公表した(2021 年 8 月)。
- FinTech Innovation Hub としての活動成果をまとめた「Finech Innovation Hub 活動報告[第 2 版]」を公表した(2021 年 7 月)。

【本事務年度の作業計画】

- フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握するため、面談等を通じて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等から情報を収集するほか、ミートアップ等により、フィンテック・ステークホルダーとの意見交換を行う。
- FinTech サポートデスクでは、フィンテックに関する事業者の事業環境の整備に係る相談等に一元的に対応するほか、FinTech 実証実験ハブでは、前例のない実証実験を

³⁰ フィンテック企業等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップを 2 回開催したほか、海外フィンテック事業者・投資家との交流イベントを 2 回開催した(いずれも英国とのイベント)。また、FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブの出張相談を 2 回実施した。なお、これらのイベントは全てオンラインで実施した。

くわえて、通算 5 回目となる FIN/SUM2021(2021 年 3 月)を開催し、デジタル化が進展する中で、新たな技術に基づく金融サービスのあり方を考える上での前提となる「信頼」について、金融機関、スタートアップ、技術者、研究者等の議論を主導したほか、セキュリティや革新的技術の活用等に関する課題についてディスカッションを行った。また、金融サービスの高度化に向けて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等が立場を超えて自由にアイデアを出し合い、社会課題の解決に向けた議論を行うアイデアソンが開催され、アイデアソン実施に向けて金融当局として参画した。

³¹ Blockchain Global Governance Conference

³² Blockchain Governance Initiative Network



行おうとする事業者を支援するなど、金融機関を含む事業者が利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力する。

- 国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を目指す。
- 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGIN の活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組みを継続する。

■ デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

【昨事務年度の実績】

- 金融機関における IT システムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおいて、2021 年 5 月に 2 件の支援を決定し、2021 年 6 月時点で支援案件は 4 件となった（地域銀行 2 件、デジタルバンク 1 件、生命保険会社 1 件）。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関における IT システムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、基幹系システムに係る先進的な取組みを後押しする。

(3) 金融分野における業務・手続きの電子化

■ 企業間取引の業務効率化・デジタル化に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

- 全国銀行協会が、「成長戦略実行計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）による約束手形の利用廃止の方針を踏まえ、2026 年度を目標とする手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、金融界、産業界、有識者、関係省庁を委員とする「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会」を開催し、電子化に向けた金融界の自主行動計画を検討した。

【本事務年度の作業計画】

- 上記検討会が 2021 年 7 月に公表した自主行動計画（電子記録債権やインターネットバンキングの利便性向上策を含む）の着実な進展を後押しする。
- 電子インボイスの普及にあわせて、企業間取引の即時・多頻度の契約とそれを支える



決済について、企業の会計処理に係る効率性を向上させるため、ワンストップ化するために必要なデータ標準等の検討状況をフォローするとともに、全銀 EDI システムの利活用に向けた産業界・金融界等の取組みを進める。

- 法人インターネットバンキングの普及・浸透を図る観点から、その利便性向上に向けた関係者との対話を行っていく。

■ 金融分野における書面・押印・対面手続きの見直し

【昨事務年度の実績】

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等で押印を求めている手続きの押印について、法令の根拠のないものは 2020 年中に押印を廃止したほか、法令の根拠のあるものも関係府令・監督指針等を改正し、押印を廃止した（2020 年 12 月）。
- 民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面・押印・対面の手続きについて、関係法令・監督指針等を改正し、規制の見直しを行った（2021 年 5 月・6 月）。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 9 回開催し、各種手続きの電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、論点整理を公表した（2020 年 12 月）。

【本事務年度の作業計画】

- さらなる業界慣行の見直しを促すため、2021 年秋頃に実施する金融業界における手続きの電子化の進捗状況に関するアンケート結果を踏まえ、上記検討会の枠組みを用いて、業態別の電子化の状況や好事例・課題等の共有を通じたフォローアップを行う。

■ 行政手続きの電子化

【昨事務年度の実績】

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等がオンラインで提出が可能となるように、2021 年 3 月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、同年 6 月末に運用を開始した。

【本事務年度の作業計画】

- 手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組みを行う。



■ マイナンバー

【昨事務年度の実績】

- デジタル改革関連法案の一環として、預貯金口座へのマイナンバー付番等の枠組みを定め、行政運営の効率化や預貯金者の利益の保護等を図るための「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」、及びマイナンバー付の口座を登録し、公的給付の迅速かつ確実な支給を実現するための「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が、2021年5月に成立した。
- 所管業界に対して、従業員のマイナンバーカードの積極的な取得や利活用の促進に係る協力依頼を行った。また、業界団体等を通じて、各金融機関等における従業員のマイナンバーカード取得促進に係る取組状況についてフォローアップを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して対応を行う。
- 引き続き、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向けた取組みを実施する。

(4) 金融機関における IT ガバナンスの向上

【昨事務年度の実績】

- 大手金融機関に対して、通年検査を通じて、海外拠点を含む IT ガバナンスの発揮、システムリスク管理における適正なリソースの配置や部門間の必要な連携・牽制の確保状況を確認したほか、インシデント発生時における適切な顧客対応を促した。
- IT ガバナンスの発揮状況や、経営戦略に沿って機動的に対応できる IT システムの実現に関し、地域銀行及び信用金庫に対するアンケート及び対話を実施するとともに、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等に係る共同センター運営事業者やコンサルタント等の有識者との意見交換の結果をレポート及び事例集に反映し、公表した（2021年6月）。
- 次世代システム等への移行や、戦略的合併を伴う難度の高いシステム開発プロジェクトに取り組む金融機関に対し、プロジェクト管理態勢やその進捗についてリスクに応じたモニタリングを行った。
- デジタライゼーション等による金融業の変化に合わせたモニタリングのあり方として新たな業態に対するモニタリング（金融サービス仲介業、デジタルバンクの審査）



について検討した。

【本事務年度の作業計画】

- IT・デジタル技術を活用し、新たな形で顧客課題の解決を図る先進的なサービスの提供により、顧客獲得につなげていく IT ガバナンスの発揮について、経営効率の観点を含めた上で、DX への取組みといった着眼点から金融機関を含む事業者と深度ある対話を行う。
- DX へ取り組む金融機関の課題について、コンサルタント等の有識者と意見交換を実施するとともに、事業者に対するアンケートや対話を実施し、それらを把握した上で、有益な事例等を整理して公表する。
- デジタライゼーション等による金融業の変化にあわせ、新たな金融サービスを提供する事業者（デジタルバンク）に対して、適切な審査を行う。
- 次世代システム等への移行や、戦略的合併を検討している難度の高いシステム開発プロジェクトについて、スイッチングコストの観点も含め、プロジェクトの企画段階等からきめ細やかに金融機関と対話することで、金融機関の自律的な改善を促すとともに、システムの本番稼働後も、安定稼働に資する運用・保守ができているか等に関してモニタリングする。
- クラウドサービスやマイクロサービスといった新技術を利用した基幹系システムの構築など、先進的取組みを行う金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階から IT ガバナンスや IT に関するリスク管理等の観点について議論していくこと等により取組みを後押しするとともに、次世代システムへの転換を目指す取組みについて得られた有益な情報を収集し、還元していく。
- モニタリングの品質向上及び金融機関の負担軽減に向けて、システム更改の検証等に関して、日本銀行とリスク認識を共有し、共同ヒアリングを実施する。

2. 国際金融センターの実現

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020 年 12 月 8 日閣議決定）に、パッケージとして盛り込まれた各施策を、関係省庁と連携しつつ実施していく。



■ 事前相談・登録審査・監督等の英語での対応

【昨事務年度の実績】

- 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、英語での登録申請に係る事前相談の受付を開始した（2020年11月）。従来の「金融業の拠点開設サポートデスク」を発展・改組する形で、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を金融庁・財務局合同で立ち上げ（2021年1月）、4件の英語での登録が完了した（2021年8月末時点）。
- 2021年6月には、拠点開設サポートオフィスを日本橋（兜町）に移設した。
- 事前相談・登録審査・監督等の英語での対応を推進するため、AI翻訳サービス（テキスト・音声）を導入した（2021年4月）。

【本事務年度の作業計画】

- 拠点開設サポートオフィスにおいて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行うとともに、新たに創設される簡素な手続き（届出）での参入についても、英語によるワンストップでの対応を行うなど、取組みをさらに進める。
- 上記AI翻訳サービスについて、翻訳精度のさらなる向上や業務への活用に努める。

■ 新規参入の円滑化

【昨事務年度の実績】

- 投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」を更新（2021年1月）するとともに、財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書（投資助言・代理業、二種業）の様式を、日本語・英語の双方で金融庁ウェブサイト公表し、新規参入のさらなる円滑化を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 新たに創設される簡素な手続き（届出）等を踏まえた「投資運用業等登録手続ガイドブック」の改訂や、登録等の手続きに参考となる情報のさらなる発信等により、国内外からの日本市場への新規参入の円滑化にさらに取り組むとともに、適正な登録審査を行う。



■ 税制改正等

【昨事務年度の実績】

- 外国の資産運用業者・高度金融人材が日本にビジネス参入しやすくするための措置が講じられることとなった。所得税の措置（キャリドインタレストの税務上の取扱いの明確化）については国税庁への照会文書を公表した（2021年4月）³³。

【本事務年度の作業計画】

- 国際金融センターとしての地位の確立に向けた税制措置の周知・普及に努める。

■ 在留資格の緩和

【昨事務年度の実績】

- 資産運用業従事者に対して、高度人材ポイント制における優遇措置追加や雇用等可能な家事使用人の要件緩和等について出入国在留管理庁（入管庁）とともに検討し、入管庁において在留資格の利便性向上に係る政令・告示改正を取りまとめ、公表した（2021年7月施行）。

■ 創業・生活支援

【昨事務年度の実績】

- 日本に拠点を開設する外国人・海外金融事業者に対し、法人設立や在留資格取得、金融ライセンス取得、生活面に関する情報提供・相談について、無料かつワンストップで支援するモデル事業を開始した（2021年6月）。
- 同時に、拠点開発サポートオフィスの機能を拡充し、上記モデル事業と連携し、生活面に関する情報提供・相談を行うこととした。

【本事務年度の作業計画】

- 縦割りを打破した官民一体での金融創業支援ネットワークの構築を目的としたモデル事業を実施する。また、「拠点開設サポートオフィス」を中心に、国際金融センター関連施策や日本での拠点開設・生活に役立つ情報を、分かりやすく発信するとともに、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行う。

³³ 相続税の措置（勤労等のために日本に居住する外国人について、国外の外国人や短期的に滞在する外国人が相続人となる場合、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外とする）については、2021年4月に施行している。法人税の措置（投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載するなどの場合には、損金算入を認める）については金商法改正法施行（2021年11月見込）後、順次適用予定となっている。



■ 信用保証制度等の拡充

【昨事務年度の実績】

- 中小企業庁等と連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象に、投資運用業等を追加するための制度整備に関する検討を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 中小企業庁等における、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象の拡大に向けた検討を後押しする。

■ 情報発信

【昨事務年度の実績】

- 専用ウェブサイトを立ち上げ、国際金融センター関連の施策や、日本での拠点開設・生活に役立つ情報を集約して、日本語及び英語にて発信した（2021年3月）。
- 外務省や在外公館等とも協力し、セミナーを精力的に実施した。

【本事務年度の作業計画】

- オンラインによる誘致活動にくわえて、コロナの発生状況を見据えつつ、海外の金融センター現地における金融事業者・金融人材向けのプロモーション（情報発信、各種相談対応、セミナー等）に取り組む。

■ 海外金融機関等の受け入れに係る環境整備

【昨事務年度の実績】

- 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設した（2021年通常国会において金商法改正法が成立（同年5月26日公布）、同年11月施行予定）。

【本事務年度の作業計画】

- 改正金商法の施行に向け、我が国と同等の投資運用業に関する制度を有する外国の範囲の検討など、政令・内閣府令改正等のために必要な作業を行う。また、今後、海外から新たに日本に参入する、主として顧客対応を英語で行う外国証券会社・外国銀行に対しても、事前相談、登録審査、監督等を全て英語で対応することとし、このための体制整備等を行っていく。



3. サステナブルファイナンスの推進

2021 年 6 月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」も踏まえ、以下の施策を進める。

(1) 企業情報開示の質と量の向上

【昨事務年度の実績】

- 2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、プライム市場上場企業に対して、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促すこととした。
- IFRS 財団におけるサステナビリティ報告の開示の枠組みの策定の動きへの参画の一環として、サステナビリティ報告の基準設定主体の設置に関する IFRS 財団の市中協議に対して、国内民間関係者及び関係省庁の意見を集約し、日本としてのコメントレターを提出した。また、新たな基準設定主体のメンバー構成等を含む IFRS 財団の定款改訂案に対しても、日本としてコメントレターを提出した。
- サステナブルファイナンス有識者会議において、こうした動向も含めて議論を行い、同報告書において、国際的な動向を注視しながら、気候変動関連情報の開示の充実に向けた検討を継続的に進めていくこと等の提言がとりまとめられた。
- TCFD コンソーシアム等を通じ、「TCFD サミット 2020」の開催や「TCFD ガイダンス 2.0」等の策定をサポートするなど、TCFD 提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組みを推進するとともに、日本取引所グループとの共催セミナー「TCFD 開示とトランジションファイナンス」を開催（2021 年 4 月）した。
- 気候変動を含む ESG 情報の開示の充実を図る観点から、企業による ESG 要素を含む記述情報の開示に係る好事例を公表した（2020 年 11 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、上場企業に対して、サステナビリティについての取組みの開示を促す。特に、プライム市場上場企業に対しては、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。
- 企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、サステナビリティに関する取組みの適切な開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討する。

概要

本文

コラム

補足資料



- IFRS 財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。
- 気候変動を含む ESG 情報の開示の充実を図る観点から、サステナビリティに関する開示の好事例集を改訂する。TCFD コンソーシアム等の活動を通じ、TCFD 開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組みをベストプラクティスとして国際的に発信していく。

(2) 市場機能の発揮

【昨事務年度の実績】

- 上記有識者会議において、サステナブルファイナンスの推進に資する市場機能の発揮のあり方等について議論を行い、同報告書において、ESG 関連債の適格性を客観的に認証する枠組みを構築し、企業・投資家等にとって実務上有益な情報が得られるプラットフォームを整備すること等の提言が取りまとめられた。
- さらに、同会議のもとに「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、検討会議での議論等を踏まえ、金融庁において、ソーシャルボンドのガイドラインの草案を取りまとめた。

【本事務年度の作業計画】

- グリーンボンド等が活発に取引される「グリーン国際金融センター」の実現に向け、発行体を含む広範なステークホルダーと連携しつつ、機関投資家の実務等に基づき資金使途等の基準の策定を進め、グリーンボンド等の適格性を客観的に認証する枠組みの構築を目指す。また、日本取引所グループ（JPX）等と協働し、こうした認証を得たグリーンボンド等の情報や発行体の ESG（環境・社会・ガバナンス）に係る経営・取組方針等を広く集約・一覧化し、発行体や投資家向けの手引書等も含む情報プラットフォームの整備を行う。
- 企業と投資家の橋渡し役を担う ESG 評価機関・データ提供機関について、評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムの構築に向け、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、ESG 評価機関・データ提供機関に期待される行動規範等を策定する。そのため、企業と投資家が果たすべき役割を明らかにすることも念頭に、有識者等を交えた検討の場で議論を進める。
- 顧客に対し、ESG 関連投資信託の組成や販売に当たって商品特性を丁寧に説明し、その後の選定銘柄の状況について継続的に説明することが重要であるとの観点から、資産運用業界における ESG や SDGs のあり方について、その具体的な指標も含めて



幅広く調査・分析を行うとともに、資産運用業者等に対するモニタリングを進めていく。

- このほか、機関投資家・金融機関等と企業との実効的な対話を促すため、企業の脱炭素化支援等を目的とする国際的な民間投資家・金融機関等の取組みに参画する我が国金融機関を支援する枠組み等を検討する。
- 国際的にも信頼性・透明性が確保されるよう、今後業種別に策定される脱炭素への移行（トランジション）に向けた分野別ロードマップ等については、関係省庁と連携を進めていく。
- ソーシャルボンドについては、ガイドラインの案に係るパブリックコメントの結果を踏まえ、ガイドラインを確定する。ガイドライン策定後、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標の具体的例示に向け、関係者間での議論を推進する。

(3) 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

【昨事務年度の実績】

- 大規模金融機関の気候変動に関する取組み及び課題等につき実態把握を実施した。
- こうした実態も含め上記有識者会議で議論を行い、同報告書において、投融資先の気候変動支援や気候変動リスク管理体制の構築を促すガイダンスを策定していくこと等の提言がとりまとめられた。
- これを踏まえ、日本銀行と連携し、3メガバンク及び大手損保3グループを対象に、共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組み（パイロットエクササイズ）を開始した。同取組みにおいて、データの制約や様々な手法の特徴等を金融機関と議論し、金融機関に要請するシナリオ分析の枠組みについて金融機関と合意した。
- 地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や地域金融機関における取組支援に向けて、金融庁・環境省による「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足（2021年3月）させた。

【本事務年度の作業計画】

- 投融資先が気候変動に対応できるよう、積極的なエンゲージメントを通じてノウハウを提供するといった金融機関の投融資先支援の取組みを着実に進める観点から、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための地域金融機関向けの情報や知見を共有する等の取組みをさらに進める。
- 気候変動への対応を経営上の課題として認識し、適切な態勢を構築することを促すため、日本銀行と連携の上、3メガバンク及び大手損保3グループを対象として、昨



事務年度に金融機関と合意したシナリオ分析の枠組みに基づき、NGFS シナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを継続・実施する。各金融機関におけるシナリオ分析の結果について金融機関と議論を行い、金融機関が、気候変動リスクを定量的に把握し、ビジネス・財務上の戦略や投融資先の支援にシナリオ分析を活用する上での課題等を特定していく。

- あわせて、まずは預金取扱金融機関・保険会社について、積極的な対話を通じて投融資先企業の気候変動対応を支え、適切な気候変動リスク管理を確保するために必要な態勢に関するモニタリング上の着眼点を、2022 年 3 月を目途に明確化する。
- このほか、地域経済の持続的成長を促す観点から、関係省庁と連携し、地域金融機関への情報提供・ノウハウ共有等を通じて、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決に向けた取組みを支援する。
- 金融機関による投融資先支援のため、環境省と連携し、金融機関が顧客事業者の温室効果ガス排出量を把握・算定し、分析を行う試行的取組みを支援する事業を行い、こうした把握・分析等に当たっての課題を特定する。

(4) 国際的な議論への貢献

【昨事務年度の実績】

- 2021 年 11 月に開催予定の COP26（気候変動枠組み条約締約国会議）を見据えた G7・G20 での気候変動関連の議論に参加し、同年 6 月の G7 では、各国の規制枠組みと整合的な形での TCFD 開示の促進等について合意した。
- NGFS において、新たに運営委員会のメンバーに選出されるなど、気候関連リスクに関する関係当局間の連携を強化した。
- FSB や各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、FSB や IOSCO では関連する作業部会の共同議長を務めた。
- 2020 年 11 月には IPSF³⁴に参加し、開示に関する作業部会では共同議長を務めるなど、国際的な議論に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- 2021 年 11 月に COP26 が開催されることを念頭に置きつつ、NGFS、FSB、IOSCO、IPSF 等において、開示や民間資金の円滑な供給や資本市場機能の強化、気候関連リ

³⁴ IPSF（International Platform on Sustainable Finance）とは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。



スク管理等に関する国際的な議論で主導的な役割を担う。

- 企業の脱炭素化支援等を目的とする民間部門の国際的な取組みでの議論も適時に把握し、こうした取組みとの協調や議論の成果の活用を図りつつ、参画する金融機関を支援する枠組み等を検討する。
- 気候関連リスクの測定や ESG 関連商品組成のためのデータ整備や指標の開発を進める国際的な動きに備え、国内外の関連データの提供状況や精度等の把握を進める。
- 生物多様性をはじめとする国際的な動きが先行する気候変動以外のサステナビリティ関連事項について、知見の蓄積を進めるとともに、国内対応に資する検討を行う。

4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給

(1) 市場機能の向上のための制度・市場慣行の点検・見直し

■ 成長資金の供給のあり方

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、プロ投資家（特定投資家）の要件の弾力化に向けた顧客データの分析による実証事業も踏まえ、スタートアップ企業等の非上場企業への資本性資金の流れの円滑化・多様化を進めていくための方策について議論を行い、第二次報告を公表した（2021 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 第二次報告の内容を踏まえ、プロ投資家の要件を弾力化する内閣府令改正を含むプロ投資家による資金供給の促進のための制度整備、株式投資型クラウドファンディング制度のさらなる機能発揮に係る内閣府令等の改正、非上場株式のセカンダリー取引の環境整備や東京証券取引所ベンチャーファンド市場の利用活性化に向けた業界団体等における適切な制度設計の後押しを実施する。また、「成長戦略実行計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）の記載も踏まえ、IPO 時の公開価格設定プロセス、SPAC（特別買収目的会社）、私募取引の活性化に向けた環境整備も含め、スタートアップエコシステムに資する資金供給のあり方について検討を行う。

■ 銀証ファイアーウォール規制見直し

【昨事務年度の実績】

- 銀証ファイアーウォール規制については、2020 年 9 月に設置された金融審議会市場



制度ワーキング・グループにおいて、情報授受規制（関連規制含む）のほか、その他の諸規制についても議論を開始した。

- 外国法人顧客に関する情報授受規制については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、2020 年 12 月に第一次報告が取りまとめられ、外国法人顧客に係る非公開情報等を情報授受規制の対象から除外する方針が示され、関連する改正内閣府令を公布・施行した（2021 年 6 月）。
- 国内顧客に係る銀証ファイアーウォール規制については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、2021 年 6 月に第二次報告が取りまとめられ、規制の見直しとして、
 - 上場企業等の顧客情報に係る事前同意不要（ただし、企業からの「停止の求め」には対応必要）
 - 同意取得の場合も電磁的方法を利用可能とする対応
 - ホームベースルールの撤廃を行う一方、弊害防止措置の実効性強化として、
 - 顧客情報管理に関し、証券会社に適用される法人関係情報に係る行為規制を銀行に適用
 - 顧客情報管理・利益相反管理に関し、グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
 - 優越的地位の濫用防止に関し、当局によるモニタリングの強化を行うこととする方針が示された（2021 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 第二次報告に示された考え方を踏まえ、内閣府令・監督指針の改正等の適切な措置を講じるため、具体的な検討を進める。また、銀行・証券会社に対するモニタリング水準の統一や、グループベースでのモニタリングを進めていく観点から、関係部署間の連携強化を図る。
- 第二次報告で残された課題である、中堅企業・中小企業や個人に関する銀証ファイアーウォール規制等に関し、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、具体的な事例等を踏まえつつ、引き続き必要な検討を行う。

■ セキュリティトークンに関する事業環境整備

【本事務年度の作業計画】

- セキュリティトークンに関して、事業環境の整備に向けた関係事業者等との連携及



び検討を実施する。

■ 市場構造改革

【昨事務年度の実績】

- 東京証券取引所は、2022 年 4 月に予定する新市場区分への移行に向けて、上場制度の整備を行ってきた³⁵。

【本事務年度の作業計画】

- 2022 年 4 月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、今後予定される所要の手続き（上場会社の市場選択手続き等）について、引き続き東京証券取引所と連携し協力する。

■ 東京証券取引所システム強靱化

【昨事務年度の実績】

- 東京証券取引所において、2020 年 10 月に発生したシステム障害について、再発防止策検討協議会を設置し、システム障害対応やルール整備のあり方を議論した結果、報告書³⁶をとりまとめて公表した（2021 年 3 月）。

【本事務年度の作業計画】

- システム障害に係る再発防止策の実施状況について、その実効性を確保するため、適切にフォローアップする。

■ 最良執行方針等の見直し

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に、最良執行のあり方等に関するタスクフォースを設置（2020 年 12 月）し、計 4 回にわたり、金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する規制について検討を行った。その結果を取りまとめた報告書を公表した（2021 年 6 月）。

³⁵ 2020 年 11 月に第一次制度改正（市場第一部への上場基準を時価総額 250 億円に統一など）を実施した。また、2020 年 12 月に第二次制度改正（新市場の新規上場基準と上場維持基準を共通化（プライム市場であれば流通株式時価総額 100 億円以上、流通株式比率 35%以上等）、流通株式の定義見直し、TOPIX の新算出ルールなど）を公表した。さらに、2021 年 6 月に第三次制度改正（コーポレートガバナンス・コード改訂等）を公表した。

³⁶ 注文取消しルール（障害発生時、取引所が注文を取消し可能）や売買再開ルール（売買代金シェア 50%以上かつ個人売買代金シェア 30%以上かつ 5 社以上で再開）等を内容とするもの。

**【本事務年度の作業計画】**

- 上記報告書に示された考え方を踏まえ、制度詳細を規定する関係政府令等の整備や業界への周知等を進める。

■ 私設取引システム（PTS）から金融商品取引所への移行基準の見直し**【本事務年度の作業計画】**

- 現状、PTS は、金融商品取引所と比べ緩やかな規制が課されている一方、取引量が一定以上に拡大すると、金融商品取引所への移行等が求められる。金融商品取引所とPTSの規制の違いを踏まえつつ、金融商品取引所とPTSとの間の適切な競争の促進等の観点から、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関してPTSから金融商品取引所への移行基準等の制度のあり方について検討する。

■ 大阪取引所祝日取引**【昨事務年度の実績】**

- 日本取引所グループは、大阪取引所におけるデリバティブの祝日取引を2022年9月目途に開始するため、制度要綱を公表し、パブリックコメントを開始した（2021年6月）。

■ 総合取引所の取扱商品拡大**【昨事務年度の実績】**

- シカゴマーカンタイル取引所（CME）市場に上場されている「CME 原油等指数先物³⁷」について、日本取引所グループは、2021年9月21日に大阪取引所に新たに上場する旨を公表した（2021年5月）。

■ 清算・振替機関の手数料見直し**【昨事務年度の実績】**

- 証券保管振替機構（ほふり）及び日本証券クリアリング機構（JSCC）では、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に関する清算・振替手数料の引下げの検討を開始した。ほふりでは、2021年4月に手数料の引下げを実施し、JSCCにおいては、2021年3月より利用者との協議を開始した。金融庁としても、両機関と利用者との対話を促し、手数料見直しに係る検討を後押しした。

³⁷ WTI（West Texas Intermediate）、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される。

**【本事務年度の作業計画】**

- JSCC による手数料の引下げに係る利用者との協議の状況についてフォローアップする。市場インフラは、利害関係者の利益を考慮した運営が求められるところ、特に競合他社が事実上存在しない振替機関及び清算機関においては、引き続き、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視する。

■ 決済・清算制度及びデリバティブ取引の安定性・透明性向上**【昨事務年度の実績】**

- 重要な市場インフラである決済・清算制度の安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度について、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、IOSCO の多国間情報交換枠組み（MMoU）等を基礎に、情報共有の枠組みの整備を進めた。
- 2020 年度金融商品取引法改正に伴い店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が取引情報蓄積機関に一本化されたことを踏まえ、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正を行った（2021 年 5 月施行）。

【本事務年度の作業計画】

- 外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、危機管理グループの会合への参加等を通じ、情報収集に係る枠組みの深化を進める。
- 店頭デリバティブ取引情報の国際的な集約に向けた CPMI-IOSCO の提言³⁸を踏まえ、識別子の導入等の報告項目拡充に必要な内閣府令等の改正を行う。
- 我が国の清算・振替機関等が遵守すべき事項について定めた監督指針について、近時の国内外における議論の進展を反映した内容とするため、市場インフラの運営に関する意思決定プロセスにおいて利害関係者の意見を適切に考慮する体制の整備を求める等の所要の改正を行う。

■ 外国為替取引における決済リスク削減**【昨事務年度の実績】**

- 我が国の信託勘定では同時決済が導入されておらず、外国為替取引における決済リスクの削減に課題があったことから、金融庁にラウンドテーブルを設置（2016 年 12

³⁸ BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、報告書『『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラの業務継続計画）』を公表した（2021 年 7 月 21 日）。



月)し、最終報告書を公表した(2018年8月)。当該報告書において、信託勘定における同時決済の必要性を確認するとともに、関係者の対応に時間を要する取引が存在することを踏まえ、二段階に分けて同時決済を段階的に導入することとした。

【本事務年度の作業計画】

- コロナによる影響等を踏まえつつ、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促す。

(2) コーポレートガバナンス改革の推進

■ コーポレートガバナンス・コード及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂

【昨事務年度の実績】

- 2020年10月から2021年3月にかけて開催したスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組みを3つの柱とした意見書を公表した(2021年4月)。また、コーポレートガバナンス・コード及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂を公表した(2021年6月)。

【本事務年度の作業計画】

- 上記のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティに関する開示の充実等の取組みを含め、これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行い、中長期的な企業価値の向上につなげる。
- 改訂版のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する。
- 企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップ・コードの受入れ等を促すため、2020年のスチュワードシップ・コードの改訂のフォローアップを行い、今後の課題を整理する。



■ 開示制度のあり方

【本事務年度の作業計画】

- 投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家の建設的な対話を促すため、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資、人材の多様性の確保、監査に対する信頼性の確保等に関する開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討する。

■ 開示情報の充実

【昨事務年度の実績】

- コロナや ESG 情報を含む開示情報の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表した（2020 年 11 月公表、2021 年 3 月最終更新）。あわせて、2019 年 11 月に公表した「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」について、開示例を更新する形で改めて公表した（2021 年 3 月）。
- さらなる開示情報の充実を図る観点から、企業等に対して「記述情報の開示の好事例集 2020」を用いたセミナーや解説動画の配信等を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 有価証券報告書等の記述情報の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示について、好事例の公表の検討を行う。くわえて、開示情報の充実を図る観点から、引き続き企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施する。

(3) 資産運用の高度化

■ 資産運用会社の運用力の強化に向けた業務運営体制の確立

【昨事務年度の実績】

- 「資産運用業高度化プログ्रेसレポート 2020」では、我が国の資産運用会社における高度化に向けた課題³⁹として、以下の点を指摘し、国内大手資産運用会社及びグループ親会社（主要 8 社・グループ）等との間で取組状況等について対話、検証を実

³⁹ 各資産運用会社等においては、従来のグループ順送り人事の抑制、目指す姿や強みの明確化に向けたグローバル運用体制やオルタナティブ運用体制の強化、個別ファンドの採算性検証の精緻化といった取組みの進展など、運用高度化に向けた問題意識が高まりつつある。これらの取組みをより広がり実効性のあるものとしていくことにより、顧客に信頼・支持されるサービスの提供を実現していくことが重要となる。



施した。

- ガバナンス（顧客利益を最優先するガバナンスの確立）
- 経営体制（顧客利益を最優先し、長期視点での運用を重視する経営体制）
- 目指す姿・強み（運用会社としての目指す姿や強みの明確化とその実現に向けた具体的な取組みの進捗）
- 業務運営体制（顧客利益最優先の商品組成・提供・運用・管理（プロダクトガバナンス）の実現と運用力の向上を実現するための業務運営）
- 独立系等の資産運用会社の中には、徹底した企業調査に基づく投資判断等により全平均を上回る良好なパフォーマンスを実現している会社がある一方で、残高拡大や経営の承継に課題を有している会社もあることを確認した。目指す姿を明確化し、その実現に向けた取組みを進めることで投資家に安定的なリターンを提供する特色ある国内外の資産運用会社が参入してくることが期待される。

【本事務年度の作業計画】

- 各社のガバナンス機能の強化に向けた取組みが、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているかについて、社外取締役等へのヒアリングや、個別ファンドの商品内容・運用状況に関する検証を行いつつ、大手資産運用会社以外にも対象を拡大して対話を継続的に実施する。
- 各社の ESG/SDGs 投資に関する取組みについて、特に投資家への分かりやすい説明の観点からモニタリングしていく。

■ 運用パフォーマンスの見える化

【昨事務年度の実績】

- 資産運用会社相互の競争に資するよう、国内外の公募ファンドを対象に資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬に関する委託調査を実施し、結果を公表した（2021年6月）。
- 資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関等の機関投資家向けの私募投信のコスト・パフォーマンスについても、調査・分析を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 運用パフォーマンスの「見える化」については、昨事務年度の私募投信に関する調査



に続き、ラップを含む投資一任や仕組債等の状況について、資産運用会社・販売会社・信託銀行・保険会社から情報収集を行い、調査・分析・公表を行う。

■ その他の資産運用業の高度化に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

- 資産運用会社の業務運営に関する課題やグローバルな資産運用の潮流も踏まえて、各種調査・分析⁴⁰を行った。
- 資産運用会社との対話の成果、運用パフォーマンスの「見える化」の分析結果を取りまとめ、「資産運用業高度化プログレスレポート 2021」を公表した（2021 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 運用会社各社が体制強化を図るオルタナティブ運用について、中長期的な取組みとして日本国内に定着することを目指し、情報収集や対話を継続する。
- DX の活用による運用手法の多様化やオペレーションの効率化への取組みが、資産運用業全体の収益性底上げと投信のパフォーマンス改善を通じた顧客への還元につながるよう、引き続き注視していく。
- 資産運用に係るインベストメント・チェーン全体の高度化に向けて、顧客本位の観点から、運用会社を取り巻くシステムプロバイダーやインデックスプロバイダー等のサービスプロバイダーとも継続的な対話を続ける。
- 「資産運用業高度化プログレスレポート 2021」に寄せられた意見⁴¹も踏まえ、資産運用高度化の進捗についてのレポートを 2022 年夏に公表する。

(4) 市場に対する信頼性確保

■ 取引審査及び課徴金勧告・刑事告発等について

【昨事務年度の実績】

- 証券取引等監視委員会（以下「監視委」）における 2020 年度の課徴金勧告・告発の

⁴⁰ 資産運用会社の業務運営に関する課題として、ファンドの手数料における「その他費用」、同一ベンチマークのインデックスファンドにおける手数料の差異、アクティブファンドの運用方針と実際の運用との乖離（クローゼット・トラッカー）等について調査・分析を実施した。また、グローバルな資産運用の潮流も踏まえ、プライベート・エクイティ等のオルタナティブ資産、ESG・SDGs 投資、インデックスプロバイダーの資産運用市場における機能等についても、調査・分析を実施した。

⁴¹ 具体的には、「つみたて NISA での信託報酬率の基準要件については、告示などの規定において、「信託報酬及びその他費用を含めた投資家の負担する費用」を要件とする方法もあるのではないか。」「小規模ファンド乱立の改善のためファンド併合の利活用の提言が必要ではないか。」「業者間の連携データの仕様が業界で統一されておらず、特定のシステムベンダーの都合で硬直的なままとされており、システムサービス経費がかさむ原因となっている。新規参入の促進やサービスの多様化のためには、仕様のオープン化や統一化が必要ではないか。」など、レポートの掲げる課題や問題意識について、継続的に検討を重ねていくべきとの意見が寄せられた。



総件数は 26 件であった⁴²。

- 金融商品取引業者等に対する検査（47 件）や、行政処分勧告（5 件）を行うとともに、無登録業者に対する裁判所への禁止命令等申立て（1 件）を行った。
- 一般投資家や市場関係者等から、市場において不正が疑われる情報や投資者保護上問題があると思われる情報を広く収集することに取り組んでおり、2020 年度は、6,300 件の情報受付を行い、また、不公正取引の疑いのある取引に係る審査（2020 年度に 965 件実施）等を行った。

■ 広く早く深い市場監視の実現に向けた取組み

【本事務年度の作業計画】

- 現物株式市場をはじめ、債券、デリバティブ等の様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、市場環境を踏まえ、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングかつ機動的な市場監視を行う。
- 市場における自己規律強化の観点から、個別の勧告・告発等や企業情報等の開示、証券業者等のモニタリング、不公正取引に係る各事例集の公表等において具体的で分かりやすい情報発信を実施する。また、市場規律の強化に向けて一層の連携を図るため、金融商品取引所や自主規制法人等との業務報告・意見交換会を実施する。さらに、クロスボーダー事案への対応のため、IOSCO MMoU 等を活用した情報交換を海外当局と実施するとともに、IOSCO 政策委員会等の国際会議において監視委の取組みを説明し、情報発信等を行う。
- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施していくとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。
- 証券モニタリングにおいては、業態横断的に、コロナの影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営の定着状況、少子高齢化及びデジタル化の進展を踏まえたビジネスモデルや市場の変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等について検証する。また、金融商品取引業者等の規模や業態に応じて、業務の特性を踏まえつつ、業務の適切性や内部管理態勢の整備状況等について検証するとともに、銀証ファイ

⁴² 内訳は、不公正取引に関するものが 16 件（課徴金勧告 14 件、告発 2 件）、開示規制違反に関するものが 10 件（課徴金勧告 10 件）であった。



アーウォール規制の見直しに伴うモニタリングのあり方について関係部署と連携し検討を行う。さらに、複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努める。

- 無登録で金融商品取引業を行っている者に対し、投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、監視委と金融庁等関係機関との間の連携を強化していく。

■ デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

【本事務年度の作業計画】

- 戦略的かつ横断的な市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進により、市場監視業務の高度化・効率化を図る。また、デジタライゼーションの飛躍的進展及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進する。
- 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

■ 会計監査の信頼性確保

【昨事務年度の実績】

- 2021年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、投資家の投資判断に有用なものとなるよう、関係者の理解を深めるための対応に努めた⁴³。
- 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組みについて、実施状況のフォローアップを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 今秋以降、会計監査の在り方に関する懇談会において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について総合的に検討する。
- 監査法人等における品質管理に係る基準の見直し（後述）、非監査業務のあり方、IT活用の一層の推進について、検討を行い、2021年度中に一定の結論を得る。
- 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏

⁴³ 日本公認会計士協会地域会との意見交換会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促した。



まえた取組みについて、継続的に実施状況をフォローアップする。

- 「監査上の主要な検討事項」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び利害関係者との議論を行い、好事例の公表の検討を行う。

■ 監査法人等の監査品質の向上に向けた取組み

① 監査法人等に対するモニタリング

【昨事務年度の実績】

- 2021年2月から企業会計審議会監査部会を開催し、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な品質管理に関する基準との整合性を確保しつつ、我が国の監査を巡る状況を踏まえ、品質管理基準等の見直しについて議論を行った。
- 監査法人等に対するモニタリングについては、監査品質を向上させるために重要な経営層のコミットメントについて検証するとともに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を踏まえて構築・強化されたガバナンス態勢が、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮させているかを検証した。その結果、大手監査法人や準大手監査法人において、第三者の意見を活用するなどの取組みを行っている例が見られた。また、海外子会社に係るグループ監査の対応状況や監査契約の新規締結状況を検証したところ、海外子会社の監査人によるリスク評価への関与が不十分な事例や、経営者の誠実性に係る評価を十分に実施せず監査契約の新規締結を行っている事例等が見られた。さらに、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認した。
- コロナの拡大を一つの契機として、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査事務所の負担軽減の観点から、一部の監査法人等に対する検査やモニタリングにおいて、リモートを活用した検査（リモート検査）やモニタリングを導入・実施した。
- 日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、審査会が行う監査事務所に対する検査等を通じ、同レビューの目的である指導・監督機能の有効性に関する検証を行い、把握した問題等を協会と共有することで、レビュー計画の弾力的な運用やリスクを踏まえた個別監査業務の選定など、監査品質の向上に向けた協会の対応等を促した。また、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューのあり方等を中心に議論を行った。



【本事務年度の作業計画】

- 監査法人等に対するモニタリングについては、コロナによる監査業務への影響等を踏まえ、実施方法について柔軟に対応するとともに、「監査事務所等モニタリング基本計画」（2021 年 7 月公表）に基づき、ガバナンス態勢、グループ監査、監査上の主要な検討事項等に係る検証を重視してモニタリングを実施する。また、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案した上で、リモート検査の対象範囲を拡大するなど、より効率的で実効性のあるモニタリングに向けた実施方法の見直しについて、引き続き検討する。
- 国際的な品質管理に関する基準との整合性を確保しつつ、我が国の監査を巡る状況を踏まえた品質管理基準の改訂が行われる予定であり、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、当該改訂への各監査法人等の準備・対応状況を把握していくほか、モニタリングの実施方法等の見直しを検討する。

② IFIAR 等を通じたグローバルな取組み

【昨事務年度の実績】

- 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じた取組みについては、IFIAR の会議が全てオンラインで開催され、活動が制限される中、代表理事会メンバーとして IFIAR の活動に積極的に参画し、リモート監査の広がり等のコロナが監査実務に及ぼした影響について、我が国を含む主要加盟国間での経験・取組みを共有するとともに、事務局のホスト国としても、継続して IFIAR の運営を支援した。
- 作業部会等での活動については、執行ワーキング・グループの副議長として運営を推進したほか、各国の監査制度改革に関する取組状況や知見を共有するためのプロジェクトを主導するとともに、グローバルな監査品質の動向を把握するための指標を用いた継続的なモニタリング活動に参加した。
- FSB 外部監査ラウンド・テーブルにて、監査分野以外の国際機関等も参加する中、IFIAR 内で培った知見も踏まえて議論に貢献した。
- 2021 年 4 月に開催された IFIAR 本会合では、総合政策局参事官兼 IFIAR 戦略企画室長が、アジアからは初めて IFIAR 副議長に選出され、副議長国として IFIAR の組織運営への参画をより一層強めた。
- IFIAR における議論の国内への還元として、2020 年 12 月に開催した「日本 IFIAR ネットワーク」企画委員会及び 6 月に開催した総会・企画委員会にて、国内の関係者と情報交換を行った。
- IFIAR ネットワーク会員向けにオンデマンド配信によって開催された「IFIAR シンポ



ジウム」では、IFIAR 議長を招いた基調講演や金融庁も参加した高品質な監査に関するパネルセッションを通じ、IFIAR の活動等について様々なステークホルダーに広く発信した。

- 監査監督上の海外当局との連携について、スイス当局と監査監督上の協力に関する書簡を交換し、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）において、相互に依拠することを確認するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めた。

【本事務年度の作業計画】

- IFIAR 等を通じた、グローバルな監査品質の向上の取組みについては、特に IFIAR 副議長国としての立場や一元的な金融監督当局としての我が国の知見や経験を活かし、IFIAR の議論や同加盟国のキャパシティビルディング等に積極的に関与するとともに、加盟国の意見を積極的に取り入れて IFIAR の運営を推進していく。
- 東京に事務局を置く金融関係では唯一の国際機関である IFIAR に一貫した支援を行うほか、IFIAR における議論の国内への還元にも取り組む。
- 世界の市場において重要な役割を果たしている国際的な大手監査法人グループの経営層等と、直接、国際機関としての時下の認識の共有や対話等を行うとともに、資本市場の基盤となる財務報告の強化にグローバルなレベルで貢献する。
- IFIAR 加盟国を含む各国の監査監督当局との一層の連携強化をしていく。

③ 公認会計士試験の運営等

【昨事務年度の実績】

- 優秀な会計人材確保に向けた取組みについては、コロナにより変更を行った日程に従い 2020 年公認会計士試験及び緊急事態宣言の下での 2021 年公認会計士試験短答式試験を、感染症対策を行った上で着実に実施した。また、広報活動の一環として、大学生・高校生を対象とした講演を通年で実施し、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための働きかけを継続的に行っており、同試験の願書提出者は増加している。

【本事務年度の作業計画】

- 優秀な会計人材確保に向けた取組みについては、公認会計士試験の運営において、引き続きコロナに留意するほか、風水害の発生の増加傾向を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を進める。また、引き続き、大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。



■ コロナの影響を踏まえた企業決算・監査への対応

【昨事務年度の実績】

- 2019 事務年度に引き続き、コロナによる感染拡大の影響を注視し、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を開催するなど、関係者間で適切な連携を図った。
- 押印等のあり方を含めて決算・監査手続きのデジタルライゼーションの推進について検討を進め、公認会計士法を一部改正し、監査報告書の自署押印を廃止し、電子的な押印を可能とした（「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021 年 9 月施行））ほか、監査法人等における IT 活用に資するよう、日本公認会計士協会がリモートワーク対応に向けた監査上の留意事項を公表するなど、同協会と連携し取組みを推進した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、コロナによる感染拡大の影響を注視し、必要がある場合には速やかに「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を開催するなど、関係者間で適切な連携を図る。

■ 会計基準の高品質化

【昨事務年度の実績】

- IFRS 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2021 年 6 月末時点で 246 社、全上場企業の時価総額 44.2% まで増加した。
- 企業会計基準委員会（ASBJ）による「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正（2021 年 6 月）により、投資信託の時価の算定に関する取扱いが定められたことを踏まえ、内閣府令の改正案についてパブリックコメント手続きを開始した（2021 年 7 月）。
- 国際会計基準審議会（IASB）が公表したのれんの会計処理に関するディスカッション・ペーパーに対して、ASBJ は、我が国関係者の意見を集約し、日本としてのコメントレターを提出した（2020 年 12 月）。
- 財務会計基準機構（FASF）が中心となり、国際会計人材ネットワーク⁴⁴の登録者等を対象に、シンポジウム（2021 年 3 月）を開催した。こうした取組み等により、登録者数は 1,250 名まで増加した（2021 年 6 月）。

⁴⁴ 「国際会計人材ネットワーク」とは、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS に関する知識・経験が豊富な会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017 年 4 月に構築したもの。

**【本事務年度の作業計画】**

- 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、日本基準の高品質化に取り組む。
- IFRS に関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方を IFRS に反映する努力を強化する。
- IFRS への移行を容易にするための取組みを進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。
- 国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。

■ EDINET のシステム再構築**【昨事務年度の実績】**

- EDINET のシステム再構築について、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法⁴⁵等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討し、当該検討結果を踏まえ構築事業者の調達を行った。
- 当該調達に当たっては、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施した技術的対話⁴⁶を経て、一般競争入札を実施した。2020 年 10 月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響による作業進捗への影響を踏まえつつ、開発を行ってきた。
- 次期システムの運用・保守の調達に当たっては、システム構造の見直しによるライフサイクルコストの抑制を図りつつ調達仕様書案を作成し、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 次期システムを安定的に稼働させるため、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ、開発を進める。
- 当該構築作業においては、パブリッククラウドやアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を活用するとともに、利用者の利便性向上のため、EDINET で公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長などを行う。
- 次期システムの運用及び保守については、意見招請における意見を踏まえて仕様書を確定させ、2021 年内に事業者の調達を行う。

⁴⁵ アジャイル型開発手法とは、システムの開発において、作業工程を段階ごとに順番に進め最終工程でユーザが確認する従来の手法ではなく、ユーザが開発作業に参加し、開発とユーザ確認を繰り返して作業を進める手法をいう。

⁴⁶ 技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うものをいう。



5. 利用者目線に立った金融サービスの普及

(1) 顧客本位の業務運営

■ 顧客本位の業務運営のさらなる進展に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020年8月公表）の提言を踏まえ、金融事業者が「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨・精神を自らの具体的な業務に組み込んで実践していくことを支援する観点から、2021年1月に原則を改訂し、原則によって求められる具体的な取組みの内容を追加した。
- 同報告書の提言を踏まえ、金融事業者が顧客に対して簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、契約締結前交付書面に記載すべき事項を顧客属性に応じて説明した場合、契約締結前交付書面や目論見書等の紙での交付を不要とする関係内閣府令の改正を実施した（2021年2月に公布・施行）。
- 同報告書において、いわゆる回転売買等の不適当・不誠実な行為をより効果的に抑制していくためには、適合性原則の内容を明確化し、監督指針において監督上の目線を示すことが適当である旨の提言が記載された。この提言を受け、商品内容の適切な把握、投資勧誘に際して勧誘対象となる個別の金融商品や当該顧客との一連の取引が、顧客属性や投資目的等に適うことの合理的根拠があるかについて検討・評価を行うことといった着眼点を追加するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正した（2021年1月）。
- 特定保険契約にかかる契約締結前交付書面等について、電磁的方法により情報提供を可能とする府令改正を行うとともに、保険契約者保護の観点から、電磁的方法により提供する場合であっても、対面で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客説明を行い、その記載事項が了知された旨の確認を適切に行うなど、顧客の契約内容理解に関する留意点等を明確化するため、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正した（2021年1月）。
- MVA⁴⁷を利用した商品において、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために手数料を定める場合について、顧客本位の観点から保険商品審査上・募集上の留意点等を明示するため、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正した（2021年8月）。

⁴⁷ Market Value Adjustment：市場価格調整



■ 重要情報シート導入に向けた対応

【昨事務年度の実績】

- 顧客に対する簡潔な情報提供や各業態の枠を超えた多様な商品の比較を容易にする効果が期待されている「重要情報シート」に関して、各金融事業者において作成・活用する際に参考となると思われる目線や今後考えられるベスト・プラクティスの例をまとめた、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き」を公表した（2021年5月）。
- 「重要情報シート」の導入・活用を促進する観点から、「重要情報シート」のフォーマットや活用に関するガイドラインの策定等に向けて、業界と議論を行い、投資信託や外貨建保険について業界団体においてガイドライン等が策定されるなど、導入に向けた準備が進展した。

【本事務年度の作業計画】

- 「重要情報シート」の活用を促進する観点から、「重要情報シート」の導入・活用に向けて、引き続き業界と議論を行う。特に仕組債やレバレッジ・インバース型 ETF 等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進める。
- 主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを行う。

■ 取組方針や取組状況の「見える化」への対応

【昨事務年度の実績】

- 「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」を公表（2020年9月、11月、2021年2月）。顧客にとって分かりやすい情報を発信する観点から、従来からの「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI」の分析にくわえ、資産形成における長期分散投資の有効性や金融事業者選択の重要性等についても盛り込むなどの工夫を行った。
- 顧客本位の業務運営に取り組む金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を後押しする観点から、金融事業者の取組方針や取組状況の比較可能性を向上させるため、金融庁への報告様式等について業界との調整を経て確定した（2021年4月12日公表）。随時、金融事業者から報告を受け付けることとしている（報告期限は四半期末ごとに設定予定）。



【本事務年度の作業計画】

- 取組方針や取組状況等に関する金融事業者からの報告内容について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表する。その際、取組方針等の公表におけるベストプラクティスを追求し、より良い取組みを行う事業者が選択されるメカニズムを実現していく観点から、顧客が事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか、「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか、といった観点から事業者と対話を行う。
- 取組方針や取組状況について、好事例の分析を行い、顧客にとって分かりやすい情報発信を行う。
- 顧客への有益な情報提供及び顧客本位の商品募集をさらに促す観点から、投資信託で導入されている「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI」（運用損益別顧客比率等）について、外貨建保険についても同様の基準で、比較可能な共通 KPI を作成・公表するよう金融機関に対して促し、顧客が各業法の枠を超えて比較するために有益な情報を提供することができないか検討する。

■ 金融事業者を選択する重要性について資産形成層に訴求するためのイベント等の開催

【昨事務年度の実績】

- 資産形成層に効果的に訴求する方策を検討するため、影響力のある媒体として、資産形成関連の書籍のベストセラーに関する調査を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 資産形成層に効果的に訴求する方策の検討を進め、影響力のある媒体を活用して情報発信を行う。

■ 顧客本位の業務運営に係る金融事業者のモニタリング及び顧客意識調査

【昨事務年度の実績】

- 「顧客本位の業務運営」に関する取組みの浸透・定着を把握するためのアンケート調査を主要行等及び地域銀行、証券会社へ発出した（2020 年 9 月）。アンケート調査の分析結果等を踏まえて、主要行等への役員・本部ヒアリングを実施した（本部：2020 年 11 月～12 月、役員：2021 年 3 月～5 月）。さらに、地域銀行への役員・本部ヒアリングを実施した（2021 年 2 月～3 月）。アンケート調査の分析結果やヒアリングの結果等を、モニタリングレポートとしてとりまとめ・公表した（2021 年 6 月）。



- 外貨建保険の販売等に関して、上記監督指針改正も踏まえつつ、募集管理やアフターフォローなどの点で顧客本位の取組みの浸透・定着を把握するため、保険会社に加え、金融機関代理店との対話や実態把握アンケートを含むモニタリングを実施した。保険会社各社に対し、募集人の商品理解の向上や適合性基準のさらなる明確化等を図る各種取組みを金融機関代理店と議論すること等を促した。
- 顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた顧客意識アンケート調査を外部委託により実施（2021年1月）し、その結果を分析の上、モニタリングレポートとあわせて公表した（2021年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 顧客本位の業務運営に関する取組みが自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかという観点で、各業態における取組みの進展も踏まえた上で、深度ある対話を継続して実施する。その際、経営目標として掲げる事項とその実績について、ギャップの有無やその要因、取るべき施策等について着目する。さらに、長期分散投資を実現するための提案プロセス（営業支援インフラの営業現場での適切な利用状況を含む）、最善の商品を提案するための選定の仕組みの構築、適切な動機付けにより経営目標の達成につなげる業績評価体系のあり方等に関しても、継続的にモニタリング・対話を実施する。
- 各業態におけるリスク性金融商品の販売状況を把握・分析し、顧客本位の業務運営の観点から適切な営業がなされているかといった観点を踏まえつつ、特に以下の金融商品等を中心にリスク性金融商品全般の販売状況についてモニタリングを実施する。
 - テーマ性が強い投資信託についての適切かつ丁寧な顧客への説明の状況
 - 外貨建保険の販売について、昨事務年度の指摘事項への対応状況（引き続き、保険会社及び金融機関代理店の実態を把握）や、MVA を利用した商品に関する監督指針改正を踏まえた対応状況

■ レバレッジ・インバース型 ETF 等の規制強化

【本事務年度の作業計画】

- レバレッジ・インバース型 ETF 等は、中長期の投資・保有に適さないなど、一般的な ETF とは異なるリスク特性があることを踏まえ、広告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げ等の対応を行う。



(2) 家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上

■ 学校教育関連の取組み

【昨事務年度の実績】

- 金融経済教育について、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む）を大学・高校等で実施した（昨事務年度実績：479回）。
- 若年層向けに、お金との付き合い方や将来のための資産形成について、大学教授等の有識者が約10分で解説した動画を作成し、「金融庁ちょっと教えてシリーズ」として、金融庁ウェブサイトや金融庁YouTubeチャンネルに掲載した。
- 2022年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年者への消費者教育の推進に関する関係省庁での連携事業の一環として、高校生及び教員向け授業動画を作成・配信（金融庁は金融経済教育についての授業動画等を作成・配信）した。
- 若年者への消費者教育に関する取組みについて、地方公共団体・大学等への働きかけ、関係業界・団体への働きかけ、イベント・メディアを通じた周知等に連携して取り組んでいく旨の申合せを行い、関係団体に周知した。
- 2022年4月からの高校新学習指導要領の施行に向けて、金利や家計管理、ライフプランに関するシミュレーション教材を作成・公表した。
- 子どもたちに訴求力の高いコンテンツとして「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる「うんこお金ドリル（生活編）」を公表した（2021年3月）。
- 小・中学生向けの取組みとして、日経新聞社主催の動画学習サイト「親子でまなぶ！日経お金の教室」において、金融庁職員がお金に関する基本的な内容を解説した動画を掲載した。
- OECD主催により世界的に若年者への金融教育が行われる啓発週間である「Global Money Week」期間中（2021年3月22日～28日）に、子どもに人気の「うんこドリル」と連携した小学生向けコンテンツの公表や、親子向けのオンライン講座を開催、高校生及び教員向けの金融経済教育・消費者教育シンポジウム（近畿財務局ほか共催）を実施したほか、関係団体と連携した広報等を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 成年年齢の引下げや高校における新学習指導要領の導入を踏まえ、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ウェブ教材を含むICTを利活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組みを推進する。
- 具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、学校教員向け研修会等を通じ

概要

本文

コラム

補足資料



て、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組む。

- 年齢層別のデジタルコンテンツの作成により、幅広い層に対して金融経済教育を推進する。
- 金融教育に関する国際的な啓発週間であるグローバルマネーウィーク（Global Money Week）への参画など、国際的な視点も踏まえつつ、引き続き金融教育の推進を図る。
- 引き続き「うんこドリル」と連携し、お金の流れを楽しく学べる「うんこお金ドリル（社会編）」を作成、公表する。

■ 社会人・家庭を対象とした取組み

【昨事務年度の実績】

- 資産形成に対する理解促進やつみたて NISA 普及のため、「つみたて NISA Meetup（通称つみップ）」をオンラインで開催し、投資初心者を念頭に、20 代から 30 代向けには投資の始め方・続け方について、40 代向けには、資産運用戦略について外部講師とともに講演を実施した。また、投資ブロガーや運用会社をゲストに招き、投資初心者からの資産形成に関する質問に回答するなど、毎回テーマを変えながら計 4 回実施した。年代別つみップについては、オンデマンドで視聴できるよう金融庁 YouTube チャンネルに動画を掲載した。
- 2020 年度税制改正を踏まえ、パンフレット「つみたて NISA 早わかりガイド」を改訂するほか、金融庁 NISA 特設サイトについて、つみたて NISA の期間延長や一般 NISA の見直しなど、制度改正が行われたことを踏まえた改修を行った。
- コロナの影響による家計・個人の金融行動等の変化を把握するため、アンケート調査を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- つみたて NISA Meetup について、幅広い層にアプローチできるよう、引き続きオンライン開催により継続的に実施していく。
- 現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたて NISA 等を活用した資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体等に対して、職場における情報提供の充実に向けて働きかけていく。
- 2024 年からの新しい NISA 制度の導入に向けて、周知・広報を実施する。



(3) 全ての利用者に寄り添った丁寧な対応

■ 高齢者等への対応

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020年8月公表）を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、業界の取組み等の支援を行った。
 - 全国銀行協会において、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的として、「金融取引の代理等に関する考え方及び銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が公表された（2021年2月）ほか、各業界において好事例の集約・還元が行われた。
 - 生命保険協会において、契約照会制度⁴⁸が創設された。金融庁としては、制度の創設に向けた個人情報保護法との関係の整理や、創設後の制度の周知において同協会と協力した。さらに当該制度の運用を含めた認知症対策を引き続き進めるよう意見交換の場で生命保険業界に要請した。
 - 金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業を委託・実施した。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表⁴⁹を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手続に係る利便性向上に向けた取組みを検討するよう促した。
- 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行った。
- 認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組みについて周知・広報を行った。

⁴⁸ 契約照会制度とは、死亡者や認知判断能力が低下した顧客の代理人・親族等が本人の契約有無を照会できる制度のこと。

⁴⁹ 「成年後見制度利用促進基本計画」（2019年5月）等において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める後見制度支援預貯金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合：50%（2021年度末）」が KPI として設定されている。2021年3月末時点の導入割合は約65%（前年：約56%）に増加し、引き続き KPI を達成した。

**【本事務年度の作業計画】**

- 前述の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における適切なルール整備を後押しする。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入等を引き続き促していく。
- 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、対応の着眼点等の整理や周知が進むよう、引き続き業界の取組みを後押しする。

■ 外国人への対応**【昨事務年度の実績】**

- 外国人の口座開設等の金融サービス利用について、外国人や受入れ先の理解の醸成を図り、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を踏まえ、以下の取組みを実施した。
 - やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認等の必要性及び趣旨についての記述を拡充した。
 - 特定技能14分野にかかる特定技能協議会（各所管省庁にて開催）等の場を活用し、外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施した。
 - 各金融機関の「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」を作成し、金融庁ウェブサイト公表した。
 - 金融機関に対して、外国人顧客を含めた適切な顧客管理の継続的な実施を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」に基づき、以下の取組みを実施していく。
 - 各金融機関に対し、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」について周知徹底を図るほか、受入れ企業や大学等と連携した取組みの一層の推進など、さらなる利便性向上に向けた対応を促していく。
 - やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットについて、地方公共団体、大学、受入れ企業及び関係省庁等に配布を行う。
 - 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービ



スの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

- 外国人顧客を含めた適切な顧客管理の実施も引き続き促していく。

■ 障がい者の利便性向上

【昨事務年度の実績】

- 障がい者等の利便性の向上に向けた取組みについて各金融機関に対してアンケート調査を実施した。視覚障がい者対応 ATM の設置、代筆・代読に関する内部規程の整備、障がい者等への対応力向上のための社内研修や窓口における障がい者対応が可能な旨の表示等の状況の調査結果を公表した。
- 業界団体との意見交換会において、各金融機関における一層の取組みの推進を要請した。
- 主要行の障がい者対応に係る取組状況について、ヒアリングを行い実態把握するとともに、障がい者団体との意見交換を実施して利用者の意見を把握した。
- 2020 年 6 月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布されたことを踏まえ、業界団体との意見交換会等において、金融機関における同法に基づく電話リレーサービスの活用の検討を要請した。また、2021 年 7 月から同サービスの提供が開始されることから、金融機関における同サービスを介した連絡への対応を促すため、同年 6 月に業界団体向けに周知文を発出したほか、制度の概要等に関する説明会を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が、窓口や ATM を通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促す。
- 障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組みに関する議論を深めていく。
- 2021 年 7 月より公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されるため、必要に応じて総務省等と連携し、金融機関に対して、同サービスの理解の促進及び適切な対応を検討するよう求めている、その対応状況についてフォローアップを行っていく。

(4) 多重債務問題への対応

■ 多重債務問題等への取組み

【昨事務年度の実績】

- 多重債務相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報活動を行った。また、ギャング等依存症対策の観点にも留意し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めた。
- 悪質な無登録業者（いわゆるヤミ金融業者）に対し、以下のような注意喚起等を実施した。
- Twitter において個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対しては、金融庁公式アカウントから直接返信する取組みを 2019 年 11 月から継続的に実施した。取組み開始時から 2021 年 6 月までに 300 件を超える数の直接返信を実施し、その 8 割以上でアカウントが削除・凍結された。
- SNS 事業者やプラットフォーマー等に対し、貸金業登録を受けずに SNS 個人間融資や給与ファクタリングを業として行う者の広告を削除することなどについて要請した。
- 偽装ファクタリング（ファクタリングを装って貸付けを行うヤミ金融業者）については、さらなる注意喚起を行うため、各種注意喚起情報等を集約し、解説もくわえた特設ページを金融庁ウェブサイト開設した(2020 年 9 月 10 日)。
- SNS 個人間融資やファクタリングについては、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた注意喚起（ヤフーバナー広告、政府インターネットテレビ、首相官邸 LINE 等を通じた注意喚起）を推進した。
- 後払い（ツケ払い）現金化に関するリーフレットを作成し、関係機関と連携した注意喚起を実施した。
- 貸金業者に対する当局の監督や自主規制機関である日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業者が貸金業法を遵守しているか確認した。また、貸金業者による自主的な取組みの状況を把握し、推進した。具体的には、日本貸金業協会が、金融庁とも連携の上、消費者向け貸付けを行っている協会員に対し、2020 年 3 月末時点の若年層への貸付状況や 2022 年 4 月以降の貸付方針等についてアンケート調査を実施し、その結果を 2020 年 10 月 30 日に同協会ウェブサイト公表した。調査結果においては、18～19 歳の者への貸付けに当たっての貸金業者による自主的な取組みが把握されており、これらの取組みが成年年齢引下げ後も実施されるよう、金融庁から同協会に対して、業界への周知や横展開を要請した。
- 銀行カードローンの業務運営について、2020 年 3 月末で取組みが十分に進んでいな



いと認められる銀行に対し対応を促してきたところ、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理など、必要な態勢整備が図られたことを確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組みを進めていく。
- とりわけ、コロナ等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引、例えば SNS 個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化等について、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。例えば、SNS 個人間融資に関する注意喚起について、Twitter のみならず、他の媒体においても実施するなど、各種取組みをさらに推進していく。
- 2022 年 4 月の成年年齢引下げ後においても、18～19 歳の者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、当局による監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特にこうした年齢の者への貸付けについて貸金業法の遵守状況を確認する。また、アンケート調査により把握した 18～19 歳の者への貸付けに当たっての貸金業者等による自主的な取組みが成年年齢引下げ後も実施されるよう、日本貸金業協会を通じた業界への周知や横展開等を通じて、これらの取組みをさらに推進する。

■ 不正利用・金融トラブルへの対応

【昨事務年度の実績】

- 財務局とともに、振り込め詐欺等の犯罪で不正利用されているとの情報提供があった預金口座を、関連する預金取扱金融機関に情報提供した。また、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。
- 偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。
- 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表した。
- 近年、キャッシュカードの詐取又は窃取による特殊詐欺の被害が増加していることを踏まえ、警察庁と連携し、金融機関に対して被害防止対策の推進を要請した。
- インターネットバンキングを使用した特殊詐欺が発生したことを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し、不正検知・不正取引モニタリン



グの高度化を要請するなど、被害防止に向けた対応を促した。

- 無登録業者に対して、速やかに警告書を発出し、その旨を公表するとともに、Twitter を利用して無登録業者に関する注意喚起情報を広く周知した。また、詐欺的な投資勧誘に注意を促すため、政府広報の実施や Twitter による情報発信等、幅広い層の投資者に向けて注意喚起を行った。また、こうした投資商品にかかる悪質・詐欺的な勧誘事実について、警察当局や消費者庁等の関係機関と情報共有や定期的な情報交換を行うなど連携を行った（2020 事務年度の警告書発出件数は 13 件）。
- 無登録業者等に対する調査結果に基づき、金融商品取引法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の発出を求める申立てを行った（2020 事務年度の申立実施件数は 1 件）。

【本事務年度の作業計画】

- 各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策のさらなる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。
- 警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- 無登録業者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行うとともに、SNS 等を利用した新たな手法による詐欺的な投資勧誘についても関係機関と連携を強化して対応する。海外の無登録業者については、必要に応じて、海外当局との情報共有を行う。また、無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある業者等に対しても問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行う。くわえて、無登録業者や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者との取引について、被害の拡大防止の観点から、SNS 等も活用しつつ、投資者に広く周知及び注意喚起を行う。



6. 様々なリスクへの備え

(1) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

■ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

【昨事務年度の実績】

- 金融機関等のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン等対策」）の高度化に向け、実態調査結果等を活用して、監督当局側のリスクベースアプローチの実効性向上を図りつつ、リモート環境におけるウェブ会議システム等も活用し、効率的なモニタリングを実施した。また、非対面取引に関する金融機関の対応等の把握や、資金移動業者等についても検査・モニタリングを実施した。
- 金融機関の実効的な体制整備を図る観点から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下「マネロン対策ガイドライン」）」を改正した（2021年2月）。また、本改正にあわせて、「マネロン対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定し、金融機関に求める水準の明確化を行った。
- 業界団体とも連携しつつ、金融機関等に対しては、継続的な顧客管理措置のための実態把握に当たって、丁寧な顧客対応にも配慮するよう文書等で要請した。また、全銀協と連携して、利用者への理解と協力をお願いする広報活動を行った。
- 2018年2月のマネロン対策ガイドライン策定・公表から、3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、2024年3月までに同ガイドラインで「対応が求められる事項」とした事項への対応を完了させ、態勢を整備するよう文書等で要請した。
- 各金融機関がシステムを共同利用することによりマネロン等対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行ったほか、実用化に向けて規制・監督上の論点整理に着手した。
- 金融機関との意見交換会、業界団体での勉強会及びマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図った。

【本事務年度の作業計画】

- FATF 第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン等対策を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組みにつき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携していく。
- 金融機関に対しては、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン等対策に関す



る検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図る。

- 取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン等対策共同システムの実用化の検討・実施に取り組む。
- 各金融機関等におけるマネロン等対策の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促していくほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めている。

■ 国際的な議論・連携

【昨事務年度の実績】

- FATF 等におけるマネロン等対策に関する国際的な議論において主導的な役割を果たした。特に、金融庁が共同議長を務める FATF コンタクト・グループにおいて、暗号資産に関する FATF 基準（2019 年 6 月最終化）のグローバルな実施状況とその課題に関する報告書（2021 年 7 月公表）、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂市中協議案（2021 年 3 月公表）の取りまとめに主導的な役割を果たした。また、同グループ共同議長として、FATF を代表し、国際機関や民間主催のイベント等で登壇するなどして、FATF 基準に関する啓発に貢献するとともに、金融庁の国際的プレゼンスの拡大に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- FATF 等において、マネロン等対策に関する国際的な議論に積極的に参画し、主導的な役割を果たす。特に、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂案の最終化など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ関係の作業を中心に、リーダーシップを発揮する。

(2) サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス

■ モニタリング

【昨事務年度の実績】

- 地域金融機関に対しては、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取り組みの定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取り組みに進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元した。また、「二重の脅迫」を行うランサムウェアの増加など、サイバー攻撃の脅威が高まっていることを踏まえ、検査を実施した。



- 大手金融機関に対しては、通年検査にて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化を促した。
- 準大手等金融機関に対しては、アンケート及びヒアリングを通じたモニタリングを実施し、判明した課題については改善を促した。

【本事務年度の作業計画】

- サイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための項目を整備するための検討を進め、将来的に、同項目に基づく金融機関による自己評価を分析の上、他の金融機関と比較した自らの位置付け、改善すべき分野等を還元することを目指す。
- 地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティの実効性を検証するリスクプロファイル等に基づき、リスクの高い先に対して検査を実施する。あわせて、これまでの検査・モニタリングのフォローアップも実施する。
- 大手金融機関に対しては、例えば、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化（TLPT⁵⁰の実効性向上を含む）を促す。

■ 演習

【昨事務年度の実績】

- 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（Delta Wall V）を、テレワーク環境下で実施し、参加金融機関におけるインシデント発生時の顧客対応や部門間及び組織外部との連携の実効性等を確認した。
- 大規模インシデント発生時の官民情報連携を目的とした「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」において演習を実施し、関係者間でのインシデント対応の連携確認及び連携手順書の見直しを行った。

【本事務年度の作業計画】

- サイバーセキュリティ管理態勢について改善の余地がある中小・地域金融機関や資金移動業者の Delta Wall への参加を促す。また、金融機関の対応能力の一層の強化に向けて、演習後の速やかな振り返りや、適切な対応を実現できていない要因について深度ある分析を行う。

⁵⁰ Threat-Led Penetration Testing（脅威ベースのペネトレーションテスト）：金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。



■ 国際的な議論への貢献

【昨事務年度の実績】

- G7による「サイバー演習計画に関するG7の基礎的要素」（2020年11月公表）やFSBによる市中協議文書「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」（2020年11月公表）、「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（2021年6月公表）の作成に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- 第三者委託を含むオペレーショナル・レジリエンスやサイバーインシデントへの対応に関し、海外での規制動向など、各国における取組みを適切に把握する。また、引き続き、G7やG20といった国際的な議論に積極的に貢献し、我が国における監督対応の深化を図る。

(3) システムリスク管理態勢の強化

【昨事務年度の実績】

- 大規模なシステム障害の発生を踏まえ、預金取扱金融機関に対し、システム障害発生リスクを低減させることのみならず、障害が起き得ることを前提とした上で、システム変更の際の十分な事前確認や、障害発生時の顧客影響を最小限にとどめる計画の準備といった事項について、必要な点検を促す等、適切なシステムリスク管理態勢の整備を促した。
- 金融機関・取引所からのシステム障害報告等に基づき、障害の復旧状況の確認や障害の真因、事後改善策等に関するヒアリングを実施し、分析するとともに、その結果概要を事例集として公表した（2021年6月）。
- システム障害の分析を通じて金融機関等のシステムリスク管理態勢についてレベルアップを促すため、FISCと情報共有の枠組みを構築し、定期的な意見交換を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- システム障害が発生した場合においては、原因や改善策について、モニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害や、金融機関・取引所のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は、検査を含め、重点的に検証するなど、実効的かつ効率的に金融機関等へシステムリスク管理態勢の強化を促す。



- 金融機関等のシステム障害の傾向、原因及び認められた課題や事例等について、事例集も含め金融機関等に共有することによって、自らの気付きを促すとともに、対話を通じて金融機関等の自律的な改善を促すことに力点を置いたモニタリングを進めることにより、システムリスク管理態勢の強化を促す。

(4) LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応

【昨事務年度の実績】

- 日本円金利指標に関する検討委員会が 2020 年 8 月（2021 年 4 月一部更新）に公表した我が国での移行計画に則った LIBOR からの移行に向けた取組みについて、モニタリングや情報発信等を通じて促進した。
- 2020 年 6 月に発出した Dear CEO レターに基づき、我が国での移行計画に則った移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを行った。
- 日本銀行と合同で、「LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」を公表した（2021 年 3 月）。
- LIBOR の公表停止を踏まえた規制等の取扱いに係る Q&A⁵¹等を公表した。
- ターム物リスク・フリー・レート⁵²の算出・公表主体に選定された（株）QUICK ベンチマークス（以下「QBS」）が、東京ターム物リスク・フリー・レート（TORF、トーフ）確定値の公表を開始した（2021 年 4 月）。また、TORF 及び（株）QBS を、それぞれ金融商品取引法上の「特定金融指標」⁵²及び「特定金融指標算出者」に指定した（同月）。
- 日本銀行と合同で実施した第 2 回 LIBOR 利用状況調査（調査基準日：2020 年 12 月末）の結果概要を公表した（2021 年 5 月）。
- 各種フォーラム・事業法人向け講演にて、LIBOR 公表停止問題への対応について説明するとともに、業界団体との意見交換会にて、当局メッセージを発信した。
- 金融庁ウェブサイト内の LIBOR 特設ページに、講演資料や発言原稿等を掲載した。
- TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取り組みをフォローアップした。
- TIBOR の欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を実施した。

⁵¹ 「LIBOR の公表停止を踏まえた自己資本比率規制及び TLAC 規制に関する Q&A の一部改正（追加）」（2021 年 2 月 12 日公表）、
「金利指標改革（LIBOR の恒久的な公表停止）に伴い参照金利の変更等を行ったレガシー契約に係る店頭デリバティブ取引規制
の経過措置の適用等に関する Q&A」（2021 年 3 月 16 日公表）。

⁵² 特定金融指標とは、信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれのある金融指標のこと。

**【本事務年度の作業計画】**

- LIBOR 公表停止までの限られた時間を強く意識し、我が国での移行計画に則り、日本銀行及び市場関係者とも連携しながら、取り組んでいく。
- 金融機関の LIBOR からの移行に向けた取組みについて、監督当局として丁寧な顧客対応も含め着実に進捗しているかモニタリングを行い、進捗状況に応じた対応の徹底を求めている。特に、保有する契約残高や件数が多い金融機関については、各金融機関が策定した移行計画及び KPI の達成状況も含め、その進捗状況をモニタリングの上、その状況に応じた対応を求めている。
- 我が国の移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である 2021 年 9 月末時点及び LIBOR 公表停止の同年 12 月末時点について、主要な金融機関における LIBOR からの移行に向けた進捗状況（貸出・債券・円金利スワップに関する新規取引の停止状況も含む）について確認する。また、日本銀行と合同で 2021 年 12 月末時点の第 3 回 LIBOR 利用状況調査を実施し、移行対応結果を確認する。
- 市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（以下「シンセティック LIBOR」）が構築された場合には、日本円金利指標に関する検討委員会が議論・検討しているシンセティック円 LIBOR の利用に関する考え方も踏まえながら、2021 年末時点で残存した円 LIBOR 参照契約・商品について、必要に応じて金融機関におけるシンセティック円 LIBOR の利用状況及び顧客対応状況を確認する。また、必要に応じて監督上の対応を講じることも検討する。
- 特定金融指標として指定した TORF について、特定金融指標算出業者において、その算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取引法に基づいた対応を行う。
- 特に世界中で最も多く利用されている米ドル LIBOR については、米当局が発出したガイダンスに沿って、例外的な利用を除き、実務上可能な限り速やかに、遅くとも 2021 年 12 月末までに新規取引における利用を停止しているか確認する。
- 金融機関及び事業法人等の移行準備を加速させるため、各種講演等の開催等を通じ、引き続き情報発信を行う。
- TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組みをフォローアップする。
- TIBOR の欧州域内利用に関しては、欧州委員会と欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。



(5) 経済安全保障上の対応

【本事務年度の作業計画】

- 金融業は、国民の経済活動を支える基幹的なインフラ産業の一つであるとともに、大量の個人・企業の情報を保有する産業となっている。経済安全保障の観点からは、そのインフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保しつつ、金融サービスを高度化していくことが重要になる。このため、金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。

概要

本文

コラム

補足資料



Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

1. モニタリングの高度化

(1) データ分析の高度化

■ データを活用した多面的な実態把握

【昨事務年度の実績】

- 外部から購入した企業個社データを活用し、コロナが企業・金融機関に与える影響について、収益性、健全性の観点から分析を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討及び金融機関の健全性のモニタリングに資する観点から、金融機関から収集するデータや外部から購入する企業個社レベルの財務データなど、様々なデータ・情報ソースを組み合わせ活用し、コロナが企業の財務（収益や債務負担等）に与えている影響につき、多面的に実態把握を行う。

■ 明細データの利活用

【昨事務年度の実績】

- 明細データの利活用の有用性の検証については、過去に金融機関から入手した取引先債務者に係るデータ等を元に、データの正規化作業（クレンジング、定義統一、法人マイナンバーの付与等）を行うとともに、当該債務者の地理的な分布や特性の見える化等の分析を試行した。これらの取組みを通じて、金融仲介機能に関する対話の高度化の観点から明細データの利活用の有用性を検証するとともに、当該データの正規化作業の効率化に向けた検討を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 将来的なモニタリング実務での法人企業向け貸出に係る明細データの活用を目指し、具体的な分析手法の検討を行う。また、金融機関が保有する各種データの定義や管理実態について実態把握を行う。



■ アカデミアとの連携

【昨事務年度の実績】

- 金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展とともに、金融行政の高度化に貢献した。
- 高度な研究・分析を効果的に行うためのインフラ整備等を行った。

【本事務年度の作業計画】

- これまでの取組みを継続・強化し、学術研究の発展、金融行政の高度化に引き続き貢献する。

■ データインフラ整備

【昨事務年度の実績】

- モニタリングの高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行等と連携し、以下のとおり既存の規制報告の一元化に取り組んだ。
 - 計表の統合・廃止について、業界団体の要望対象計表の一部につき、メールによる提出からシステムによる提出への移行を決定するとともに、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、計表の統廃合を決定した。その他の要望対象計表についても順次検討を開始した。
 - 提出先の一元化について、業界団体等からの要望を踏まえ、金融庁・日本銀行間のほか、業界団体等との間も含め、ファイル共有の試行を実施した。
 - 海外当局等に対する金融庁・日本銀行の共同ヒアリングや委託調査など、海外の先進的なデータ収集・管理の枠組みに関する基礎調査を開始した。
- 金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に当たって、さらなる利便性の向上を図るため、金融機関の要望精査やモニタリング従事者との議論により、具体的な要件を整理した。

【本事務年度の作業計画】

- モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、以下のとおりデータ収集・管理の枠組みの改善を継続する。
 - 計表の統廃合に関して、業界団体等からの要望について検討を進め、対応可能なものから順次計表改正・システム対応を実施する。
 - 提出先の一元化について、日本銀行及び業界団体等とのファイル共有に係るシステム開発を行い、業界団体の要望対象計表の一部につき、2022 年 4 月目途に共

概要

本文

コラム

補足資料



有開始し、その他の要望対象計表については、同年4月以降、必要な検証を実施した上で、対応可能なものから順次共有開始を目指す。

➤ 海外委託調査を通じて収集する海外事例等を参考にしつつ、法人企業向け貸出に係る明細データ等を金融機関から定期的に収集していくことを含めた新たなデータ収集・管理の枠組み（いわゆる共同データプラットフォーム）の検討を開始する。こうした枠組みが、同時に金融機関の既存の報告事務の負担軽減に資するものとなるよう、金融機関とも密に意見交換を行う。

- 金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改について、具体的な要件を踏まえ、開発に向けた作業を進捗させる。

(2) モニタリング能力の向上

① モニタリングスキームの改善

【昨事務年度の実績】

- コロナの中でのモニタリングについては、金融機関職員との接触の回避や金融機関の負担を軽減し円滑な金融機能の発揮を促すことが求められた。これらとモニタリングを両立していくために、原則リモート手法を積極的に活用するなど、慎重な運営を進めてきた。リモート手法を用いたモニタリングはまだ緒に就いたばかりであり、外部評価や職員アンケートを活用して実施状況を確認した結果、従来の対面と比べ効率面でのメリットがある一方で、金融機関との意思疎通の図り方など、改善すべき課題についても確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の経営状況を的確に把握するためには、データ分析の高度化とともに、立入検査による直接対話と新たなモニタリングスタイルであるリモート手法を柔軟に活用して、より深度あるモニタリングを行っていく必要がある。検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識の共有を目指し、手法を使い分けるとともに、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行う。特にリモート手法については、定着・進化させていくための効果的な実施に向けて改善を進めていく。
- 日本銀行との連携強化については、2020年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」のもとでの検討を踏まえ、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等に取り組むこととしている。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを着実に進めていく。



② 国際的ネットワークの強化

【昨事務年度の実績】

- 海外の主要当局とは、オンライン会議（日 EU 合同金融規制フォーラム（2020 年 11 月）、監督協力に関する覚書の締結（伊中央銀行及び伊国家証券委員会(CONSOB)（2020 年 12 月）、書簡の交換（欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（2021 年 2 月））等を通じ、当局間の協力を強化した。
- アジア・新興国等とは、我が国金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、以下のオンライン会議における知見共有等を通じ金融技術支援・金融協力に取り組んだ。
 - 日インドネシア合同作業部会（2021 年 3 月）、日インド金融協力対話（2021 年 4 月）、日タイ合同作業部会（2021 年 6 月）等を開催した。
 - 中国とは、日中の金融当局・市場関係者による「第 2 回日中資本市場フォーラム」を開催（2021 年 1 月）した。
 - グローバル金融連携センター（GLOPAC）においては、研究員の関心事項に沿ったオンライン型研修プログラムを実施し知日派の育成に努めた。また、GLOPAC の期ごとのバーチャル・アルムナイ・フォーラムの開催、金融庁ウェブサイトの GLOPAC 特集ページ改良等により、ネットワークを改めて強化した。
- グローバルに活動する我が国の大手金融グループが抱えるリスクや課題について、シニア・スーパーバイザーズ・グループ（SSG）・監督カレッジを含めた海外当局等の会合において意見交換を実施した。
- 危機対応については、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）等に対して設置された関係当局による危機管理グループや、欧州当局と日本当局の間でのワークショップ開催（2021 年 2 月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。
- 各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、証券監督者国際機構（IOSCO）において、作業グループの共同議長を 2019 年設立当時から金融庁職員が務め、市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立や実施に関する好事例の抽出に向けた作業を主導した。

【本事務年度の作業計画】

- 従前より深度ある協力関係の構築を目指してきたアジア新興国との間では、率直・実践的な意見交換を通じた信頼関係の醸成が特に重要との観点から、コロナの影響による経済社会の変化等も踏まえた上で、意見交換の機会を増やすなど、協力関係のあり方を検討していく。GLOPAC については、アジアに限らず、中東やアフリカ、中南



米の新興国の当局者に対し、オンライン型と対面型を組み合わせたハイブリッド型研修の実施やフォローアップ研修を実施することで、知日派の育成と協力関係の構築を行う。

- 先進国との間においても、共通して取り組むべき国際的課題への対応に向け、経済連携協定（EPA）に基づく合同金融規制フォーラム開催など、引き続き、率直な意見交換ができる協力関係を深化させていく。
- 各国当局において危機対応に向けた取組みの実践化が進む中、海外発の不測の事態にも迅速に対応できるよう、米英欧等の危機対応関係当局との関係を一層強化するとともに、危機管理グループの運営に関する好事例の国際的な収集作業への参画等を通じ得られた知見を我が国のモニタリング能力の向上につなげていく。

2. 金融行政を担う組織としての力の向上

(1) 専門人材の育成

【昨事務年度の実績】

- データサイエンスに通じた専門人材を育成する観点から、データサイエンスを志向する人材に期待されるスキルを整理し、データサイエンスを希望する人材やデータ関連部署からの人材ニーズを把握するとともに、金融庁内のデータ分析プロジェクトを調査・整理し、職員向けに報告会を開催した。
- 金融庁のデジタル化を推進する人材等を確保するため、関係部署への配置による OJT や外部機関への派遣等による人材育成にくわえ、採用支援事業者の活用等による積極的な採用を実施した。
- 職員向けの研修について、効果的・効率的な人材育成のための「研修のオンライン化」、「各部局研修の相互開放」を行ったほか、多種多様な能力の開発ニーズに応えるため、外部の動画学習サービスを試行的に導入した。また、業務との関連性を重視した研修を実施するとともに、受講した研修と人事配置の連携強化を行った。
- モニタリング業務を行う職員に対して、以下のような人材育成に向けた取組みを行った。
 - 2020 年 7 月にオンデマンド視聴が可能な内製動画研修を金融庁・各財務局に導入し、拡充を継続するとともに、2021 年 1 月に金融庁・財務省共催によるオンライン双方型モニタリング中央研修を初めて開催するなど、ポストコロナを見据えた研修の体系化を推進した。



- 財務局モニタリング部門の中核・専門人材の持続的な育成を企図し、2020年8月にトレーニー制度の実施要領を策定し、各財務局への周知を行うなど、支援態勢を構築した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融行政の各分野における高度な専門人材を中長期的に育成していくため、以下について取り組む。その際、人材育成の基礎となる専門分野のあり方の点検を行う。
 - 「データサイエンス」のスキル向上を目指し、金融庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、各種研修を実施する。
 - 国会・予算・人事・調整業務等の官房業務の経験を通じ、政策の実現と金融庁の運営に不可欠な組織マネジメント能力を有する職員を育成する。
 - 金融庁以外の組織への積極的な職員の派遣や最先端の知見を有する外部人材との協働及びその採用等を引き続き行うことを通じて、幅広い知見・経験を有する職員を育成する。
 - 金融庁全職員のIT・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上に取り組む。
- モニタリング業務を行う職員に対して、金融庁のモニタリング能力を継続的に向上する観点から以下について取り組む。
 - 知識付与型のオンデマンド動画研修の提供にくわえて、新たな監督課題等への機動的な対応が行われるように、事例・検証手法の研究や、金融機関が直面する多様な課題に対する思考能力を養うための階層別参加体験型グループ学習（ワークショップ）を実施することで、対話力の維持・向上に取り組んでいく。
- モニタリングにおいて、経済環境や金融機関の財務状況等を踏まえ、データ分析や対話の論点整理を支援するなど、人材育成の観点からサポートする。

（2）職員の主体性・自主性の重視

【昨事務年度の実績】

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」が積極的に活用されるよう取り組み、13のプロジェクトチーム、延べ100名超の職員の参加を実現した。
- 職員個人が論文やコラムを執筆して金融庁ウェブサイトで公表する枠組み（「個人論文」）を整備した（2021年7月に2本の論文を公表）。

**【本事務年度の作業計画】**

- 職員が自ら考え、提案し、チャレンジすることを奨励する組織文化を醸成する取り組みを引き続き行う。
 - 「政策オープンラボ」について、一層多様なプロジェクトが行われるような取り組みを行うとともに、意欲のある職員が自分の考えに基づいて、主体的に政策提言を行うことを奨励するという制度趣旨や目的について改めてメッセージを発信すること等を通じて、より多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを引き続き行う。
 - 「個人論文」について、意欲のある職員が積極的に、金融行政に関する課題等の研究を行うことのできる環境づくりを引き続き行う。

(3) 財務局とのさらなる連携・協働の推進**【昨事務年度の実績】**

- 金融庁幹部会への財務局長の参加や財務局理財部長とのテレビ会議など、幹部レベル及び実務レベルで積極的にオンライン会議等を活用した適時の情報共有を行うなど、タイムリーかつ綿密な連携を進めた。
- 金融サービス仲介法制に係る監督体制の整備や「拠点開設サポートオフィス」の財務局との共同開設など、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働をさらに推進した。

【本事務年度の作業計画】

- 各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協働をさらに進めるため、引き続き以下のとおりコミュニケーションの充実等を進める。
 - 幹部レベルや実務レベルでのオンライン会議等を活用した適時の情報共有を継続・拡充していくとともに、若手を含めた財務局職員が金融行政について積極的に意見を提言することのできる場を設けていく。
 - 金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会に当たっては、金融庁と財務局とで一体となってヒアリングを実施する。
 - 日本銀行考査の連携やマネロン等対応など、政策の企画立案及び執行プロセスにおける財務局との協働を推進する。
- 金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、金融庁と財務局が協働してさらなる検討をくわえ、最適な業務運営となるソリューションを生み出す。



(4) 誰もが能力を発揮できる環境の実現

【昨事務年度の実績】

- 全ての職員がテレワークを実施できる環境の実現、オンライン会議環境の拡充（職員 PC を用いた利用環境の整備や様々なオンライン会議ツールへの対応）や BYOD（Bring Your Own Device）の導入、小型軽量化 PC への置換を進めるなど、働き方改革やペーパーレス化を推進した。
- RPA（Robotic Process Automation）について、2019 事務年度までの取組みに加え、職員の身近にある簡単、かつ、定期的に行うルーティンの作業を対象とする「サクッと RPA」を含め、計 9 件の RPA 化を実施し、より一層の活用等に取り組んだ。
- 業務の特性等に応じて一部課室においてフリーアドレスを導入し、効率的に業務遂行できるオフィス環境の整備を進めた。

【本事務年度の作業計画】

- 職員一人ひとりの実情に応じた柔軟な働き方を実現することで、職員の生活の質を高め、業務の質を向上していくために、業務の合理化・効率化に向けた以下の取組みを行う。
 - 全職員への小型軽量化 PC の配布を完了させるなど、働き方改革やペーパーレス化に資するインフラを整備するとともに、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を継続し定着を図る。
 - 各職員が真に注力すべき業務に集中できる環境を整備するため、一元化に馴染む業務の集約や「サクッと RPA」のより一層の活用等に取り組む。
- 能力・意欲に応じた適材適所の人事配置を徹底するため、後継の育成を踏まえた人事配置・育成・研修、庁内及び一般公募等をさらに進める。

(5) 幹部職員等のマネジメント力向上

【昨事務年度の実績】

- 幹部・課室長が自己のマネジメントの方針を部下職員に共有するとともに、職員満足度調査や 360 度評価の結果のフィードバックを行うなど、マネジメントの改善に向けた取組みを行った。
- 各課室において、少人数でのグループを編成し、各グループ長をチームのマネジメントを担うポジションと位置付け、マネジメントを意識した業務遂行が期待されることを明確化するとともに、1 on 1 ミーティングの実施等を通じ、グループ内のコミュニケーションの充実を図った。

**【本事務年度の作業計画】**

- 適切なマネジメントに基づく組織運営を行い、全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の実現を目指し、以下の取組を行う。
 - 幹部職員等に対してマネジメント研修を実施し、継続的にマネジメント力の向上を図る。
 - マネジメント方針を部下職員に共有し、職員満足度調査や 360 度評価の実施を通じて、その方針に則ったマネジメントが行われているかフォローアップを行う取組を継続し、マネジメント能力の向上を図る取組みの定着を図る。
 - 現場のリーダーの役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成を通じて、きめの細かい組織運営を引き続き行う。

